

## 衆議院農林水産委員会議録 第十五号

平成十一年五月二十日(木曜日)

午前十時二分開議

出席委員

委員長 穂積 良行君

理事 赤城 德彦君

理事 松岡 利勝君

理事 小平 忠正君

理事 宮地 正介君

理事 今村 雅弘君

理事 金子 一義君

理事 岸本 光造君

理事 熊代 昭彦君

理事 鈴木 俊一君

理事 戸井田 徹君

理事 萩山 教嚴君

理事 水野 賢一君

理事 宮本 一三君

理事 安住 淳君

理事 鈴呂 吉雄君

理事 上田 勇君

理事 木村 太郎君

理事 佐々木洋平君

前島 秀行君

農林水産大臣 中川 昭一君

農林水産大臣官房長官 高木 賢君

出席政府委員

農林水産省經濟局長 楠木よし子君

農林水産省構造改善局長 渡辺 好明君

農林水産省畜産局長 桶口 久俊君

農林水産省畜産局長 局長

農林水産省畜産局長 改善局長

農林水産省畜産局長 農林水産省畜産局長

農林水産省畜産局長 農林水産省畜産局長

農林水産省畜産局長 農林水産省畜産局長

農林水産省畜産局長 農林水産省畜産局長

流通局長 農林水産省食品糧食庁長官 福島啓史郎君

水產府長官 堀 英隆君

自治大臣官房総務審議官 香山 充弘君

議官 文部大臣官房審議官 錦谷 真美君

専門員 農林水產委員會外山 文雄君

立委員 塩谷 修光君

候補員 戸井田 徹君

候補員 木部 佳昭君

候補員 神田 厚君

候補員 今田 保典君

候補員 戸井田 徹君

候補員 木部 佳昭君

候補員 神田 厚君

候補員 水野 賢一君

候補員 今田 保典君

候補員 神田 厚君

候補員 木部 佳昭君

候補員 木部 佳昭君

候補員 神田 厚君

候補員 木部 佳昭君

委員の異動

五月二十日

辞任

同日

辞任

補欠選任

同日

辞任

補欠選任

同日

辞任

同日

辞任

補欠選任

同日

補欠選任

同日

補欠選任

同日

補欠選任

同日

補欠選任

同日

同日

同日

し実際はかなりもう質疑をしていまして、私もきょうで四回ぐらいいの質問でございますが、短い一時間の時間でござりますけれども、きょうはちょっと別の観点といいますか、法案の中身というよりも、我が農業が今後どういうふうな推移をするのかということをいろいろな観点から少しお話をさせていただきたいと思つております。

一九六一年に制定された農業基本法が始動して以来四十年弱の時間が過ぎましたが、私は、今日本法というものが出てきたわけですが、その中で、それぞれの分野にわたって、では、農業基本法が一九六一年にできてからどう変わってきたのかということ、それに基づいて、それでは、そのまま推移をすれば、十年後、また二十年後どうなるのかということをまずきちっと踏まえなければならぬと思っております。

最初に中川大臣に聞きますが、私のこの感覚では、大きな構造調整の時期を迎えたというのは、大きな意味では、じり貧状態がどうも続いている、その傾向に歯どめが全くかかっていない、それはある意味では、多種多様な施策を講じてきたなかで、なかなか、その有効性がもうひとつではなかつたかなという認識に私は立っております。

最初に伺いますが、まず、この基本法の中でも大きな争点になつてゐる自給率の問題ですね。昭和三十五年にはカロリーベースで七九%、それが非常に低落をして四一%。それでは大臣、これは、今ままでの推移でいえば、農林水産省では、例えば平成十二年とか、今から先十年後というのはどうのように推移すると思われておられますか。

農地面積につきましては、昭和三十五年には六百七十万ヘクタールであったものが現時点では四百九十一万ヘクタールとなつております。基本問題調査会の議論の過程で平成十二年の面積を推計しましたところ、まず「一」といたしまして、調査会の議論の過程で平成十二年の面積を推計しましたところ、まず「一」といたしまして、仮定した場合には、現在の農地面積から壟廃面積を調整いたしまして四百四十二万ヘクタール、その後、農地転用、耕作放棄地等のこれまでの発生状況が継続する、要するに今のトレンドで行くと仮定した場合には、現在の農地面積から壟廃面積を調整いたしまして四百四十二万ヘクタール、それから「一」といたしまして、農家戸数の増減あるいは経営規模の縮小、拡大等の趨勢が続いたという数字を入れて仮定した場合には、農業経営を利用される面積としては三百九十六万ヘクタールとされております。

十五年にはカロリーベースで七九%であったものが、直近の平成九年には四一%となつております。

平成七年に閣議決定いたしました農産物の需要及び生産の長期見通しにおいては、実は二十二年という数字がないのでござりますけれども、平成十七年度には四四から四五%と見込まれております。これは、平成五年の数値を基礎に、生産についての持てる力の最大限の發揮によって、可能な限りの我が農業生産の維持拡大を意欲的に見込んであります。

また、就農人口、高齢化等について申し上げますが、基幹的な農業従事者数は、昭和三十五年には一千百七十五万人であつたものが平成十年には二百四十一万人でございます。基本問題調査会の論議の過程で、この異動等が継続することを前提として推計した平成二十二年には百四十七万人になります。このうち六十五歳以上につきましては、現時点で百七万人が平成二十二年には七十四万人になると見通されております。

○穂積委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、食料・農業・農村基本法案(内閣提出第十八号)

○中川国務大臣 おはようございます。

まず、食料自給率、今御指摘のとおり、昭和二

きょうで四日目に入りました農業基本法、しか

平成十一年五月二十日

それから農家総所得は、昭和三十五年には四十万円であったものが平成九年には八百八十万円となつております。将来の推計は、物価、経済状況等にも左右されますので特に推計を行つております。

一戸当たり平均経営規模は、昭和三十五年には〇・九ヘクタールであったものが平成十年には一・六ヘクタールとなっております。平均経営規模としては将来の推計は行つておりませんが、平成七年に閣議決定した農産物の需要及び生産の長期見通しにつき農政審議会で議論した過程においては平成十七年の農業構造の展望を見通しております。これは平成十九年の農業構造の展望を見通しておられ、ここにおいては、稲作單一經營では十ヘクタール程度の規模の經營体が約五万程度形成されるというふうに見込んでおります。

○安住委員 質問をしないところまで丁寧に答えていただきまして、ありがとうございました。それはいいんですが、私もその数字は全部知っています。

しかし大臣、私が聞きたいのは、それでは個別に伺いますが、ここはもうなぜということに対してもちゃんと答えてもらいたいんです。例えば經營規模について、昭和三十五年の時点で〇・七七、あの農地解放の時点でいろいろな数字がありますけれども、大体言われているのは、〇・四七七と、農地解放当時、平均〇・四ヘクタールぐらいだった。それが三十五年で〇・七七、今、七年で〇・九二ですね。これは、集約化は図られたと思いますか。もし思つたとおり図られていないとすれば、何が原因だと思っていらっしゃるんですか。

○中川国務大臣 昭和三十六年の基本法制定当時には、もちろん經營規模の拡大というのが一つの大きな目標であつたわけでありまして、それに向かつてのいろいろな施策も講じてきたわけでござります。

一つには技術、あるいはまた、いろいろな合理化の進展によりまして労働時間が非常に少なくなってきた。特に稻作が顕著だと思いませんけれど

も、一ヘクタール当たりでも、一俵当たりでもいいんですが、非常に労働時間が少なくなつてきました。一方、高度経済成長の関係で、農地自体の価格も上昇して、土地に対する資産としてのウエー

トが非常に高くなつてきました。これが両方複合的に作用した結果、いわゆる兼業農家としての農業所得もふえましたし、他産業へ行く時間の余裕も出てきたことによって所得がふえていったということで、いわゆる農地の流動化が逆に進みにくくなつたということで、土地を手放さない、また、買おうとしても買えないといふことで、先ず御指摘の趣旨のとおりであります。

そこで、思ったとおりの經營規模の拡大が、そういう多方面のプラス要因が逆に經營規模の拡大に結びつかなかつたというふうに理解をしております。

○安住委員 大臣、昭和三十五年に一千百七十五万人がいて、〇・七七ですよ。今二百四十一万人でしよう。農業就業者人口というのは、それでいて、大臣の北海道は別にして、一ヘクタールもな

いんですよ。これは失政と認めて私はいいと思

いますよ、農林省。

後で土地の問題をまた詳しく前に引き続き私

らせてもらいますが、昭和二十年、二十一年、二十二年とあります。二十七年に農地法が制定され、三十六年に基本法の制定があって、農地法の改正があつて、四十三年には都市計画法の制定が改訂があり、昭和三十五年からは、全体として見ますならば、一・二倍といふことになります。三十数年間の数字としては目指した方向に達していないということは言えると思います。

○安住委員 後からやるつもりだったのですが、これを前倒してちょっとやります。話がちようどそういう話に、続きをの方が多いんじゃないですか。

具体的に言えば、土地は耕す者のためにあると

思いますから。

それでは、構造改善局長がいらっしゃいますか

私は何度もこの委員会で言いましたけれども、そのことを徹底し切れなかつた反省というのはない

ことです。それに対して、ちゃんと農業基本法で

何をするかという話を本当にやりたいんですよ。それを対して、ちゃんと農業基本法で

何をするかという話をしていただい

ます。

○中川国務大臣 全体としては、昭和三十五年に比べて一・二倍程度の伸びにしかすぎないと言つていいんでしょう。しかし、土地利用型農業に着目しますと、特に北海道の場合には三・六倍になつておるわけございまして、北海道は專業で

あり、また土地の値段も北海道以外の地域に比べれば安いという事情もあって三・六倍に拡大をしました。しかし、それ以外の施設型あるいは本州の地域では、全体としてそういう低い数字になつたと

いうことでございます。

施策としてもいろいろと、規模拡大あるいは農地の流動化といった施策をとつてきたところでありますけれども、強制的に、あなたのところはもう農地を手放しなさいとかそういうことはできな

いわけございまして、土地を持つこと、あるいは小規模で農業、稲作を営むことのメリットも農業者自身の側にあった結果としてそういう結果になりました。

大臣の北海道は別にして、一ヘクタールもな

いんですよ。これは失政と認めて私はいいと思

いますよ、農林省。

後で土地の問題をまた詳しく前に引き続き私

らせてもらいますが、昭和二十年、二十一年、二十二年とあります。二十七年に農地法が制定され、三十六年に基本法の制定があって、農地法の

改正があつて、四十三年には都市計画法の制定が改訂があつて、昭和三十五年には都市計画法の制定が改訂があつて、四十三年には都市計画法の制定が改訂があつて、昭和三十五年からは、全体として見ますならば、一・二倍といふことになります。三十数年間の数字としては目指した方向に達していないということは言えると思います。

○安住委員 後からやるつもりだったのですが、これを前倒してちょっとやります。話がちようどそういう話に、続きをの方が多いんじゃないですか。

具体的に言えば、土地は耕す者のためにあると

思いますから。

それでは、構造改善局長がいらっしゃいますか

私は何度もこの委員会で言いましたけれども、そのことを徹底し切れなかつた反省というのはない

ことです。それに対して、ちゃんと農業基本法で

何をするかという話を本当にやりたいんですよ。それを対して、ちゃんと農業基本法で

何をするかという話をしていただい

ます。

○中川国務大臣 ですから、昭和三十五年から現

時点まで全体として見ますならば、一・二倍といふことは、三十数年間の数字としては目指した方向に達していないということは言えると思います。

○安住委員 後からやるつもりだったのですが、これを前倒してちょっとやります。話がちようどそういう話に、続きをの方が多いんじゃないですか。

具体的に言えば、土地は耕す者のためにあると

思いますから。

それでは、構造改善局長がいらっしゃいますか

私は何度もこの委員会で言いましたけれども、そのことを徹底し切れなかつた反省というのはない

ことです。それに対して、ちゃんと農業基本法で

何をするかという話を本当にやりたいんですよ。それを対して、ちゃんと農業基本法で

何をするかという話をしていただい

ます。

○中川国務大臣 ですから、昭和三十五年から現

時点まで全体として見ますならば、一・二倍といふことは、三十数年間の数字としては目指した方向に達していないということは言えると思います。

○安住委員 後からやるつもりだったのですが、これを前倒してちょっとやります。話がちようどそういう話に、続きをの方が多いんじゃないですか。

具体的に言えば、土地は耕す者のためにあると

思いますから。

それでは、構造改善局長がいらっしゃいますか

私は何度もこの委員会で言いましたけれども、そのことを徹底し切れなかつた反省というのはない

ことです。それに対して、ちゃんと農業基本法で

何をするかという話を本当にやりたいんですよ。それを対して、ちゃんと農業基本法で

何をするかという話をしていただい

ます。

○中川国務大臣 ですから、昭和三十五年から現

時点まで全体として見ますならば、一・二倍といふことは、三十数年間の数字としては目指した方向に達していないということは言えると思います。

○安住委員 後からやるつもりだったのですが、これを前倒してちょっとやります。話がちようどそういう話に、続きをの方が多いんじゃないですか。

具体的に言えば、土地は耕す者のためにあると

思いますから。

それでは、構造改善局長がいらっしゃいますか

私は何度もこの委員会で言いましたけれども、そのことを徹底し切れなかつた反省というのはない

ことです。それに対して、ちゃんと農業基本法で

何をするかという話を本当にやりたいんですよ。それを対して、ちゃんと農業基本法で

何をするかという話をしていただい

ます。

○中川国務大臣 ですから、昭和三十五年から現

時点まで全体として見ますならば、一・二倍といふことは、三十数年間の数字としては目指した方向に達していないということは言えると思います。

○安住委員 後からやるつもりだったのですが、これを前倒してちょっとやります。話がちようどそういう話に、続きをの方が多いんじゃないですか。

具体的に言えば、土地は耕す者のためにあると

思いますから。

それでは、構造改善局長がいらっしゃいますか

私は何度もこの委員会で言いましたけれども、そのことを徹底し切れなかつた反省というのはない

ことです。それに対して、ちゃんと農業基本法で

何をするかという話を本当にやりたいんですよ。それを対して、ちゃんと農業基本法で

何をするかという話をしていただい

ます。

ますけれども、実際上は、社会経済情勢なり、先ほど大臣がお話をいたしました技術の問題あるいは土地の資産的保有の問題、そういうことで所有権を移転させるということはなかなかできなかつたわけござります。

兼業の機会も増大をいたしましたし、そういうふうなことで、所有権の移転による規模拡大というのがなかなかできないことが社会経済情勢全体の中でわかつてまいりましたので、先ほど御指摘があつた、むしろ賃借による利用権の設定ということで、一番画期的なのは五十年代半ばの農用地利用増進制度だらうと思ひます。貸しやすく借りやすいという、そういうふうな状況の中で、今日、利用権の集積による規模拡大が進んできるわけでござります。

それから、先ほど先生から御指摘がございました、数字の総平均によって規模拡大が進んでいないうといふ御指摘ござりますけれども、私ども、確かに都府県において二百当たりの経営規模は昭和三十五年当時二%から現在二一%まで増加をしているということでござりますので、そういう点では農地の集約というのは相当な進展を見ているという評価もできるのではないかというふうに思つております。

○安住委員 一理あると思いますよ。しかし、これは農業法人の問題まで進んでいきますから、その話で言つと。

それは、今局長さんがおっしゃった話で言うと、それだつたら、昭和四十五年にたしか農地法をまた改正してあるはずですよ。その改正をしたときの審議の中身というのを私読んだことがありますよ。それはたしか、所有権の移転が本当に全然進まないから、売買、賃貸をさらに進めるんですよ。そののを昭和四十五年の改正案でやつた。そのときは小作料規制の緩和や農業生産法人の要件を緩和したり、それから、經營規模拡大のための農地保有合理化法人による農地等の売買を認める

ようになつた。つまり、農協の委託経営もこの時点で始まるわけです。

やれどもやれどもとは言いませんが、しかしこれは、社会的に見ると、ちょうどこの時期というものは土地の高騰の時代といいますか、列島改造論

のブームに応じて、どうも農地というのは耕しただけでは余りもうからなければ、特に都市近郊はそうですが、持つてあるだけで、一山当てるとは言わないが、資産になるぞと、だから幾らでありますか。それを引きはがすために、規制がかかって中で農林省はさまざまな努力はしたのだと思いますが、結果としては、賃貸も含めて申し上げると、やはり思うように進まなかつたということがあります。い

○中川國務大臣 具体的な数字は局長の方からお答えさせますが、日本の伝統的な長い農業の歴史の中で、やはり土地に対する執着というのは、長い間の農業者を初めてとする一つの日本の文化、歴史を支える大きな一つの要因であつたのではないか。したがつて、こういうことを

言つていいのかわかりませんが、いわゆるたけ手側の権利といいますか、それが非常に重視をされていて時代でございまして、貸し手にとってみれば高額な離作物を取られるというふうなこともございまして、この点についての、先ほどの私の答弁でいえば貸しやすい、借りやすい、返しやすい、こういうふうな状況をつくり出すまでにもうしばらく時間がかかりました。五十五年の農用地利用増進法の制定によりまして、そういう分野について画期的な前進が図られたという認識でございます。

○安住委員 大臣、昭和四十六年当時の我が国は耕地面積は幾らだったか御存じですか、たしか五百八十万だった。いや、急に通告も何もない話がまさに基本法の一つの目標でもあつたわけありますけれども、日本經濟全体から見て、農政全

体から見て、あなたはもう離農した方がいいんじゃないですかとか、土地を手放した方がいいんじゃないですかといふようなことを強制的に行なうことは、日本の社会体制ではできないわけござりますから、そのぎりぎりの中でいろいろ

努力をしてきたということが一つの歴史的な結果であったのではないかというふうに思つておられます。

○渡辺(好)政府委員 先生、四十五年の農地法改正にお触れになりましたので、ちょっとその点についてコメントをさせていただきたいと思いま

す。確かに、四十五年の改正はかなり大きな改正でございまして、四点ほど大きな内容があるんですけれども、その中でも、目的規定を改正いたしまして、土地の農業上の効率的な利用を図るために規定を加えました。それは、今大臣からも御説明をいたしましたように、兼業、そして耕作が手抜きになるというふうなことを踏まえてこの目的

農地保有合理化法人制度を創設いたしたわけございます。そういう手立てを打つたわけござりますけれども、まだその当時におきましては、いわば借り手側の権利といいますか、それが非常に重視をされていて時代でございまして、貸し手にとってみれば高額な離作物を取られるというふうなこともございまして、この点についての、先ほどの私の答弁でいえば貸しやすい、借りやすい、返しやすい

は、毎年のように大変な上がり方をする。官房長、そうですね、四十七、八年というのは大変なんですね。つまり、農家から見ると、いろいろな矛盾と、やはり基本が見えなくなつてきている時代だつたと思うのですね。一方で大変な減反をこなして強いたわけですね。

○安住委員 そこで、今度は昭和四十七、八年ごろに米価はどうだったかというと、私の記憶では、毎年のように大変な上がり方をする。官房長、そうですね、四十七、八年というのは大変なんですね。つまり、農家から見ると、いろいろな矛盾と、やはり基本が見えなくなつてきている時代だつたと思うのですね。一方で大変な減反をこなして強いたわけですね。

ばらばらな、ちょっとまとまりのない話をさせてもううと、たしか四十五年で持ち越し在庫が七百二十万でしょう。それで、五百八十九万、三百七万とくるわけですよ。またそれが五十年代に入つて、六百六十六万という昭和五十五年の数字があるのです。つまり、減反が始まつて、当時大体二五%ぐらい、国家予算で一兆円という話を私はこの間しましたけれども、四十五年、六年といふのはそういう年です。

そういう中で、当時のことを余り責めてもしようがないのですが、多分その時点では、一等農地

〇中川國務大臣 手元にあるのが、耕地面積、四年が六百万、五十五年が五百四十五万ですか

十万でしょ。やはり私はこう思うのです。これらは、先生御指摘のように、ちょうど中間ぐらいですから、五百六、七、八十万ぐらいじゃないかと思います。

というか、農地をできるだけ守って、なおかつ土地の集約化を図つていって、規模拡大をして足腰の強い農業をつくるという大きな目標があつたにもかかわらず、今私が説明したような社会状況があつて、しかし減反に伴つて、また米価も上がつた。だから結局、思うように後継者がといいますか、今で言う、つまり認定農家になり得るようなら、柱になるような農家というものができなかつたのではなかつたか、私はそういうふうに考えているのですけれども、いかがですか。

○中川國務大臣 先生は先ほどから米中心に御議論されているというふうに理解をしておりますが、確かに米に関していえば、昭和四十年ぐらいに自給を達成いたしまして、その後四十年代、五十年代初頭と一回にわたつて大過剰を経験したわけあります。そういう意味で、米については一〇〇%以上の、お天氣次第でござりますから作況が一〇〇%を割ることもときどきありますけれども、そういう中で農政全体としての位置づけと、その中で中心的な稻作、米についていえば、まさに先生御指摘のような需給の、供給過剰の状態が続いてきました。

では、なぜほかの部分に振り分け、全体として減つて、しかも自給できない主要な作物もいっぱいあるのにもかかわらず、米以外のところにいかないかといえば、やはり米が主食であり、生産者にとってもメリットがあるということで、結局、米だけを見ればそういう状態がずっと続いてきたというふうに私も思います。

○安住委員 いや、私は米の話をしているんじゃなくて、農地の流動化を妨げてきて規模の拡大ということができなかつた、それが結果的には、きのうもどなたかの質問のときにありましたけれども、内外価格差をやはり生んだ原因ではなかつたかな、私はそういうふうに思つてゐるんです。しかし、全く何もしてこなかつたと言つてゐるわけがないですよ。認めますよ。例えば、平成五年の農地法の改正、それからこの間の十年の改正、私は、流動化に対する一定の制度は多分よう

やくできたんだろうなと。  
そこで、それでは基本法の問題に入ります。大臣は、四百九十一万ヘクタールというものを作つて、これから先十年後も維持しなければならないと思つて、いらっしゃるのか、なおかつ、そのためにはどうぞこれから伺います。

○中川國務大臣 基本法の基礎理念の一一番最初にあります、二条の食料の安定供給と、十九条にあります、不測の事態における食料安全保障の觀点からの確保については、可能な限り国内生産を中心として確保していかなければならないというふうに考えております。

そのためには、農地だけではなくて、担い手あるいは技術、あるいは国民的な理解等いろいろな要素も必要でございますけれども、特に品目ごとの作付等も十分考慮し、それを総合的に積み上げた形で、今後ともこの農地を維持しながら、いわゆる国内生産を基本とするという趣旨がより高い水準で達成できるようにしていかなければなりません」というふうに考えております。

○安住委員 それは前提としてわかりますが、しかし、私は何らかの歴史と何らかの規制をかけないと、四百九十一万ヘクタールが十年後にそのまま維持できているとは、今までの社会の流れからいつて考えられないんですよ。

つまり、私は自身も、土地を固定化するということに関して言えば、憲法上も含めて、相当私有権の問題に踏み込んだ話になるかもしれません。しかし、四百九十一万しかもうない。これを本当に

やつたことと、先ほど来御説明申し上げておりますような作物別の必要面積の積み上げ、そして、この面積をどういう農地の利用、つまり現

状を見ますと、耕作放棄地もござりますし、それから冬場の水田の利用率は三割以下というふうな現状もござりますので、そういった利用の仕方と

いうことの組み合わせをおきまして、基本計画上にきちんと明記をし優良農地を守つていく、農地の総量を守つていくというふうなことをはつきりさせていきたいというふうに考えております。

○安住委員 我が党は、きょうの新聞にも出ておりましたが、修正案を出しました。修正案といいますか、我々の党としては、食料の自給率の向上

というものを明記すべきだと。

私は個人的には、大臣、農地の耕作面積を維持するということも、かなり大きな柱として、法案守つていくということであれば、大臣、何とかでなければならぬなんという話じやなくて、もっと踏み込んだ考えが必要だし、なおかつ、農業生産法人のところでやりますけれども、規模拡大と、それから、きょうはWTOの話は避けますけれども、これから非常に足腰の強い、国際的に内

外価格差を埋めていくということを、例えば米だけに限つて言えば、やるということになれば、それは、基本計画をつくるんでしょうけれども、相

当の決意と覚悟が私は必要だと思うんですが、いかがですか。

○渡辺(好)政府委員 食料の安定供給、それから安全保障、この点から農地をしっかりと確保していくとともに、私たちも全く同様に考

えています。

○中川國務大臣 先生の御質問のポイントは、やはりきちんと農地を確保して、そして食料をきちんと国内で生産していくという御趣旨だろうと思います。

○渡辺(好)政府委員 食料の安定供給、それから

本計画の中にも取り入れるべきではないかと思うんですけれども、いかがでございますか。

○中川國務大臣 先生の御質問のポイントは、や

はりきちっと農地を確保して、そして食料をき

ちつと国内で生産していくという御趣旨だろうと

思います。

○安住委員 これは通告していないですから多分数字はわからないと思いますけれども、渡辺さん、四百九十一万ヘクタールあるでしょう。そのうち休耕田とか耕作放棄地ですね、休耕田といつても、減反に伴つて何も、例えば転作をしないとかじやなくて、全く田んぼをつくつていなかつたり、また耕作放棄している、こういうのは全体の何割ぐらいあるんですか、さつとでいいですか

ら。

○渡辺(好)政府委員 さつとした数字ということ

でございますので、お答え申し上げます。

耕作放棄地は現在十八六万ヘクタール、それから不作付地、一年間作付を行わなかつた農地といふのも同じ十六万、両方合わせて三十二万程度と記憶しております。

○安住委員 今の制度でいうと、例えばそれに対する課税制度なんかについては、普通の農地と変わませんか。

○渡辺(好)政府委員 農地という形態に着目をして課税がなされたおりまますので、ほかの農地と違ひございません。

○安住委員 大臣、ここからはちょっと政治的な話ですから大臣に答弁してもらいますが、私は、本気で、まじめにやつてゐる人と、そうでない農

の中に書くのは難しいかも知れないと、一つの重要な柱として掲げていつて、この基

本計画の中にも取り入れるべきではないかと思うんですけれども、いかがでございますか。

○中川國務大臣 大臣、ここからはちょっと政治的な

話ですから大臣に答弁してもらいますが、私は、

本気で、まじめにやつてゐる人と、そうでない農

家というものを選別しないといけない時代だと思  
いますよ。

その中で、三十二万ヘクタールもある使ってい  
ない農地、または耕作放棄をしている田んぼ。四  
百九十一方が本当にとらの子で大事な田んぼとい  
うのだったら、今ある戦後の歴史を話してきた  
けれども、思い切ってこういうのは、例えば税制  
でいたら宅地並み課税なりをかけて、耕作をま  
じめにやる人にこれを集約するような仕組みとい  
うものを考えるべきだと私は思いますけれども、  
いかがですか。

○中川国務大臣 農地の中で三十二万ヘクタール  
が実際に耕作されていないことがあります  
けれども、それにはそれなりのいろいろな意味で  
の理由があるんだろうと思います。  
例えば、本当に条件が悪くて、あるいは後継者  
がもういなくて、お年寄りで労働ができないと  
か、いろいろあると思いますけれども、一般論と  
して言えば、農地であるがゆえの農地に対する税  
制というものがあるわけでございまして、そういう  
意味で、政治家として答えるということであれ  
ば、農地としてのいろいろな特別の税制等の措置  
があるのであれば、これはやはり農地として利用  
すべきであり、そして、先生おっしゃるように、  
それを移転して集約していく。

ただし、集約する側にもそれによってメリット  
がなければならぬわけですから、売る側、買う  
側、両方のメリットがなければいけないというふ  
うに思いますが、農地であるがゆえにいろ  
いろな措置が講じられていて、それが農地でない  
ということがやむを得ない事情もある場合もある  
かもしれませんけれども、一般論としては、大変  
残念なことだなというふうに思つております。  
○安住委員 いや、大臣、これは非常に重要な話  
ですから。

私は、生産法人の話を今からしますけれども、  
つまり、ルールとして、転用をある程度厳しく規  
制して、なおかつ耕作者にそれを集約するとなれ  
ば、税制上の問題でいうと、休耕田といいます

か、全くそういうふうに田んぼとして扱つていな  
い土地が三十二万ヘクタールももしあるんだった  
らば、少なくとも所有者からそれを引き離すとい  
うことはやはり当たり前の話で、そうであれば宅  
地並み課税というのは私は一つの考え方だと思つ  
るが、少なくとも所有者からそれを引き離すとい  
うことはやはり必要なことだと思う。

しかし、それをやりますとかやらないとは言えな  
いだろうから、何らかのペナルティーを科すとい  
うことはやはり必要なんじゃないですかどうです  
かということを聞いています。

○渡辺(好)政府委員 今大臣からお答え申し上げ  
ましたように、そういうふうに規制を強化する、  
課税を高くするということで果たしてその農地が  
使われるようになるんだろうか。むしろ、その農  
地が遊休化をしているという点についていえばそ  
れなりの原因があるわけですから、例えば、コス  
トの問題もあり基盤が整備されていない、粗い手  
がない、こういうところを一つ一つ解きほぐし  
ていくということが大事ではないかなというふう  
に思つております。

それから、税制の面についていえば、一定の集  
約を公的な計画のもとでやる場合には、譲渡所得  
に対する所得税の特別控除といった制度もござい  
ます。つまり、あめとむちという点でいえば、農  
地が農地として使われるような方向に誘導するよ  
うな税制の方が望ましいというのが現在の私ども  
の考え方でございます。

私が言いたいのは、この問題は、例えば将来的  
に、農業生産法人の話に踏み込んでいくと、今回  
は大きな穴を開けましたね、株式の取得という  
ことでいえば、私は、今までの農政の難しさとい  
うか厄介なところというのは、農業者という非常  
に根強いものがきちっとあって、それが農業をや  
るものだという意識がやはり物すごくあるわけで  
すね。私も基本的にはそういう考えなんですよ。  
ただし、土地の集約化や規模拡大というのは絶対  
必要なことじゃないですか。まず、それから聞き  
ましょう。

○中川国務大臣 少なくとも土地利用型の農業形  
態においては、集約化することによって基本的に  
はメリットがあるわけでございますから、そういう  
意味では集約化が必要だと思います。

ただ、先ほども申し上げたように、出し手と受け  
手とのお互いのメリットがなければ土地の移動  
というものはできない、まあ、場合によっては合  
理化法人かなんかに預けるという手もあるのかも  
しれませんけれども。しかし、基本的な答えとし

必要があれば、農地法その他についての改正も  
したいと考えております。

○安住委員 それは前向きな話として私は評価を  
します。  
ところで大臣、ちょっと私はどう質問していい  
かわからないんですか、田んぼがあつてそれを耕  
す、それは人間なわけですよ。しかし、その主た  
るものは農家でないとならないんですか。それと  
てもうえませんか。

○中川国務大臣 これは、二年間にわたる基本問  
題調査会でも一議論になつた点の一つでござい  
ます。中間報告では両論併記という形になつた  
わけであります。  
今回法案を御審議いただくに当たって、経営形  
態の一つの形として、限定的にいろいろな条件を  
つけて、株式会社というのも認めるということ  
でありますから、そういう意味では、私は、法案  
に基づいて、いろいろな条件が前提で賛成であり  
ますが、では、具体的にどういう条件がつくのか  
ということについては、まさに当委員会を初めと  
する国会の御議論、そしてまた検討会で今御議論  
をいただいている最中でございます。

○渡辺(好)政府委員 今非常に微妙な問題につ  
きまして若干補足をさせていただきたいのです  
が、農業者という言葉と耕作という言葉がそれこ  
そ交錯しているんですが、農地法上は耕作者とい  
う言葉を使っておりまして、農地は耕作者みずか  
らが所有することを最も適当とするという精神が  
ある、それと同時に、土地の農業上の効率的な利  
用を図るということがあるわけでございます。そ  
ういう点から、この耕作者主義という精神は、私  
どもはこれから先も生きるんだろうと思うので  
す。

ところで、法人の取り扱いにつきましては、耕  
作者たり得るかどうか、逆に言いますと、耕作者  
でなくなるその蓋然性の判断をどこで画するかと  
いうことがポイントなんだらうと思います。今回  
の基本問題調査会の御検討、それから私どもの内  
部の議論では、この耕作者主義という精神のもと  
でいえば、やはり農業生産法人というところにと

ては、先生のおっしゃるとおりだと思います。

○安住委員 そうであれば、ざつぱらんに聞く  
と、これから農業を耕作するということについて  
は、民間企業の参入に対しては、大臣は、今後、  
例えば五年、十年という長いタームで見たとき  
に、どういうふうに感じいらっしゃるんです  
か。民間企業の参入というのは賛成ですか、反対  
ですか。

○中川国務大臣 これは、二年間にわたる基本問  
題調査会でも一議論になつた点の一つでござい  
ます。中間報告では両論併記という形になつた  
わけであります。  
今回法案を御審議いただくに当たって、経営形  
態の一つの形として、限定的にいろいろな条件を  
つけて、株式会社というのも認めるということ  
でありますから、そういう意味では、私は、法案  
に基づいて、いろいろな条件が前提で賛成であり  
ますが、では、具体的にどういう条件がつくのか  
ということについては、まさに当委員会を初めと  
する国会の御議論、そしてまた検討会で今御議論  
をいただいている最中でございます。

○渡辺(好)政府委員 今非常に微妙な問題につ  
きまして若干補足をさせていただきたいのです  
が、農業者という言葉と耕作という言葉がそれこ  
そ交錯しているんですが、農地法上は耕作者とい  
う言葉を使っておりまして、農地は耕作者みずか  
らが所有することを最も適当とするという精神が  
ある、それと同時に、土地の農業上の効率的な利  
用を図るということがあるわけでございます。そ  
ういう点から、この耕作者主義という精神は、私  
どもはこれから先も生きるんだろうと思うので  
す。

ところで、法人の取り扱いにつきましては、耕  
作者たり得るかどうか、逆に言いますと、耕作者  
でなくなるその蓋然性の判断をどこで画するかと  
いうことがポイントなんだらうと思います。今回  
の基本問題調査会の御検討、それから私どもの内  
部の議論では、この耕作者主義という精神のもと  
でいえば、やはり農業生産法人というところにと

平成十一年五月二十日

どまるんだろうというふうに考へてはいる次第でございます。補足をさせていただきました。  
○安住委員 それは今後も永遠にそうだということですか。

○渡辺(好)政府委員 私どもとしては、やはり耕作者主義という基本理念は外すべきではないといふうに考へております。  
○安住委員 大臣、私がさつきから土地の問題にこだわっているのはまさにこの一点で、今、安易な流れといいますか議論があつて、農家以外の、例えばある法人が土地をとったならば、それは転用される、農地以外のものに利用されるおそれが極めて高いからそういうのはだめだという話です。私もそれは何となくうなづけるからさつきからくどうようによつていただけれども、農地の転用に関する話は、耕作者がだれであるかないかとは全く次元の違う問題として、相当厳しい話をばめたらいいんじゃないかという話を僕はしたのです。だから、農地法の改正のときに、税制面を含めて非常に厳しい措置を講じるというのは一つの手だよと。前向きに考えますと言つてから、それはそれでいいでしよう。

そういう土俵の中で、今度は規模拡大等々を考えたときには、今までやつてあるかもしれないが、農地を守るということを前提として考えたときには、いろいろな組み合せをこれからやはりやつていった方が、つまり長年、戦後五十年近く、○・四ヘクタールからわずか○・九ぐらいまでしかいかなかつたこの土地の集約を図るいろいろな方法というのはあるのではないかと私は思つてゐるんです。だから、一形態としてこれが風穴を開いたことになつて、これからどうかの方向に向かうかということに対し私は大変興味を持っているんですよ。だからこの話をしているんです。

どつちに向かっていくんですか。広がっていくんですか、今までですか。ちょっと風穴をくらいいでは、私も民間企業何社かに聞きましたが、しかし現実には、こんなことではだれも多分入つて

こないと思います、この株式取得ぐらいでは、だから、現状では余り変化がない。そうではないかなと思うから、いや、これならこれで行くんだと言つたたら、それはそれでいいですか。どちらか。

○中川國務大臣 ですから、調査会でもいろいろな立場の方々に御参加をいただいていろいろな議論があつたわけでありまして、現に地域で農業者として耕作をしている方々にとって当然のことながらメリットはあるわけであります、株式会社形態とする場合にも。ただし、デメリットも大きいという心配が非常に多いということでいろいろな議論が出てきたわけであります。

そういう中で、今局長が答えたように、地域で、耕作者主義というものを前提とした経営形態、法人化の一形態として極めて限定的にやろうというところまでは我々も考えておりますけれども、それをどういう形でやっていくかにつましまでは、この委員会あるいはまた検討会等でいろいろなことが考えられるわけですが、今後どうなるかということについては、今の段階では、まさに新しい形のものをスタートさせようとするわけでございますから、これが今現に農業に従事されておる生産者にとってメリットになるかあるいはデメリットになるかということも、実際にやつてみなきゃわかりません。

○渡辺(好)政府委員 既にその点につきましては、新政策のもとで、現在の中型機械化体系を前提とした耕作経営規模が、個別経営体でないし二十ヘクタールという基準を示しているわけでございます。これは、稲作ではそうですが、ほかの作物ではまたそれぞれの展望がございます。

それから、もう一つ申し上げたいのは、今、認定農業者という形で、これから発展をしていくこういう認定農業者の方々のそれぞれの計画を拝見いたしますと、総じて、これは平均になりますけれども、平均で十二ヘクタールの規模を目指したいと、私ども、そのあたりが当面の目標と考えております。

○安住委員 僕もそうだと思いました。だけれども、そこまで行くには、今のような土地制度のあり方や農地法のあり方では私は進まないような気がしているんですよ。だからこそ、では、十ヘクタールや二十ヘクタールにするにはどうしたらいいかという話から見たときに、激変を緩和しないといけないということを農林省はいつもおっしゃが、今の段階では、その先についてはやってみないとなるかということもあるわけでございます。

○中川國務大臣 今、米が大変に在庫が多いという状況の中で、昨年、ことしと二年間にわたる緊急対策をとって、非常に大きな比率の減反をしておるわけでございますが、今後についてははどうなんだという御質問でござりますけれども、現時点で大幅な需給ギャップが存在しているということできり申し上げて、都道府県の減反面積率は、どうも今回は、残念ながらありますか、主に米作地と言われたところにいわば割合を高める形で、全国平均で三割を超してしまつた。しかし私は、この一律減反というものは、現場に与える影響というの非常に大きかったと思います。

大臣、つまりこういうことじゃないですか。それでは、十年後に望ましい耕作規模というのは一農家当たり何ヘクタールですか、簡単に答えてください。

○中川國務大臣 一問します。

○安住委員 私は、時間がないので、きょうは米の問題を何問かしたかたのですけれども、それは後で一、二問します。

○渡辺(好)政府委員 既にその点につきましては、新政策のもとで、現在の中型機械化体系を前提とした耕作経営規模が、個別経営体でないし二十ヘクタールという基準を示しているわけでございます。これは、稲作ではそうですが、ほかの作物ではまたそれぞれの展望がございます。

それから、もう一つ申し上げたいのは、今、認定農業者という形で、これから発展をしていくこういう認定農業者の方々のそれぞれの計画を拝見いたしますと、総じて、これは平均になりますけれども、平均で十二ヘクタールの規模を目指したいと、私ども、そのあたりが当面の目標と考えております。

○中川國務大臣 今、米が大変に在庫が多いという状況の中で、昨年、ことしと二年間にわたる緊急対策をとって、非常に大きな比率の減反をしておるわけでございますが、今後についてははどうなんだという御質問でござりますけれども、現時点で大幅な需給ギャップが存在しているということのできない課題だとうぶうに認識をしておりま

す。

それを行うに当たりましては、やはり需給と価格の安定を図るため、つまり、生産者にとっても、今のシステムからいって、つくりたいだけつくて、そして価格形成するときに暴落するといふことは大変なデメリットになるわけでございま

す。

○安住委員 いやいや、そんな紋切り型の話じゃ

きり申し上げて、都道府県の減反面積率は、どうも今回は、残念ながらありますか、主に米作地と言われたところにいわば割合を高める形で、全国平均で三割を超してしまつた。しかし私は、この一律減反というものは、現場に与える影響といふことは非常に大きかったと思います。

私は自身の考え方を言わせていただければ、米作地帯に減反を強化するなんというの、新食糧法の考え方からいとやはり反するんだと私は思います。緊急にということでやらされたかもしません。しかし私は、基本的には、今年度で対策が終わって、来年度以降どうするかという話が、大きな議論が多分食糧厅の中ではやはりこれから起るんだと思いますが、これは、基本的な考え方をどうするのかをちよつと聞かせていただいて、何点か質問します。

○中川國務大臣 今、米が大変に在庫が多いという状況の中で、昨年、ことしと二年間にわたる緊急対策をとって、非常に大きな比率の減反をしておるわけでございますが、今後についてははどうなんだという御質問でござりますけれども、現時点で大幅な需給ギャップが存在しているということのできない課題だとうぶうに認識をしておりま

す。

それを行うに当たりましては、やはり需給と価格の安定を図るため、つまり、生産者にとっても、今のシステムからいって、つくりたいだけつくて、そして価格形成するときに暴落するといふことは大変なデメリットになるわけでございま

すから、生産者の自主的な減反という形をお願いしておりますが、国としても全面的なパックアップをしておるわけでございます。

今後につきましては、ことしの米の生産動向あるいは需給動向を十分踏まえて、また、自給率の観点も踏まえながら、品質の改善、生産性の向上あるいは他作物の生産振興等を図り、本年秋までに結論を出したいというふうに考えております。

だめなんですよ。

ということは、今の割合を続けるわけですか。

北海道四七・二、青森三六・二、宮城でいえば二七・七、つまり七%近く宮城でいうとジャンプしているんですね。大臣 地域特性を生かした適地適産という話を農林省はさんざん言っているんで

しょう。それからいたら、米だってそこをやらないといけないんじゃないですかと僕は言つてゐるんです。

僕は、はつきり申し上げて、減反には反対です。市場の中から強者をつくるべきだというのが私の考え方です。最終的にそこに行くには、しかし、今やれば確かに大変な混乱も起きるし、新食糧法になつてからもまだ時間が浅いから、全体の農家の皆さんの認識はまだそれほどでないと思います。ただ、減反については、百歩譲つてといふか、生産調整はある程度必要だと思つ。

しかし、本当に、この一律減反といいますか、確かにそういう話をすれば、多分、東京は六〇やっています、宮城はまだ二七です、北海道は四七、そういうふうに思うかもしれない。しかし私は、なおかつ米しかつくれない地域というの実はあるんだと思うんですね。この地域特性というものを作り出して、もう少しめり張りのきいた、減反面積そのものは変えないでも、例えばそこでの割合を大きく傾斜配分するという方法はあると思いますけれども、検討の余地はありますか、ないですか。

○中川國務大臣 まず、今の減反面積を維持するとは申し上げていないわけでありまして、今の在庫、そしてことしの需給動向、そしてことしの秋のできぐあいを見て来年度に向けての生産調整をどういうふうにするかということでございまして、その具体的な議論というのは、そういう与件が出そろった段階でないと最終的には決定できませんけれども、現時点では申し上げられないといふふうに思つております。

○安住委員 いやいや、僕が言つているのは、何というか、もう少し基本理念を聞いているのです

よ。地域特性というのを認めた形での議論に入つていいのか、今まで積み上げてきた減反面積の流れでそのまままた、それに少しのり代をつけてや

れるのか、全然違うじゃないですか。そのことを私は言つているのです。だから、地域特性といふものを考へる余地はあるんじゃないかと聞いているのです。

○中川國務大臣 過去のいろいろな生産調整のやり方を私も何回か自分自身で経験してまいりましたけれども、あるときは、十個の要素をとつて、それをどういうふうな比率にしたらいいかとか、いろいろなやり方があつて、それぞれ自分のところの比率を高くしたいというのは当然の要望であるわけであります。

そういう中で、先生のところは米どころであるわけでありますし、また、米しかできない地域もあるとおっしゃいました。また、値ころ感というものがもある地域もあるわけでございますし、早場主張する根拠というものも理解できるわけでござりますから、それを総合的に調整するということは、なつかれませんし、そういう

は秋の段階での大きな議論になるというふうに考えております。

○安住委員 今度の秋の、来年度以降の対策といふのは抜本改革ですか、それとも、今までの流れに応じた減反の対策なんですか。

○中川國務大臣 新食糧法に基づいたルールでありますけれども、現時点では二年間の緊急対策をとつておるわけでありまして、そういう前提で今まで議論しているわけでありますけれども、今後秋については、基本的なルールというのはおらずから決まつておるわけありますけれども、それによってどういう特性がことしの秋になつて出てくるかということについては、今の段階では申し上げられないというのが実情でございます。

例えれば減反を緩和していく、十年後は、最後は自由競争になりますと、そういう抜本的な見直しをするのか、また緊急で、年度を二年だけに区切つて、またこの減反率に同じような形でやらせてくださいと言つてはいるのか、制度論で抜本的な改革をするおつもりがあるのか、堤さん、私はそういうことです。

○中川國務大臣 ちょっと答えてくださいよと言つてはいるのですが、堤さん、私はそういうことを聞いています。

○橋口政府委員 地域分担のあり方についてございますが、現在のは一年で終わるのは明らかでございます。

○中川國務大臣 次の対策につきましては、本年秋までにいろいろの方々の意向を踏まえて議論がされますが、それども、中長期的な食料の安定供給とか、土地利用型農業全体の展開の中での水田の有用な活用の仕方、そういうことを踏まえて議論がされるものというふうに考えております。

○中川國務大臣 一つだけこの基本法との絡みで申上げますと、やはり米は、平年作であれば、M A米を除けば一〇〇%近い自給率でございますから、全体の自給率を上げるという今までの御議論の観点からいえば、多品目で自給率を上げるためにどういうふうにしていったらいいかということも基本法成立後の一つの議論になつてくるのではないか。それと、稻作がどうなつっていくのかといふことも一つの新しいポイントになつてくるのではないかというふうに考えております。

○安住委員 時間が来ましたから、この話は継続後日なりますけれども、これは私は全然違つてないかといふふうに考えております。

○中川國務大臣 新食糧法に基づいたルールでありますけれども、現時点では二年間の緊急対策をとつておるわけでありまして、そういう前提で今まで議論しているわけでありますけれども、今後秋については、基本的なルールというのはおらずから決まつておるわけありますけれども、それによってどういう特性がことしの秋になつて出てくるかということについては、今の段階では申し上げられないというふうに思つております。

のいできただけじゃないですか。

そうじゃなくて、今度のことは、来年以降から私は、新しい世紀の中で根本的に米の対策として、またこの減反率に同じような形でやらせてくださいと言つてはいるのか、制度論で抜本的な改革をするおつもりがあるのか、堤さん、私はそういうことです。

○中川國務大臣 そのことに対して、省内でこれはやるそうだが、きつととしたプロセスを見せてもらつて、なるほどとみんなが納得するような方向に行かないで、減反は、表向きは確かに生産調整はできた、しかし、農家のやる気という点から考えたら、これほどの愚策とは言わないが、産業からいつたら

衰退の最も大きな原因だった、私はそういうふうに思いますから、このことをやはりできるだけやめていく方向で少し真剣にこの根本的な議論をし、抜本的な対策というものを、この秋口は緊急というような名前をつけない対策を出せるようになれば、中長期的な食料の安定供給とか、農林省の皆さんにぜひある意味では頑張っていただきたいと思うし、我々もそのことについてはまた後日意見を言わせていただきたいと思いま

す。

○中川國務大臣 では、終わります。

○穂積委員長 次に、鉢呂吉雄君。

○鉢呂委員 一昨日に引き続きまして、午前午後で三十分ずつという細切れでありますけれども、質問をさせていただきたい。

連日、大臣も大変強行日程でお疲れのことと思ひますけれども、まさに「十一世紀の日本の食料や農業、農村を規定づける大切な審議」でありますので、ぜひ本質にわたつた御答弁を、まさに大臣の御答弁が歴史に残りますから、そういう視点でよろしくお願ひいたしたいと思っております。

私も、いろいろ資料、あるいは農家の皆さん

に、きのう北海道の農家の皆さん二十五名が上京してこの論議の推移を見守つておりますので、そういうものをお聞きしながら質問に立つております。

基本問題調査会の答申の中に、これは先ほどお聞きいたしましたら、木村会長じきじき筆を入れ

たというふうに言われておりますけれども、この答申の前文と「おわりに」という最後の締めは、会長みずから書いたというふうに言われております。大変含蓄のある言葉ですから、ちょっと御披露させていただきます。

現在は、時代の大変大きな歴史的な転換期にあって、人々の価値観や生き方が大きく変わりつつある。二十世紀は物質的な価値を追求してきた。しかしながら、技術文明が一巡して、地球資源の有限性や環境問題の重要性、食料危機への不安が認識されるに伴って、今まさに精神的、文化的価値観がどう転換をされるのかという時代の移り目にある、という表現をしております。その後、人々は「暮らしといのち」の根幹に関わる食料と、それを支える農業・農村の価値を再認識し、これに対する評価を高めねばならない。私たちが日々口にする食べ物は決して単なる餌ではない。私たちの身体と心とともに養う自然の恵みであり、生命の糧である。食と農に関わる活動、そして教育を通じて、自然を慈しみ、食べる喜び、これをおいしく口にできる幸せ、食べ物を大切にして無駄をなくすということと、格調高い表現で、我々もこれは同感できる、大臣も同感できるのではないかというふうに思います。

そこで、この答申の最終場面で、三十五名いる委員、専門委員のうち、七名の女性委員全員が木村会長に抗議文を手渡すという女性の反乱があつたというふうに言われております。この抗議文の内容と、それに対する大臣の御所見をいただきましたが、木村会長から答申をいただいた後に、女性委員が会長あてに意見書を提出されたということは私も存じております。何か農林省の記者クラブで記者会見をやつたということだそうありますけれども、私はもちろんその場にはおりませんでしたが。

しかし、私も二回、そのうち一回は三時間、最初から最後まで全部出席をさせていただきまして、大変勉強になりましたが、七名の女性委員の方も非常に積極的に発言をされておりますし、また木村会長がそれに対して、全体として極めて公平かつ適切な議事運営をされていましたということがあります。私は自身が確認というか、尊敬の念をもって認識しておりますところです。

各委員の意見の内容について、私自身はコメントすべき立場にはございませんけれども、二年近くにわたって御論議をいたいたこの答申につきましては、全委員の意見を聞き尽くし、そして、委員全員で答申を取りまとめたものであるということをございますので、女性委員も含めた全委員納得した形での答申というふうに私は理解をさせていただいております。

○鈴呂委員 やはり、私はその女性委員の抗議の内容をお聞きしたかったのですけれども、時間がありませんから私の方からお話をさせていただきまます。

私の聞いておるこの抗議文の内容とは、調査会の議論というのは、全体的に見れば、従来の農業基本法の枠組みから抜け切れておらない、依然と

して自先の経済論なり国際論に終始をしておるというふうに言いまして、したがって、確固たる視点と哲学に立脚した政策を行うべきであるということを言っております。議論は市場原理万能論ばかりが先行しておるということで、食とは何か、あるいは農とは何かという点を、もっとあるべき姿を考えていくべきであるというような内容だ

大臣も、単に農業団体の意向ではなくて、幅広く消費者の意向も聞くということを盛んに表明し

ておりますけれども、我々の見るところ、どういふうに消費者の意向を聞く仕組みをつくっていくのかといった点については甚だ希薄なものがあ

りますし、現実にやつていらっしゃることは、農業団体のみとは言いませんけれども、その方向が非常に色濃いものがあります。

これら、この食料を消費するという立場、この点について大臣として本当にどういう考え方でいくのか、お答えを願いたいと思います。

○中川國務大臣 木村会長から答申をいただいた後

いは農村とか農業の多面的な価値というように言葉では言いつけておられるわけであります。私は、今この書きは、これに反するような後書きではないというふうに思つております。

ただ、同時に、本当に食とか食べ物とか、あるいは農村とか農業の多面的な価値というように言

いなり哲学というものが、言葉だけではなくて本當にきちんとしたものとして、この調査会はもちろんでありますけれども、我々の国会も踏まえた

簡単には言えますけれども、一番簡単に言えば

言える法案でございます。

したがいまして、その中に、生産サイドだけで

はなくて、中間段階あるいはまた消費者、さらには女性の立場、高齢者の立場、そして内外の非常

時ににおけるいろいろな措置、国境措置、国際貢献等々について多方面にわたって重要な問題を、条

文という形でございますから非常に短い文章では

ござりますけれども、やっておるわけでございまして、そういう意味で、国民全体、また国民各層

に対するのさまざまな面に配慮した基本法である

というふうに考えております。

そういう意味で、国民全体に関係のあることに

ついて網羅的に書いてはござりますけれども、この政策を講じるためにいろいろな施策、あるいは財政上、金融上のみならず法制上の措置も講じなければならぬということをございまして、現

行基本法のように、基本法だけがぽんと、ある日突然ではございません、数年間大変な議論をした

ばんとできたのではなくて、これによって関係法

制も整備をするということ、あるいはまた

財政上、金融上の措置等々も含めたさまざまな施

策も一致した形でやっていかなければならないと

いう意味で、極めて広範囲な分野にわたっての新しい食料、農業、農村のあり方の基本法であると

いうふうに位置づけております。

○赤城委員長代理退席、委員長着席

○鈴呂委員 非常に抽象語でありますけれども、その七人の女性委員と大臣が直接、七人の方は消費の立場の方も多くいらっしゃいますから、木村会長と一緒に

に、どういう立場で今後の消費行政といいますか

食料政策をやっていくのかについて懇談をすると

いう考え方もありますか。

○中川國務大臣 基本問題調査会自体はまだ存在

しておるわけでございますが、私が参加をしたあ

の三時間半余りの議論についての記憶はありますけれども、一々だれがどうこう言ったということ

申し上げられませんし、また記憶も薄れてきておりますが、男性、女性に限らず、生産者あるいは消費者、学識経験者あるいは大学の先生、企業の経営者、いろいろな立場の方が本当に自由に、大分大詰めでの議論でありましたけれども、けんけんがくがくと言つたらおかしいですが、本当にいろいろな御意見があつて、決して市場万能、市場一辺倒でもないし、また男性だけの意見が通ったわけでもございません。むしろ女性の方々も積極的に御発言をされて、それを木村先生が会長としてうまくまとめて議事を進められていましたという印象を持っております。そして、その結果として、全員一致の形での答申をいたいだいたいと申します。

なお、これは蛇足でございますけれども、その後の答申後に皆さんとお会いをする機会がございましたが、会長のお話あるいはまた、全員ではございませんけれども、メンバーの皆さんともいろいろな、思い出話というとちよつと時期が直後でございましたけれども、それぞれの先生方の御苦労話なんかも聞かせていただいて、一年半余にわたって木村会長を初め委員の皆様が本当に真剣に御議論をいたいたいという強い印象を持ち、心から感謝を申し上げている次第でございます。

○鉢呂委員 大臣、もう少し本質にわかった、七人の委員とやるとかやらないとかということなくて、これらの消費とのかわりをどうやっていくかという、例えば今、ある面では、消費者といふのはいろいろな面で、安全性の問題とか、新聞等でもいろいろな御発言もありますし、大臣も見ていらっしゃると思います。しかし、それを今後どうしていくのか。

国際的な安全ルールというものが一方にあったり、遺伝子の組み換えというようなものが表示という形で、もう大豆なんかはどんどん入ってきておるのではないか。きのうも私どもそういう要請も受けましたけれども、じゃ、表示をどういうふうにするんだとかということについて、ある面では大臣が先頭になつて、国民の皆さんの中に見え

る形で、この前牛肉を食べたように、もっと目に見える形の消費者あるいは消費との関係を大臣がやる決意があるのかどうか。これだけで二十分終わっちゃつたら何もできませんので、そういう大いに御発言をされた、それを木村先生が会長としてうまくまとめて議事を進められていましたという印象を持っております。そして、その結果として、全員一致の形での答申をいたいだいたいと申します。

生産者あるいはまた食品産業界だけではなく、むしろ消費者あっての生産者であり、国内生産者であつての日本の国民でありますから、共生という観点から、生産者あるいは中間段階の産業、そして消費者の皆さんとこれからも積極的にいろいろな意見交換というか御意見を伺い、そして行政としてやれる部分は最大限やっていきたいと考えております。

○鉢呂委員 私は、ここに、食を考える国民会議を組織化するという言葉は言わないで質問したのですけれども、とうとう大臣からそういう言葉が出ませんでしたから大変残念なんですけれども、食べに関しては、唯一書いてあることはこれだけです。ですから、そういうものをむしろ本当に大臣が念頭に置いてこれから行動をやっていただきたいなというふうに思つてあります。

価格政策と経営安定対策の方の第三十条に移らせていただきます。

この前も若干質問いたしましたけれども、しばしば大臣等は、農産物の価格は需給事情と品質評価が反映されるようにしていくんだということを言っております。私は、まさに市場にゆだねてしまつて、この危険性はやはり相当ある、幾ら

けれども、あそこにおける考え方。加工原料乳生産に係る酪農について、市場実勢を反映させる加工原料乳価格では、生産者の再生産を確保し得る水準に達することは困難である。したがつて、加工原料乳地域における再生産を確保し、生産者の

経営の安定及び所得の確保を図る観点から所要の措置を図るというふうになつておるわけであります。

○中川国務大臣 まず、基本問題調査会は三月で終了したということで訂正をさせていただきます。

生産者あるいはまた食品産業界だけではなく、むしろ消費者あっての生産者であり、国内生産者であつての日本の国民でありますから、共生という観点から、生産者あるいは中間段階の産業、そして消費者の皆さんとこれからも積極的にいろいろな意見交換というか御意見を伺い、そして行政としてやれる部分は最大限やっていきたいと考えております。

○堤政府委員 私は、まず初めに、自主流通米の調整保管についての御指摘がございました。

○鉢呂委員 自主流通法人が、米穀の生産量の増大によります供給の過剰ということに対応して、必要な数量を市場隔離するということを通じまして自主流通米の需給と価格の安定を図るという措置でござりますので、そういう意味ではこの自主流通米、全農がやっております自主流通米の調整保管が、厳密に、三十条で言うところの需給、この規定に該当するかといえば、そういう意味では性格をやや異にするというふうに思つております。

ただ、先ほど先生も生産調整という言葉をお使

は、加工原料乳地域の酪農経営の発展の基礎となつたわけですけれども、一方で、牛乳、乳製品の需要動向でありますとかニーズが生産者サイドで的確に伝達されないという問題があること、それからもう一つ、乳製品、加工原料乳の取引価格が極めて安定的に推移してきたわけでございま

すが、こうした背景のもとで、乳業者間において、原料調達面でありますとか製品価格面での価格競争が行われないで、配乳シェアが固定化するなど、コストの削減や新商品の開発などが阻害されただけであります。言いかえますと、必ずしも需要者ニーズに応じた生産供給が行われていないといった問題があつたわけでございま

す。

○堤政府委員 このために、新たに酪農・乳業対策大綱をまとめさせていただきまして、平成十三年度を目途に、市場実勢を反映した形で価格が形成される制度に移行しよう、こういうふうにした

われでございます。

ただ、今回の改革によりまして、加工原料乳の取引価格はその需給状況によりまして変動するわ

けでござりますけれども、高い関税相当量と国家貿易のもので、それから緻密な計画生産を行つて

いるわけでござりますので、こうした計画生産と必要に応じた調整保管などによりまして、加工原

料乳価格につきましては、一時的にはともかく、長期にわたつて低迷することは想定しがたいと私どもは考えております。

また、改革に際しましては、先生御指摘のとおり、加工原料乳の生産者に対しまして、加工原料乳地域における生乳の再生産の確保と所要の措置を講ずることによりまして、生産者の経営の安定及び所得の確保を図つてまいりたいと考えております。

現在、具体的には、実務的、実践的な事項について検討を行つておるところでございまして、い

まつて、改めて先生から御質問を受けたわ

けで、多少丁寧にお答えさせていただきます。

○本田政府委員 短い時間の中の御質問でございま

ますけれども、初めて先生から御質問を受けたわ

けで、多少丁寧にお答えさせていただきます。

○本邦政府委員 乳製品、加工原料乳について、その価格が大変硬直的、固定的であるというようなことで、先

生御指摘のとおり、例えば、加工原料乳の生産者

手取りが極めて安定的に推移しているということ

が、経営安定政策になるんですか。

それから、いわゆる加工原料乳乳価について、先般の三月の段階で大枠のところが出来ました

平成十一年五月二十日

○鉢呂委員 前段の方はよくわかったのですけれども、一番最後の結論のところが、私が求めておる価格政策になるのかならぬかというところの結論は、本田局長は避けたような形があります。食糧庁長官も、一線を画するとかという、わかつたようなわからないような……。

要するに、大臣、純粹に市場原理ではないといふうに各局長、長官は言つておるというふうに思いますが、それども、そういう意味では、価格政策というのではなくて、市場だけにゆだねるということではないといふうに理解をしてよろしいですか。

○中川国務大臣 今、米と加工用牛乳のお話をありました。今までの体制から比べれば市場原理といふものを大きく導入するということでございましたが、まず、内外の間できちつとした措置をとる、それから、売り手と買い手との間に一義的に価格が決められるという意味では市場原理でありますけれども、それによって特に生産者が大きないいふうに理解をしてよろしいですか。

○鉢呂委員 時間がありませんので、一つの例を挙げさせていただきます。

稻作の安定化対策、平成十年から行っておる対策であります。この前も少しお話ししたのだけれども、きょうはもう少し中身をお話ししたいと思います。

新しい食糧法が平成七年に施行されました。順次その中身を改正して、ほぼ植幅制限等の制度がなくなりまして、ある面では、自主流通米は入札制を伴つ自由価格に移行したというふうに思いました。

平成九年産は豊作であります。平成九年産の自主流通の価格は、八年産、前年産に比べますと一〇%

程度下がったわけであります。これはいろいろな品種があります。例えば、北海道のきらら三九七

は一三%の減、新潟のコシヒカリは魚沼産で一〇%の減、宮城のひとめぼれで八・九%の減という形で、押しながら下がったわけであります。

これは農業白書に非常に詳しく記載をされておりますから農水省のデータでありますけれども、米価の下落が稻作経営に与えた影響ということです。九年産の稻作経営、これは稻作による農業所得なわけでありますけれども、一・五ヘクタールから二ヘクタール層で九十三万円という稻作所得、これは前年産に比べて三十六万円の減でありますから、三割以上の減であります。五ヘクタールから十ヘクタール層で三百四十五万円の所得、前年比百九万円の減。十ヘクタール以上は五百一十六万円ということで、前年比二百一十万円の減ということであります。

これも農業白書で言つておるのでありますけれども、主要な米生産地である北海道、十ヘクタール以上の一〇%から一三%の単品ごとの価格減なわけでありますけれども、所得は三七%も減少して、三百六十七万円の稻作の農業所得がありました。大変な所得減になるわけであります。

これを農家所得という観点で見た場合、どんな状況だったか。農業所得と農外所得を組み合わせたものに対しても下落率を見えておるのでありますけれども、一・五ヘクタールから二ヘクタール層で四%しか農家所得は減少していません。二ヘク

タールから三ヘクタールまでは六%、極めて低い

のですけれども、十ヘクタール以上になります

と、二〇%の減と、大変大きな減少を呈する。こ

れはわかるわけであります。生産費が固定的であ

りますから、農外所得によらない事業的な稻作經営者は、大きな打撃、二割の減になるということ

であります。

そういうことからいきますと、今回の稻作経営

安定化対策というのは、昨年といいますから、一

昨年の秋から始まったのでありますけれども、非

常に制度としては問題が多いのではないかというふうに思います。

例えば、昨日も聞きましたけれども、加入者総数が出荷者の七九%、八割しか入っておりません。数量でいきますと九一%であります。これ

は、生産者が二%、国が六%の基金造成をするわ

けでありますけれども、ようやく去年産について

は品種ごとにその補てん金額、単価が決まつたよ

うでありますけれども、その総額、どれだけの補

てん総額になつたか。生産者が三百億、国が約九

百億をその基金として造成して、どのくらい使つたかというのは、六月で支払いをするということ

で、鋭意今事務を進めておるということでありま

すけれども、問題は、例えば北海道で品種ごとに

いきますと、一千二百円ぐらいの補てん単価にな

るわけであります。

同時に、大臣も御案内のとおり、過去三年間の

自主流通米の価格を補てんの基準価格にしますか

ら、例えば、先ほど言った平成九年産というのが

大きく加味をして、ことしの十一年産の基準価

格この制度の基準価格というのは、千二百円も

下がつたわけでありますから、一二%も下がつた

わけでありますから、非常に下落をする。過去三

年間でありますから、豊凶差も出てくれば、この

補てんというものが極めて大きな下がり方をする

わけでありますから、この専門的な十ヘクタール以

上の經營者をきちっと守つていく、その制度には

なり得ないというふうに思うわけであります。

これらのことについて、大臣としてどのようにお考えなのか。

○堀政府委員 まさに先生おっしゃいましたよう

に、自主流通米の価格が稻作に依存する農家の農

家所得面での打撃が大きい、先ほど農業白書を

引つ張りながら御指摘いたいわけでございま

すが、まさにそういうことを踏まえまして、私どもとしましては、平成十年度に初めて稻作経営安

定対策というものを導入したわけでござります。そういう意味では、認識は同じだというふうに理解をいたしております。

そういう中で、本年度につきまして実績を見ます」というと、今段階で申し上げますと、全体の

七百九十一銘柄中六百銘柄、七六%がこの稻作経営安定対策の対象になる。上場銘柄だけで申し上げますと、八十五銘柄のうち五十四銘柄、六四%

が対象になるという意味では、初年度としてそれなりの成果が上がつたものというふうに思つてお

ります。それを踏まえまして、次年度へ向けての加入促進ということで、現在対応しているところ

でございます。

なお、これにつきましては、まだことし始まつたばかりで、先生も今御指摘のように六月の支払

いといふことでございますので、一度もまだお支

払いをいたしておりません。そういう意味で、今

そのための作業を進めておるわけでござります

が、そういう新たな制度の加入の状況、それが

実施の状況、そのことによります農家経営の安

定の状況、そういうことを踏まえて、経験を積み

ながら、今後必要であれば見直しをしていく。

その際に、今御指摘のように、大規模生産農家の経

営の安定ということも十分配慮してまいりたい

というふうに考えております。

○鉢呂委員 大臣、問題点があることは長官もおっしゃいました。私は、この実績に基づいてこ

れからいつか検討するのだということではなくて

て、今すべてのことを農水省内で検討を始めてお

ると思いますから、価格政策と経営安定対策、こ

の問題は極めて大きい問題であります。麦がそ

の後続しておりますけれども、お米が先行した嫌

いがあるのですけれども、そうであれば、早急に

この稻作経営安定対策というものを見直しをす

る。

私は、実績を踏まないでも、五年を区切りとし

てやつしていくという形をとつておるようでありま

すけれども、早急に見直しをする課題であるとい

うふうに思いますけれども、大臣の決意をお伺い

したいと思います。

○中川国務大臣 新食糧法のもとで新しい体制に

なり、そして、おとどし、昨年と二年間、大量の

在庫の中で、緊急対策ということでああいう生産調整をやつたいたいでおるわけでありまして、そういう中で経営安定をしていくということで、今先生と長官のやりとりのあつたことでございますから、まさに私のところにも、きのう北海道の米作農家の皆さんからも御要望をいただきましたけれども、これはまさに六月の支払いという、目前に迫つてはありますけれども、ことしの収穫に向かつて、できるだけ早く問題点そして改善点を見出していくなければならないというふうに思つております。

○鈴呂委員 午後の質疑に移りますけれども、これは緊急対策でなく、大きな対策の柱として経営対策を、法にも基づいてやるわけですから、ぜひそういう点で万全の恒久対策をつくつていただきたいと思います。

○鈴呂委員 次に、熊谷市雄君。

○熊谷(市)委員 私に与えられた時間は余り多くありませんので、坦い手の問題に絞つて質問をしたいと思いますので、ひとつよろしくお願ひ申し上げます。

なぜ坦い手かということですが、今回、四つの理念のもとに日本の農業を大きく変えていこうということで、新しい農業基本法が、これは歴史的に見ても大事業でありますし、さらには我が国の将来の根幹にかかる問題であるといふことで注目を集めているわけですが、考えてみると、そういう新しい役割、使命を担つ農業基本法というのが成功するか否かというのは、これは一にかかる人にある、いわゆる坦い手が農業の現場に定着するかどうかということにかかっているであろう。そういうことでこの問題を取り上げたわけであります。

しかしこれは、いろいろな解決の手法をどこに見出ですかということになりますと、極めて困難な問題がかなり伴つてくる。言つならば、これは高度成長の落とし子のようなものだと言つてしまえばそうであります。しかし、将来展望というも

のを考えた場合に、避けて通れない問題が坦い手の問題であろう、このように考えるわけであります。

そこで、今度の農政改革大綱、あるいは新基本法の中でもそうですが、いわゆる多様な坦い手という形で幅広く坦い手を求めていく、こういう考え方を打ち出されたわけであります。いわゆる意欲ある農業者、認定農業者を中心とした、そういう意欲のある者を考えていく、さらには農家子弟以外からの参入ということも認めていく、そして農業生産法人あるいは集落の生産組織、第三セクターによる株式会社等々、盛りだくさん挙げられているわけであります。

そうは申しましても、実際問題として、坦い手のかお尋ねをしたいと思います。

○高木(市)委員 家族経営は我が国において大宗を占めている経営でありまして、現状においては農業生産者である、このように私は考へるわけであります。

○熊谷(市)委員 そうは申しましても、坦い手を

が今度の新しい農業基本法の中に生かされていくのかどうかということ、この点、確認をしておきたいと思います。

○高木政府委員 御指摘がありましたように、平成四年の新政策におきましては、望ましい経営体像といたしまして、効率的かつ安定的な農業経営

を占めている経営体像を提示いたしました。それは、御案内のように、主たる従事者の年間労働時間が他産業並みの水準で、主たる従事者一人当たりの生産所得が他産業従事者と遜色のない水準の経営と

いうことでございます。まさに、効率的といふだけではなく、安定的な側面ということもあわせて勘案されております。

この望ましい経営体につきましては、その後、

平成五年に農業経営基盤強化促進法ということで法制度化されまして、効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担つ農業構造を確立するということが経営基盤強化促進法の目的にうたわれました。この新しい食料・農業・農村基本法案におきましては、その望ましい経営体像、現に認定農業者制度として運営されておることも勘案いたしまして、この望ましい経営体像が相当部分を占める農業構造を確立するということで、二十一条におきましてその精神を引き継いでおります。

それから、多様な坦い手というお話をございま

一経営あるいは複合経営、そして組織経営、戸数が合わせて十七万戸である、これを中心に規模拡大を図つて我が國の稻作の八割ぐらいのシェアを目指していくんだというものであつたと思いま

す。

さらには、この新政策の構想の中では、先ほど申し上げました農業法人であるとか、あるいは農業外からの参入をするというルートであるとか、いわゆる女性の立場、役割の位置づけであるとか、いわゆる坦い手の多様化という考え方方がこの新政策の構想の中から発信されたのではなかつたかというふうに思うわけであります。

したがつて、新政策の考え方、精神というものが今度の新しい農業基本法の中に生かされていくのかどうかということ、この点、確認をしておきたいと思います。

○高木政府委員 御指摘がありましたように、平成四年の新政策におきましては、望ましい経営体

像といたしまして、効率的かつ安定的な農業経営

を占めている経営体像を提示いたしました。それは、御案内のように、主たる従事者の年間労働時間が他

産業並みの水準で、主たる従事者一人当たりの生

産所得が他産業従事者と遜色のない水準の経営と

いうことでございます。まさに、効率的といふだけではなく、安定的な側面ということもあわせて勘案されております。

この望ましい経営体につきましては、その後、

平成五年に農業経営基盤強化促進法ということで法制度化されまして、効率的かつ安定的な農業経

営が農業生産の相当部分を担つ農業構造を確立す

るということが経営基盤強化促進法の目的にうた

われました。この新しい食料・農業・農村基本法

案におきましては、その望ましい経営体像、現に

認定農業者制度として運営されておることも勘案

いたしまして、この望ましい経営体像が相当部分

を占める農業構造を確立するということで、二十

一条におきましてその精神を引き継いでおります。

私は、思うようにならなかつたということにつ

いては二つの側面があるのではないか。先ほど大

臣の答弁にもあったようありますが、受け手側

と出し手側の双方にいろいろな問題を抱えておった。出し手側からすれば、言うならば、土地といふものは大事な資産であつて人にゆだねたくない、そういう考え方方が非常に根強く残っている。さらには、機械化が進んで、土曜とか日曜とかの休日農業というものが簡単にやれるようなそういう体制ができ上がってきている。したがつて兼業農業というものが顕在化をしてきた、これが一つの大きな側面ではなかつたかなというふうに思ひます。

ただ、これはいつまでもこういう形が持続できるかというと、私は決してそうは思いません。これは、昭和一けた台のリタイアという時期を迎えているわけでありますから、それとともに、土地は手放したくないけれども、経営はどなたかお願いをしたい、そういう考え方というのは非常に最近強くなつてきているなどいうふうに考えておられます。

それはそれとして、もう一つの側面は、今度は受け手側であります、これも、規模拡大を図つても、なかなか思うようなメリットが、それに対する規模拡大の報いがはつきりしていらない、こういう面がある。特に農産物の価格が低落、低迷を続けている。さらには、市場への対応、そういう前提で進んでいる。先々不安なものが残つてゐる。規模拡大をして将来農業をやる、果たしてそういう意欲につなげられるかどうかというところに一つの問題があると思います。

さらには、そういうものに追い打ちをかけた結果になると思ひますが、いわゆる生産調整という問題です。しかもこれは、三割近い、あるいはそれ以上の転作を余儀なくされてきている。それは、何かつくれば収入に結びつくんぢゃないかな、そういう発想にばかり結びつかない、いろいろな耕地の条件であるとか、さまざまの理由によつて転作ができるない、団地化も組織化も思うようにならない、そういうようになつてくると、三割の農地というものがいわゆる稻作によつて確定な収入を担保する、そういう時代ではなくなつて

きている、こんなような理由もこの規模拡大に対する意欲を低下させてるんじゃないかな。

そして今、総括して言うならば、受け手側が少ない、出し手側は多いけれども、受け手側は少ない、その需要にこたえられない、こういう問題が最近顕著になってきたのではないかな、こんなふうに思ひます。

そこで、こういった一つの阻害条件をどういうふうにして排除して、言うならば、新しい基本法の中で言う、二十二条の規模拡大をこれから図つていくのか。こういうことに対し、特に内容としては、今、小規模経営である兼業農家というものの扱い方、考え方をどうするかということ、もう一つは、大規模というか、そういう農家層の不安材料、特に経営安定対策という形の中どんどんふうにお考へになっておられるかをお伺いしたいと思います。

○渡辺(好)政府委員 幾つかの御指摘がございました。大臣からも、なかなか流動化、集約化が進まないという点についてお答え申し上げた次第でございます。

確かに、出し手と受け手のアンバランスといいますか、それは非常に大きな問題でござります。それから、農地を貸すときに、貸しやすく、返つきやすいという体制にあるかどうか。とりわけ、借りた方がそれをいい状態にして戻す、そういう意欲にあるかないかというふうなこともあります。

各地で、特に安定兼業があるような地域ではそうした役割分担が地域内で進んでおりまして、兼業農家の農地を少数の方に集約するというふうなことを進んでおります。流動化に向けて、私ども

とりわけ、農地を集約する側にいたしますと、今現に持つてある中型機械化体系がフルに効率的に發揮であります。

そこで、今いろいろな問題を出したわけでありますが、それらを具体的に、しかばうどういうタイプの担い手という形で取り組むことによってより有効な一つの効果が期待できるかなというようなことについてひとつ話題を進めてみたいと思います。

私は、さつき、いろいろ多様な担い手としてのものがたくさんありますということを申し上げたわけであります。その中で一番現実的であつて、しかも即効果があらわれる形のものとしている、団地化とかあるいは組織化とか、こういうものを図つて、生産コストをより合理化しながら、収益性の上がるような方策を見出していくと

なぜ集落農業を重要視するか、その理由を幾つか挙げてみたいと思ひます。

一つは、さつき言つた、家族農業というものが補完をされてくる。そういうものが補完された形で、言うならば、いわゆる経営規模、経営体が大きくなるような、そういうものが描かれてくると

いうことが一つであります。

これは集落農業を通じてやることになりますけれども、そつしたことにも心がけたいと思っておりま

すます。何よりも、この基本法案を御議論いただきまして、農政に対する将来的な信頼と展望を確立する事が大事でございます。この基本法案の中に

ます。

○熊谷(市)委員 経営安定対策もいろいろ今講じているわけであります。しかし、前のお話にたしか出ておったようですが、経営規模の大きな農家ほど収入、所得の目減りが非常に大きいことがはつきり出てきているわけでありまして、それから、こういうものがしっかりと安定をしていくため、言うならば経営安定対策ということについてさらに努力をいただきたいな、こんなことを要望申し上げておきたいと思います。

そこで、今いろいろな問題を出したわけでありますが、それらを具体的に、しかばうどういうタイプの担い手という形で取り組むことによってより有効な一つの効果が期待できるかなというようなことについてひとつ話題を進めてみたいと思います。

私は、さつき、いろいろ多様な担い手としてのものがたくさんありますということを申し上げたわけであります。その中で一番現実的であつて、しかも即効果があらわれる形のものとしている、団地化とかあるいは組織化とか、こういうものを図つて、生産コストをより合理化しながら、収益性の上がるような方策を見出していくと

いうことになれば、集落農業体系ができるともう

そもそもには、集落の連帯感、相互扶助、こういう

人間関係というものができ上がるわけでありますから、これからスタートする介護保険のホームヘルパー活動というようなものが潤沢に回転、運用ができる、言うならば、地域社会としての共生といふものがそこにでき上がってくる。

もう一つつけ加えて言うならば、国とか自治体の支援が「一つの集落を単位にして行われるということになつてくる、それを構成する人たちに平米等にそういう公共機関からの効果というものが行き渡つてくる、こういうことにもなつてくる。不平等によってのいろいろな格差に対する苦情なんといふものも出てこないのじゃないかな、こんなふうに考えるわけです。

言うならば、今度の基本法の二十八条で示されるこの集落農業というものが実現することによって、この新しい基本法で言う二十一條の問題なり二十二条の問題、二十六条そして二十七条、こうおむね包括されて、効果を生み出すことができるのじゃないか。したがって、こういうものに最重点を置いてこれから考えてはいかがなものかといふふうに思うわけであります、政府としてのお考えも伺せていただきたいと思います。

○渡辺(好)政府委員 宮房長の方から多様な担い手という話を申し上げました。これで私どもはあくまでも念頭に置いております。

効率的、安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う望ましい農業構造を確立するという方向に向けて進むわけでござりますけれども、我が國の農業なり農村の実情を踏まえますと、こうした地域農業全体としての効率的な農業生産をその地域の実情に応じて進める必要があるわけござります。専業農家と兼業農家がお互いに役割分担をして、補完をし合うというのがこれから集落農業という点で望ましい方向だというふうに考えております。

この集落農業を通じまして、分散錯闇という問題が実質的に解消いたしますし、また、作業効率

が上がるということでコストも下がるというメリットも持っております。現実問題といたしましても、農用地利用改善団体という形での集落農業が一万四千ほど既にござりますし、それから、J.Aがイニシアチブをとっている地域農業団体、これも一万三千ほどあるわけでございます。こういったところにやはり同じように重点を置きましてこれから活動を支えていきたいと思っております。

そういう点で、新しい法案の二十八条には、地域の農業における効率的な農業生産活動を支える組織として、集落農業等の農業生産組織を明確に位置づけをいたしまして、その活動の促進に必要な施策を講ずることとした次第でございます。

○熊谷(市)委員 さらに、この集落農業の効果をもう少し具体的に紹介する意味で、宮城県の米山町で取り組んでいる、これは集落組織に生産組合というものをつくつてやっているところですが、この米山町というのは、人口が二万一千人ぐらいで本当の純農村です。農業人口が大体七、八割ある、そういう地域であります。ここには三十幾つかの集落があるわけですが、そのうちの大体六割強、七割近くの集落が、今申し上げました生産組合というものをつくつて集落農業体系をやっているところなんです。宮城県としては最も転作が進んだという先進地であるし、その転作の団地化も七〇%確立をしているというところなんです。

○中川国務大臣 先生冒頭おっしゃいましたように、何といっても農政の中心は人でございまして、新しい基本法が目指す方向もやはり經營感覚にすぐれた効率的、安定的な農業経営を育成し、そして、その創意工夫を發揮した経営を行えるように、今後も意欲ある担い手に施策を集中しなければならないと思っております。

このため、資本設備の充実、労働力の確保、経営管理能力、技術の向上など全般にわたる支援策を、経営の効率化と経営の安定化をさせるための施策を整備することにより体系的にやっていきました。そして、その創意工夫を發揮した経営を行えるように、今後も意欲ある担い手に施策を集中しなければならないと思っております。

○熊谷(市)委員 ぜひ政府が模範を示して、意欲ある取り組みをお願い申し上げて、時間でありますから終わさせていただきます。ありがとうございました。

二十八万も来訪者が来た。そして、この七十万本のチュークリップがもう全部完売された。こういふ発想とか、それから最近、バラとかイチゴのハウス栽培、そういうものにも力を入れている。さらにユニークなのは、ダチョウなんですが、

これは高たんぱく質で健康にいいということで、最初六羽ほど導入したわけですが、これがもとに

なって、人工孵化をして今百羽までふやした。そ

この際、休憩いたします。  
午後零時九分休憩

#### ○穂積委員長 午後一時開議

○穂積委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○小野寺委員 自由民主党の小野寺五典君。

質疑を続行いたします。小野寺五典君。

きょうは、食料・農業・農村基本法、このことについて質問させていただくことを大変光栄に思っております。まさしく二十一世紀の日本の農業、どうあるべきかということを決める大事な法律だと思います。農家の方の期待も大変高まっております。そういう思いを受けまして、きょうは質問させていただければというふうに思つております。

まず、今回の農業基本法、いろいろな大きな柱があると思うのですが、私はその中の一番大きな柱というのが食料の安定的な供給の確保。食料安全保障の議論もなされておりますが、思い起こせば、日本はたしか一九七〇年代だったと思いま

す。ソビエトの大豆の不作によりまして、アメリカからの輸入が一時ストップするというような状況がありまして、そのとき本当に困った、そういう過去の苦い経験があります。それを踏まえても、本当に自国での食料の安定的な確保というのは大変重要なことです。

今回、特にこの法案の第二条には食料の安定供給の確保ということで、かなり具体的にいろいろなことが明記されていますが、その中で、特に自給率ということを今後明確に設定する、そういうふうな基本計画の定めについても表示をされています。

これは大変期待するところではあります。点心配なのは、自給率ということを確かにこの法律の中である程度定めることを決め、また基本計画の中で、実際にその品目ごとに自給率を設定するというふうに伺っているのですが、自給率を設

定した後、この設定した目標に関してどのような具体的な政策でその自給率を達成していくのか。むしろ、その中身、具体的な政策についてもう少し議論を深める必要があると思うのですが、その自給率の向上のための具体的な施策についてお伺いしたいと思うのです。

○中川國務大臣 まず、この法案は食料・農業・農村基本法ということで、冒頭に食料という国民生活全体にかかる問題を第一に挙げた題名になつておるわけでございますが、この施策全体が、やはり生産者だけではなく、消費者あるいは関係者、業界等々を含めて、みんなで安定的な食料の供給を初めとする四つの理念の実現に向かって頑張つていこうということございます。自給率をどう設定するかについての直接的な御質問ではございませんので、向上的ための具体的な施策いかんということに直接的にお答えをさせていただきたいと思います。

まず、国内生産を基本とし、そして世界の中でも極めて低い自給率を少しでも向上するために実現努力をしていくというさまざまな方策が必要になつてくるわけであります。この場合、生産サインだけができるという問題ではないといふうに考えております。消費者あるいはまた学校教育といいましょうか、子供に対する一つの教育的な側面も必要になつてくる等々、さまざまの立場の方々の一体的な取り組みが必要だうといふうに考えております。

具体的に、農業者サイドにおきましては、耕作放棄地の解消あるいは利用率の向上、さらにはコストの低減と消費者ニーズに対応した生産等の課題に取り組む必要があると考えております。食品産業関係の皆さん方に対しましては、消費者の適切な商品選択、つまり、消費者ニーズにこたえるという観点、これは物だけではなくて表示の問題等々いろいろあると思います。そして、農業サイドとの連携で販路の開拓、あるいは新製品開発の取り組みといった連携の強化、さらには製造過程や販売ロス等によって生じる廃棄の発生の抑制

等の課題に取り組むことが必要だと思います。また、消費者サイドにおいては、食べ残しや廃棄等の発生、あるいはいわゆる日本型食生活と言われております、世界的にも評価されております栄養バランスが崩れている現状を見直していく必要があると考えております。

また、政府といたしましては、自給率向上のために課題を明らかにし、基本計画を自給率設定のために地域段階での生産努力目標の策定の促進、あるいは市場原理を重視した価格形成の実現と消費者ニーズの的確な伝達、あるいは価格政策の見直しに伴う経営安定対策等の体系化、そして技術の開発普及、品質の向上、安定、生産基盤の強化。消費面では、健全な食生活の指針、あるいは消費の状況、農産物の供給の状況、そして食べ残し、廃棄の抑制、日本型食生活の普及等の国民的運動のための施策を政府としても講じていかなければならぬというふうに考えております。

○小野寺委員 今、平たく言いますと、国内生産をした農産物をなるべく多く食べましょう、多分、これからそういうふうな教育あるいは運動をするということなのかもしれません、現在、農産物の内外の価格格差というのを考えますと、なかなか対外的に国際競争に伍していくような価格設定にはなつていません、そういう現状があるとお考えでいらっしゃるだけ小さくするという方向性は守りつつも、やはり現実的に生産者が頑張つていける範囲内で、そして消費者もただ価格だけにこだわるとは私どもは考えておりませんので、いいものを適切な価格でという両方の共通認識のもとで国内生産、そしてこれを中心とした備蓄、輸入というものを組み立てていきたいというふうに考えております。

○中川國務大臣 まず、一般論といたしまして、基本法の中にも書いてありますように、国内だけの問題ではなくて、国際的な貢献も含めまして、世界の中での食料と人口とのバランスという問題が基本となる。これは日本の生産者サイドのためにも、また消費者サイドのためにもなることだろうというふうに考えております。

また、それに関連しまして別な質問をさせていただきますが、今回の基本法の第十八条に

しかし、現実問題、それで一〇〇%ということは無理でございますので、備蓄あるいは輸入を通じて組み合わせていくということでござりますが、内外価格差の問題が確かにござりますけれども、過去のトレンドを見ましても、生産者もいろいろ価格を引き下げる御努力をされておりましたし、また、外国と同じような価格のものにしますが、その辺について教えていただければと思うのです。

○竹中(美)政府委員 食料・農業・農村基本法案第十八条に規定しております関税率の調整、輸入の制限でございますが、これはガットの第十九条を実施するための国内法に基づきまして、政府による調査の結果、予想されなかつた事情の変化による輸入の増加によりまして、国内産業の重大な損害またはそのおそれが生じているという場合、さらに、そういうことによって国民経済上緊急に必要があると認められる場合に行います関税の引き上げや輸入数量の制限を想定しているものでございます。

また、その他必要な施策という規定もございますが、これは、この条文に基づいて施策を講じてまいります過程におきまして、必要に応じて検討していくということになるかと思います。例えば、国内農産物の生産性の向上を図るために、または生産品の品質改善とか差別化の推進によりましては、WT.Oの協定上認められている措置でございまして、その発動に当たつても、当然のことながら協定との整合性に留意していくということでございます。

また、その他の必要な施策ということにつきましても、協定との整合性に留意していくということは当然のことと考えております。

○小野寺委員 そうしますと、いわゆるセーフガードという条項がありますので、緊急的な輸入

増加に關しては、この第十八条で、関税の調整をして輸入の制限ができるというふうに理解していると今の答弁から伺いました。そういうことがないときには、輸入農産物、いついかなるときに急増するかわからんので、ぜひ當日ごろのチエックをお願いできたらというふうに思います。

次の質問に移りたいのですが、先日、自民党的本部で、自民党的米国農林業事情視察團というところの報告がございました。この委員会では松岡理事に行かれている、そういうところの報告です。

その際に出た報告の中で、実は、アメリカのあの州でたばこを購入したら、それが一箱四百五十円だ。日本では同じものが二百五十円で売られている。これは日本にとって逆にダンピングといふことにならないか、そういう議論が出ました。

それで、どうもダンピングといいますと日本の専売特許のように国際的には報道されていますが、この農産物の中で、例えばアメリカでの市況と日本での価格ということを実際にマークで調べた場合に、ダンピングという形で日本に入ってきたことはないのか。あるいは、アメリカにはいろいろな形の補助金があるというふうに伺っています。かなり高率の補助金も実は出ているというふうにも伺っています。

そういうふうな監視体制というのでしょうか、そういうものを農林水産省ではもつとするべきだと思うのですが、現在そういう調査をしているのかどうか。あるいは、もししていなければ、ぜひそういう調査をしていただきたいと思うのです。

○竹中(美)政府委員 ダンピングに関連する御質問でございますが、ダンピングによりまして農産物の輸入が行われますことは、我が国の農業に大きな損害を与えることもあるということで、農水省としましては、それぞれの農産物につきまして、輸入量とかあるいは国内価格の動向等、個別

品目ごとの状況把握に努めているところでござります。

また、国際的には、ダンピングを防止するためには、いわゆるアンチダンピング関税であります不可以の制度が設けられております。この関税は、ガットの第六条、それからWTOのアンチダンピング協定、それからこれらを実施するための国内法に基づきまして、政府による調査の結果

ある国の产品がその正常の価額より低い価額で我が国に輸入されるダンピングによりまして我が国の国内産業に実質的な損害を与えており、そういう場合に特別の関税を課するものでござります。

農水省といたしましては、個別品目ごとの輸入量や価格等の把握に日々から努めているところですが、ダンピング輸出による価格の低落あるいは関係生産者の所得の減少等による国内農業への重大な損害等につきまして十分な証拠が認められた場合には、関係省庁とも御相談しながら、このアンチダンピング関税を課すための手続に入るべきものというふうに一般的には考えておるところでございます。

○小野寺委員 そうしますと、具体的には農水省としては調査をしていないということでしょうか。

たしか、主要な大使館には、農水省からそれぞ

れ農業の専門家が書記官として出向しているといふふうに伺っているのですが、そういう調査といふのはその中には入っていないのでしょうか。

○竹中(美)政府委員 諸外国におきます商品価格の動向でございますが、もちろん各在外公館における農務官等を通じての情報も隨時入手しておりますが、そのため定期的には、私どもとしまして、ジエトロを通じまして、主要国的主要都市におきます主要な食料品について継続的に調査を行っているところでござります。

○小野寺委員 これからまたWTO交渉を含め農産物交渉が盛んになってくると思います。

その際に、日本側もある程度強く発言できるよ

うな、例えばアメリカの補助金の内容、この間の調査団の報告によりますと、直接所得補償だけで年間に六千億円補償されている、そういうふうな

補助金も出しているというふうに伺っております。もうちょっと農水省としまして基礎的な資料をしっかり集める必要があるんじゃないかというふうに思いますので、ぜひその辺を強く要望いたします。

次の質問に移ります。

今回の農業基本法の中で、第二十四条に、生産基盤の整備ということがあります。現在、担い手型の圃場整備を含め非常に効果的な基盤整備が行われていることは事実なんですが、実は、地元に帰りまして、いろいろな声がある中で特に強い手型の圃場整備を含め非常に効果的な基盤整備が行わ

れていることなど利用したいだけれども、今地方財政が非常に逼迫しております。特に都道府県の財政が厳しい状況にあります。御存じのとおり、地方自治体の場合は、起債制限がございまして、自由に赤字公債を発行することができない。そういう状況にありまして、非常に財政的に制限がござります。

そういう中、國の方ではせっかく圃場整備の予算をとつても、地方自治体に裏負担というか財源がないということでお、圃場整備が進まないという実情がかなり起きているのですが、ぜひ、こういうう厳しい状況にあるからこそ、圃場整備にかかる県の負担あるいは市町村の負担分について、その軽減を手当てるような方策についてお考へではないか、お伺いしたいと思うのです。

○渡辺(好)政府委員 農業の構造改善を進めるに当たって圃場整備事業は不可欠な事業でございまして、御指摘のように、都道府県を事業主体と

してこれまで積極的に推進をしてきたところでございます。

その際、事業の円滑な実施という観点に立ちまして、平成三年に、実は、受益の度合いに応じた地方公共団体の標準的な負担割合を示すガイドラインを策定いたしました。県営事業でございますが、県の負担が二七・五%、市町村が一〇%とい

う形で出しているわけでござります。また、平成七年度からは、この圃場整備事業の基幹工種に当たります区画整理事業を一般公共事業債の対象工種とするといった形で、地財措置の拡充にも努めているところでござります。

御指摘がございました県の負担、特に宮城県の場合には、農家負担を軽減するという観点で、県の負担が言つてみればガイドラインの一七・五を超えて三五までかさ上げをされているというふうな事情もあるのだろうと思います。基本的に私は、全体としての事業費は、コストを下げる

ことでも大事なことでございますので、望ましい整備水準、それから、コスト削減についての具体的なアクションプログラムといいますか、三年間で一〇%下げるというふうな計画を立てまして、コストの節減にも努めているところでございまして、これから先も極力効率的な事業実施がされるように努力をいたしたいと考えます。

○小野寺委員 今、平成三年それから平成七年、ガイドラインということが出ましたが、特に今年度から、どの県もそうだと思います、宮城県に限らず、地方財政の危機が叫ばれる中、このガイドラインを見直すというような見通しはないのでしょうか。

ガイドラインといふことですが、特に今年度から、どの県もそうだと思います、宮城県に限らず、地方財政の危機が叫ばれる中、このガイドラインを見直すというような見通しはないのであります。

○渡辺(好)政府委員 ガイドラインそのものについて現在見直すという予定はないわけですが、それでも、全体として、農家負担も含めて圃場整備事業に対する負担をどうやって軽くしていくかということにつきましては、これから先の農業

農村整備事業をどう持っていくかということとも関連をいたしまして、内部で検討しているところでござります。

○小野寺委員 ゼひこのガイドラインの見直し、平たく言えば、もう少し国の負担を上げていただいて、財政逼迫しております地方自治体の負担を軽減していただければ、さらに基盤整備が進むのではないかというふうに思っています。

次に、今回的新農基法の中の大きな一つのポイントとして、中山間地への直接支払いということ

があります。現在、検討会での状況についていろいろな議論がされているというふうに伺っています。

ですが、実は、農家の方々の大きな不安というのは、これにかなり期待するところが多いということなので、その指定の範囲はどの程度なのか、あるいはどのぐらいの直接支払いが見込まれるのか、そういう具体的なことについて今関心が移っているのですが、この導入についての今後の見通しについて少し教えていただきたいのです。

○渡辺(好)政府委員 昨年の農政改革大綱の中で、中山間地域等への直接支払いの具体的検討ということを決定したわけでございます。また、今回的基本法の三十五条二項におきまして、不利の補正という形でよりどころも設けることといたしました。一月二十九日に検討会を発足させて、五回ほど検討を行ってまいりました。近々、六回目の会合を開いて中間的取りまとめを行いました。

この中間的取りまとめは、まだ議論が相当多様にわたりておりますので、一本の取りまとめにはならないのではないかというふうに私は思っておりますけれども、その後これを公表し、また議論を深めて、この夏の概算要求に何とか間に合わせる、そして平成十二年度から実施に移りたいとうふうに考えております。

この間、地方にも出かけまして、現地で実情の調査をいたしました。それから、地域施設その他について、各地方公共団体からも御要請がございますけれども、もちろんの事柄につきまして、残された期間、取りまとめに向けた努力をいたしました。期待するところ大きいにありますし、また、せっかく期待が上がる中、実際ふたをあけてみたら、何だ、こんなものかというようなことにならないように、ぜひしっかりと現地の調査をし、また、農家の方の期待に沿えるような形でお願いできたらと思っています。

それでは、もう次の質問に移るのでですが、今回的基本法の第三十四条に、国は、地域の農業の健

全な発展とともに、景観がすぐれ、豊かで住みよい農村とするため、地域の特性に応じた生活環境の整備その他というような、農村の振興ということもあるのです。現在、農村の振興ということも確かに問題ですが、それ以外に、山村あるいは漁村の振興というのも大きな課題になっていると思います。

そこで、ぜひ、提案またはお伺いしたいことがあります。村の振興といつても、それから進めていくというふうな確かに問題ですが、それ以外に、山村あるいは漁村の中には、とりわけ人工的な漁港を新たにつくりながら、天然の漁港、港湾で十分機能が発揮できる、そういう地理的な場所も多々あります。ですが、そういう場所は逆に陸地からかなり遠い、狭隘な道路が陸地にあるために、その環境整備というものが余り因られないという状況で、取り残されています。ですから、そういう場所は逆に陸地からなかなか遙れた集落、そこまで整備の対象を広げて、一体的に整備を行えるというふうな予算措置というか、事業面での拡充を図ったところでございます。

今後とも、整備状況の進展なり予算の確保ということに努めながら、それと、漁村の環境整備と事業の中でも広くこういう事業の手当ができるないか、そういう見通しがないかについてお伺いしたいのです。

○中須政府委員 ただいまお話をございましたように、漁村の場合は約七割がいわゆる離島とか半島等の条件不利地域にござりますし、背後に山があるのです。

○小野寺委員 せひ、この漁港、今までハーフ面で、船着き場というのをどんどんつくっていくという事業から、これからはやはり漁村集落という視点に変えて、集落の環境整備に予算をどんどん使っていたい、そういう思いであります。

今回のこの農業基本法は非常に大きな法律でありますし、また、今後何十年もこの基本法によって日本の農業が支えられていくわけですが、ぜひ、この議論というのが、現在は農業の問題であります、この基本法の中にもありますように、これが、林業そして水産業、あらゆる面でそういう一次産業に波及しますように、これに引き続きまして、林業あるいは水産業の中でも新しい基本法をつづいていくような方向で論議が進んでいけば、ありがとうございます。

このために、今お話をございましたように、次回の漁港整備計画の中で、漁港漁村整備という中におきましても、重点的にこの生活環境の整備については予算措置を講じまして、事業効果の早期実現ということで努力をしているところであります。

ただ、率直に申しまして、限られた予算の中で大変数は多いわけでございまして、やはり、重点的にできるところから進めていくというふうなことを取り組んでいます。

そこで、まず、おととい質問をいたしまして、反響の大きさにびっくりしたのですけれども、自給率の向上のところで、基本計画のところに、私が、自給率を向上させることはなかなか困難性が大きいといふことがあります。

そういう中で、今先生の御趣旨にございましたように、整備が進むにつれて対象地域の拡大といふことも考えいかなければならぬということでも、今年度におきましては、いわゆる漁港背後の集落ということに従来限っておりましたのをさらに範囲を広げて、一體的に整備する必要のあるちょっと離れた集落、そこまで整備の対象を広げて、一体的に整備を行えるというふうな予算措置というか、事業面での拡充を図ったところでございます。

今後とも、整備状況の進展なり予算の確保ということに努めながら、それと、漁村の環境整備と事業の中でも広くこういう事業の手当ができるないか、そういう見通しがないかについてお伺いしたいのです。

○中須政府委員 ただいまお話をございましたように、漁村の場合は約七割がいわゆる離島とか半島等の条件不利地域にござりますし、背後に山があるのです。

○小野寺委員 せひ、この漁港、今までハーフ面で、船着き場というのをどんどんつくっていくという事業から、これからはやはり漁村集落という視点に変えて、集落の環境整備に予算をどんどん使っていたい、そういう思いであります。

今回のこの農業基本法は非常に大きな法律でありますし、また、今後何十年もこの基本法によって日本の農業が支えられていくわけですが、ぜひ、この議論というのが、現在は農業の問題であります、この基本法の中にもありますように、これが、林業そして水産業、あらゆる面でそういう一次産業に波及しますように、これに引き続きまして、林業あるいは水産業の中でも新しい基本法をつづいていくような方向で論議が進んでいけば、ありがとうございます。

そういう意味で、最初のうちは維持増大という言葉の方がいいのではないかという議論からスタートしたわけでありますけれども、維持増大よりももつと強い定性的な意味を込めてとということで四日目でござりますか、議論を通じて私はそう認識をしております。

を終わります。

○鈴呂委員 大臣、三十分ですけれども、お願いいたします。

私は、おととい質問をいたしまして、反響の大きさにびっくりしたのですけれども、自給率の向上のところで、基本計画のところに、私が、自給率を向上させるることはなかなか困難性が大きいといふことがあります。

そういう中で、今先生の御趣旨にございましたように、整備が進むにつれて対象地域の拡大といふことも考えいかなければならぬということでも、今年度におきましては、いわゆる漁港背後の集落ということに従来限っておりましたのをさらに範囲を広げて、一體的に整備する必要のあるちょっと離れた集落、そこまで整備の対象を広げて、一体的に整備を行えるというふうな予算措置というか、事業面での拡充を図ったところでございます。

今後とも、整備状況の進展なり予算の確保ということに努めながら、それと、漁村の環境整備と事業の中でも広くこういう事業の手当ができるないか、そういう見通しがないかについてお伺いしたいのです。

○中須政府委員 ただいまお話をございましたように、漁村の場合は約七割がいわゆる離島とか半島等の条件不利地域にござりますし、背後に山があるのです。

○小野寺委員 せひ、この漁港、今までハーフ面で、船着き場というのをどんどんつくっていくという事業から、これからはやはり漁村集落という視点に変えて、集落の環境整備に予算をどんどん使っていたい、そういう思いであります。

今回のこの農業基本法は非常に大きな法律でありますし、また、今後何十年もこの基本法によって日本の農業が支えられていくわけですが、ぜひ、この議論というのが、現在は農業の問題であります、この基本法の中にもありますように、これが、林業そして水産業、あらゆる面でそういう一次産業に波及しますように、これに引き続きまして、林業あるいは水産業の中でも新しい基本法をつづいていくような方向で論議が進んでいけば、ありがとうございます。

そういう意味で、最初のうちは維持増大という言葉の方がいいのではないかという議論からスタートしたわけでありますけれども、維持増大よりももつと強い定性的な意味を込めてとということで四日目でござりますか、議論を通じて私はそう認識をしております。

これに基づいて、十五条でもって食料自給率の

目標を設定するということでございますが、この数字がもちろん高ければ高いほどいい、実現可能なものでなければならぬということは私も何回も答弁させていただいたところであります。

各生産サイドの品目ごとの数字を積み上げ、そしてまた消費者サイドにも理解をいただきながら、食べ残しあるいは日本型食生活といった観点まで、国民に対する啓蒙あるいは子供に対する教育の面まで私自身は視野に入れておるわけでござりますけれども、そういう数字を掲げるということは、この法律の基本理念に基づく基本計画の中で十分私は担保されるというふうに考えております。

自給率の向上あるいは自給率そのものを法文の中に明示しろということでござりますけれども、これは決して自給率の目標を低く見積もるからこそです。

この法律の中に書き込まないということではなくて、基本になつていいないという認識、それからもつと上げなければいけないという認識を前提にしまして、しかして十年程度の目標という一つの日安、そして五年ごとに必要があれば再評価をするという今回の法律の手法を考えますときに「五年ごとに数字を条文の中で改正する、上げたり下げたりする」ということは、この基本法という非常に大きな法律の性格からいついかがなものかといふ二つの理由でもって、二条に基づく理念、そして十五条に基づく基本計画でもって十分向上という目標に向けて担保されるものであるというふうに私は理解をしているところでございます。

○鉢呂委員 国内生産を基本とするという中には、もっと明快に増大、拡大よりも強い文言が含まれている、あるいは大臣がおっしゃいました自給率の目標という言葉で自給率の向上というものが入っておるというには、やはりメッセージとしては、普通の人が大臣の言葉を抜きで見たときに、そういうメッセージは難しい、抽象的な文言

にも通ずるわけだと思っております。

そういう意味では、ぜひ大臣としてここはきちんととした法律として示していただきたいものだなう一つ大事なことは、やはり実現可能な数字でなければならないということだらうと思います。

各生産サイドの品目ごとの数字を積み上げ、それ形と経営の安定というこの第三十条の表題でありますけれども、「ここはやはり、答申でもきちんととの継続になりますけれども、農産物の価格の形成と経営の安定」というふうに思いますし、それとの関係で、先ほんと意欲ある担い手という言葉を書いていますけれども、意欲ある担い手に対する所得確保対策の導入、あるいは改革大綱も、市場原理を重視した価格形成の実現、これはいいですけれども、一番日本に、価格政策見直しに伴う所得確保・経営安定対策の実施。この改革大綱は、前段は個々の作物ごとにやる場合は所得確保対策として行うのだ、経営全体として作物を全部あわせてやる場合は経営安定対策として今後そういうものについては検討しましようという表現で農政改革大綱は出されております。

私は、明確に所得確保対策というふうに、経営

対策を抜けと、いうふうには言いませんけれども、最低、価格形成、それとかわるものとしてあると

いうことであれば、所得確保・経営の安定というだけではメッセージが弱いのではないかというふうに思いますが、それでも、いかがお考えですか。

私は、やはり言葉は大事でありますから、何か五項目に、所得補償をするための政策への転換、検討ということで書いてありますけれども、明瞭にそのように言っておるわけであります。

私は、やはり言葉は大事でありますから、何か五項目に、所得補償をするための政策への転換、検討ということで書いてありますけれども、明瞭にそのように言っておるわけであります。

○鉢呂委員 法案の三十三条二項では「価格の著しい変動が育成すべき農業経営に及ぼす影響を緩和するために必要な施策」ということで幅広い書き方になっております。この方がいろいろな今後起り得る事態、何が必要な対策かということはあるわけですが、幅広い規定の方が規定ぶりとしていいのではないかということで整理したものでございます。

○鉢呂委員 先ほど補作安定化対策、私は後で聞

制度の、生産者の補てんもありますけれども、畜産局の方は、加工原料乳の方は、所得補てんをす

るという意味合いの新たな制度を考える、これはまさに所得補てん的な意味合いの濃い政策をつく

るうとしておるのだと思います。

そうであれば、答申に示された所得確保政策の導入という形でやはりきちんとした表現をしてほ

うとしておるのだと思いますし、政府は昨年中央省

庁の改革法案をつくりました。その中央省庁の再編基本法の第二十三条规定、農林水産省の編成方針と

いう中の五項目でありますけれども、農業経営の展開を開可能とせしめるために、生産者の所得を補償する政策への転換について検討することと、この五項目に、所得補償をするための政策への転換、検討ということで書いてありますけれども、明瞭に

して今中央省庁再編の基本法になつております第

五項目に、所得補償をするための政策への転換、検討ということで書いてありますけれども、明瞭に

それは農水省ばかりでなく政府全体として提出を

して今中央省庁再編の基本法になつております第

五項目に、所得補償をするための政策への転換、検討ということで書いてありますけれども、明瞭に

そのように言っておるわけであります。

私は、やはり言葉は大事でありますから、何か

経営安定とか、あるいは自給率の目標を掲げると

いうこととか、国内生産を基本とするというだけ

ではメッセージが弱いのではないかというふうに思いますが、それでも、いかがお考えですか。

私は、やはり言葉は大事でありますから、何か五項目に、所得補償をするための政策への転換、検討ということで書いてありますけれども、明瞭にそのように言っておるわけであります。

○鉢呂委員 経営対策ということはこの新しい基本法案ではかなり重視をいたしております。

もちろん、農業者の所得確保というのが重要な課題であることは言うまでもありませんけれども、

私は、やはり言葉は大事でありますから、何か五項目に、所得補償をするための政策への転換、検討でありますけれども、これは相当大きな、急激な変動を伴うことだと思います。今までの生産者所得補償方式の価格政策とは大変違った形であります。

ですから、私は、段階的に安定的に移行する施策に十分注意を払わなければ大変な事態になるのではないかと思う。アメリカでさえ市場介入の価格制度、ヨーロッパはもつと強い介入の制度をつくりながら、残存しながら次の施策に移行しておるのであります。

○鉢呂委員 このところを、移行体系というものをきちっと、価格制度にかかる所得確保をしながら、安定的

に農業経営を移行していくという施策に全力投

球していただきたい。

加工原料乳については、そういう面が十分見られるというふうに考えております。まだ今検討の場合は、食糧庁長官がおりますけれども、全般的な価格政策とそれにかかる所得政策について、あのときは緊急的に入れたかもわかりませんけれども、しかしこれは緊急的な措置ではありません。これから日本の稲作の政策をきちっと具

備策を体系的に整備する、こういう考え方で整

理をしてございます。

したがいまして、所得補償ということも基本法で検討ということで規定されておりまして、そ

うで検討というふうに思っております。まだ今検討

で、あのときは緊急的に入れたかもわかりません

けれども、しかしこれは緊急的な措置ではありません。これから日本の稲作の政策をきちっと具

体化するものでありますから、やはりきちんととした体系をそこにこそつくるべきである。

そして、透明性のある、どちらかというと生産者は、何かいろいろな経営対策を講じている、しかし結局のところ、違うところがもうけて、目に見えた経営改善にさっぱりつながっていかないのではないかというような、予算のあり方についての大変な御批判もあるときでありますから、そういうものを踏まえて、またWTOの精神を踏まえて対策を講ずる時に今はあるのではないかというふうに私は思いますので、端的な御答弁でいいのですけれども、大臣からお願いします。

○中川国務大臣 二十一条で、効率的かつ安定的な経営を目指す、そしてそのためには、今官房長が申し上げたように、自主性といいましょうか、いろいろな知恵を主体的に絞って経営ができるようしていくことが、前提といいましょうか目標でもあるわけであります。

一方、消費者と生産者との間で、内外のファイアウォールをつくった上で、市場原理というものを導入していきましょう。その場合に、育成すべき経営体につきまして、打撃をこうむる場合に対する経営安定対策として、今回の乳価あるいはまた今検討中の麦、大豆といったもの、個々の品目ごとに経営を安定化する対策をとっていく、そしてまた、全体として、経営全体が他産業並みの労働時間あるいは生産所得といった形の農業者を少しでも多くつくり上げていくことによって、日本の農業の持続的な発展を目指していくというが基本的な考え方であります。

○鉢呂委員 一点だけ、官房長の方がよろしいでありますけれども、先ほど言いましたWTOにおいて、先ほどの稻作経営安定対策というのは黄色の政策にしかならないのではないかというふうに思いますが、それをどのようにしていくのか、お答え願いたいと思います。

○堤政府委員 稲作経営安定対策とWTO協定との関係なんですか、WTO協定上は、削減対象とならない緑の政策ということについて、貿

易歪曲的効果または生産に対する影響が全くないか最小限だということと、それから生産者に対する価格支払効果を有しないものであるということと、さらに具体的に政府が提供する一般サービスとか、あるいは一定の要件を満たす生産者への直接支払い及び收入保険、こういうものが含まれるとなっているわけです。御案内のとおりでござります。

他方で、削減対象となります黄色の政策は、こうした緑の政策の要件に合致しないもの、こういうことであるというふうに承知をいたしております。

そこで、稻作経営安定対策の前身であります自主流通米対策費は、生産者の出荷量に応じまして、六十キログラム当たり幾らという形で出しておきましたので、これは產品特定であるといふことに、それから価格支払効果を有していることと、先ほどの概念との関係からはそういうことでございますので、削減対象である黄色の政策に分類される、こういうふうに私どもも認識いたしております。

現行の稻作経営安定対策は、米のみを対象にしているということと、それからもう一つは価格下落時の発動されるという違いはありますけれども、発動される際には何らかの価格支払効果を有するという性格がございますので、今先生おっしゃったように、自主流通米対策費と類似するのではないかという見解、見方もございます。

私は思う。私ども民主党は、国は、国際機関において、世界の食料需給の将来にわたる安定並びに加盟国の農業の持続的な発展及び多面的機能の発揮に資するための農産物の貿易に関する適切な措置が取り決められるように努めるものとするという条文をせひこの新基本法に修文すべきであるというふうに考えますけれども、大臣の御答弁をお願いいたしたいと思います。

○鉢呂委員 法律に努力義務を、努力規定を記載するということの重要性が私はあると思います。同時に、きょうはちょっと時間がなくなりましたから、例えば、先ほどの、さまざまな施策が黄色になるのか緑にしていくのか、あるいはWTO協定の二十条そのものを、あるいは次の交渉においても、政府の助成なり保護というものを削減する過程としてこれからもやっていくんだという二十三条規定そのものを日本政府としてどのように改善を求めていく立場に立つのかどうか。

あるいはまた、先ほど言ったような生産刺激的なもののいうのを、需給との関係で非常に自給率が低下している国においては、そのことの権利といいますか、あるいはまた、逆に国際的な食料の供給からいけば、義務的な、国内で食べる、日本人が食べるものは日本である程度のものは供給し

については検討、対応させていただきたい、こういうふうに考えております。

○鉢呂委員 収入保険的なものであれば無制限にいいということではなくて、要するに、三割減収と、あるいは一定の要件を満たす生産者への直接支払い及び收入保険、こういうものが含まれるという条項もあるというふうに私なりに把握していますけれども。

いずれにしても、そういう問題もありますから、そういう黄色の政策にならぬきちんとした所得確保、生産を刺激しない、そういうものを制度化すべきであるというふうに思いますし、仮に、自給率を上げるために生産を拡大する、その生産刺激的な政策というものをとった場合に、今大豆等飼料作物と言っておりますけれども、それはWTOのものにひつかかる可能性もあるのではないか。

ちょっとと時間がなくなりましたから答弁は求めませんけれども、そういう意味で、大臣に、この法案に関して、今回の国際貿易ルールに関する問題については、国民合意なり、あるいはまたこの法案について甚だ欠ける点がまだあるというふうに私は思います。

私ども民主党は、国は、国際機関において、世界の食料需給の将来にわたる安定並びに加盟国の農業の持続的な発展及び多面的機能の発揮に資するための農産物の貿易に関する適切な措置が取り決められるように努めるものとするという条文をせひこの新基本法に修文すべきであるというふうに考えますけれども、大臣の御答弁をお願いいたしたいと思います。

○中川国務大臣 今回の農政あるいは食料政策の憲法ともいうべき基本法と、それから次期交渉を目前に控えております時点でのWTOに臨む姿勢との間は、時期的にも内容的にも全く関係ないものではない、一番最初のときに密接不可分というふうな意味から、緑の政策に含まれております收入保険的な要素も持っているのではないかという認識を取り扱い等に十分留意しながら、もう少しその点も持っております。

そういう意味では、今この段階ではっきりした形のものは申し上げにくいわけですが、そういうふうに思いますが、緑の政策に含まれております收入保険を使つたと思いますが、そういう意味で、法律を作成に当たつても、WTOとの関連についていろいろと念頭に置きながら法案を作成してきたところであります。

国境措置、あるいはまた今の経営安定対策等を含めた国内措置等々、いろいろあるわけですが、それから、我が國の基本的立場というものはまさに国内農業あるいはまた農村を守る、食料を守るだけではなくて、国際貢献あるいは多面的機能を初めとして、地球的な規模で、各国にこられる理解をさせなければならないという、非常に大きな意味で我が國の主張を実現させなければいけないものだというふうに考えております。

○鉢呂委員 収入保険的なものであれば無制限にいいということではなくて、要するに、三割減収と、あるいは一定の要件を満たす生産者への直接支払い及び收入保険、こういうものが含まれるという条項もあるというふうに私なりに把握していますけれども。

そこで、こういう交渉に臨むんだから条文にそのことを書けというのは、この基本法の、あるいは法律一般としてもいかがなものかというふうに考えております。趣旨については、全く無関係ではない、むしろ非常に時期的にも内容的にも密接なものであろうという認識は私も同じくしておるところでございます。

そこで、こういう交渉に臨むんだから条文にそのことを書けというのは、この基本法の、あるいは法律一般としてもいかがなものかというふうに考えております。趣旨については、全く無関係ではない、むしろ非常に時期的にも内容的にも密接なものであろうという認識は私も同じくしておるところでございます。

○鉢呂委員 法律に努力義務を、努力規定を記載するということの重要性が私はあると思います。同時に、きょうはちょっとと時間がなくなりましたから、例えば、先ほどの、さまざまな施策が黄色になるのか緑にしていくのか、あるいはWTO協定の二十条そのものを、あるいは次の交渉においても、政府の助成なり保護というものを削減する過程としてこれからもやっていくんだという二十三条規定そのものを日本政府としてどのように改善を求めていく立場に立つのかどうか。

あるいはまた、先ほど言ったような生産刺激的なもののいうのを、需給との関係で非常に自給率が低下している国においては、そのことの権利といいますか、あるいはまた、逆に国際的な食料の供給からいけば、義務的な、国内で食べる、日本人が食べるものは日本である程度のものは供給し

でいくという、そういうものを国際的に認め合う  
というようなところに突っ込んでいくのかどう  
か。

そういったものについて、やはり国内的な論議  
をした上で、一定の日本政府としての方針を持  
て臨むべきであるというふうに思います。これ  
は、今そこまで法律に書けということを言つてい  
るわけではありませんけれども、ぜひそこは大臣  
に望みたいのであります。

時間がありませんから、もう一つ行きます。  
先ほど言いました昨年の中央省庁等改革基本法  
二十三条には、その二項に、農業生産、流通加  
工、農村及び中山間地域対策等と限定つきであり  
ますけれども、地方公共団体の役割について、そ  
れらの施策、対策における地方公共団体の役割に  
ついては、その拡大、地方公共団体の拡大です  
ね、役割の拡大、及び地方分権の徹底を図ること  
というふうに農水産省の編成方針の中で明記をさ  
れて法律になつておるわけであります。

しかるに、今基本法案は大変後退をしておると  
言わざるを得ません。第八条に地方公共団体の責  
務といふことで、国との適切な役割分担を踏まえ  
て、地方公共団体は策定し、及び実施する  
責務。それから、第三十七条には、国及び地方公  
共団体は、食料、農業及び農村に関する施策を講  
ずるにつき、相協力するとともに、相協力する  
という形でしか基本法は入つておらないのであり  
ます。

同じ基本法であつても、こういう適切なとか相  
協力といふようなあいまいな形ではないといふ  
うに思います。やはり、ここはきちんと、私ども  
民主党のきのう発表した修正案でも、まさに昨年  
の皆さんのがつくった中央省庁の改革基本法の文言  
とそつくりに私どもの修正案をつくらせていただき  
ました。地方公共団体の役割を拡大及び地方分  
権の徹底を図らなければならないと。大臣、やはりこのことは、きちんとした法律の  
整合性をとつていただきたいというふうに思いま  
す。

○高木政府委員 新しい基本法案におきます地方  
公共団体の位置づけでございますが、これは、現  
行の法案と全く異なっております。

現在の基本法では……(発言する者あり)いえ、  
ですから、今の法案についての取り扱いを申し上  
げようと思つたんです。

もちろん、現行の基本法と比べますと、全く  
違つておりますのは……(鉢呂委員 現行の基本法  
の責務といふのは、国に準じて施策を行えとい  
うのがあるんです。それに対して、今は、この法案  
では、国との適切な役割分担を踏まえて云々とい  
うことで、はつきりと地方公共団体の位置を、國  
との役割分担といふことで規定しております。

それから、今御指摘もありましたけれども、ま  
さに国と地方公共団体は、現行の基本法が準じて  
いるのに対しまして、相協力ということで、上  
下ではなくて対等な関係といふにちゃんと整  
理を直しております。地方公共団体がどういう  
ふうに具体的に策を立てるかということにつきま  
しては、準じてということではありませんから、地  
方公共団体のその自主的な御判断でやれる、こう  
いうことでござります。

それで、それから先なんですが、今、地方分権  
のお話もございましたけれども、そういう全体  
の、まさに国と地方の関係を律するわけでありま  
す。したがいまして、農業の世界だけこの基本法  
で特別に地方分権に関して踏み出すというふうに  
具体的にはいきません。今申し上げたような趣旨  
としては入れてある、こういうことでございま  
す。

○中川国務大臣 基本的に、中央省庁再編の議  
論、それから地方分権の議論、その上に立ってこ  
の基本法はできておるわけでございまして、国の  
役割、そして地方の役割、そして国と地方とが協  
力する役割といつもののが、八条と三十七条です  
か、あるいは七条の中で書いてあるわけでござい  
まして、具体的に、こういう場合には国だと、  
あるいはこういう場合には地方だと、あるいは  
相協力してといつもののが、実施上いろいろと考え  
られるというふうに仕分けをしております。

○鉢呂委員 議論の過程でこの中央省庁のことが  
あるいはこういう場合には地方だと、あるいは  
相協力してといつもののが、実施上いろいろと考え  
られるというふうに仕分けをしております。

ね。これとの関係で言つているんでよ、あなた  
が、あるいは七条の中で書いてあるわけでござい  
ます。したがいまして、農業の世界だけこの基本法  
で特別に地方分権に関して踏み出すというふうに  
具体的にはいきません。今申し上げたような趣旨  
としては入れてある、こういうことでございま  
す。

○高木政府委員 官房長たる者が、中央省庁等改革基  
本法について私がしゃべつておるのに、これは昨  
年の、平成十年の六月十一日、施行は同じです  
た。この中央省庁等改革基本法、まさにそれに基  
づいて今各法をやっておるわけでありますけれど  
も、その二十二条に農林水産省の編成方針というこ  
とを言つておるのではありません。

ところがあるんです。ここに、ほかの省庁等では  
ないんですよ、農林水産省の編成方針のところ  
で、これらについては、農業生産等の施策、対策  
における地方公共団体の役割について、その拡大  
及び地方分権の徹底を図ることというふうに明記  
されているんですよ。今、現行の農業基本法のこ  
とを言つておるのではありません。

大臣、きちっとこの法律の整合性をとつてもら  
わなかつたら、私どもは、皆さんが所管してつ  
くったからこんなあいまいな、相協力をすると  
か、そんなことではないんです。例えば、中山間  
地域対策における地方公共団体の役割は、その役  
割を拡大及び地方分権の徹底を図れといふように  
言つてゐるんです。法律ですよ、これ。

これに基づいてきちっと、この食料・農業・農  
村基本法の地方自治体の役割なり国との関係につ  
いて、法律条文の整合性を図つてもらわなければ  
いけません。法律ですよ、これ。

それから、今御指摘もありましたけれども、ま  
さに国と地方公共団体は、現行の基本法が準じて  
いるのに対しまして、相協力ということで、上  
下ではなくて対等な関係といふにちゃんと整  
理を直しております。地方公共団体がどういう  
ふうに具体的に策を立てるかということにつきま  
しては、準じてということではありませんから、地  
方公共団体のその自主的な御判断でやれる、こう  
いうことでござります。

それで、それから先なんですが、今、地方分権  
のお話もございましたけれども、そういう全体  
の、まさに国と地方の関係を律するわけでありま  
す。したがいまして、農業の世界だけこの基本法  
で特別に地方分権に関して踏み出すというふうに  
具体的にはいきません。今申し上げたような趣旨  
としては入れてある、こういうことでございま  
す。

○中川国務大臣 基本的に、中央省庁再編の議  
論、それから地方分権の議論、その上に立ってこ  
の基本法はできておるわけでございまして、国の  
役割、そして地方の役割、そして国と地方とが協  
力する役割といつもののが、八条と三十七条です  
か、あるいは七条の中で書いてあるわけでござい  
ます。したがいまして、農業の世界だけこの基本法  
で特別に地方分権に関して踏み出すというふうに  
具体的にはいきません。今申し上げたような趣旨  
としては入れてある、こういうことでございま  
す。

○鉢呂委員 議論の過程でこの中央省庁のことが  
あるいはこういう場合には地方だと、あるいは  
相協力してといつもののが、実施上いろいろと考え  
られるというふうに仕分けをしております。

ね。これとの関係で言つているんでよ、あなた  
が、あるいは七条の中で書いてあるわけでござい  
ます。したがいまして、農業の世界だけこの基本法  
で特別に地方分権に関して踏み出すというふうに  
具体的にはいきません。今申し上げたような趣旨  
としては入れてある、こういうことでございま  
す。

かれているのですから、相協力とかそういう形で  
はないのです。地方自治体の拡大なり地方分権を  
きちっと明記されておるわけですから、そことの  
整合性を図るべきであるというふうに思います。  
また後ほど質問の機会があったときには質問い  
たしたいと思います。

終わります。

○穂積委員長 次に、今田保典君。

○今田委員 民主党的今田保典でござります。  
食料・農業・農村基本法についての関連した質  
問をさせていただきます。これまで各委員の方々  
からいろいろな質問がなされたかと思いますけれ  
ども、確認の意味、あるいは私の地元の方々の声  
として素朴な意見も含めまして、質問をさせてい  
ただきたいと思います。

今日、我が農業を取り巻く環境は、食料自給  
率の低下、農業従事者の高齢化と後継者の不足あ  
るいは農村の活力の低下など、多くの問題を抱え  
ておることは言うまでもございません。新基本法  
は、これらのことと十分に認識した上で、二十一  
世紀における我が国の農業のあるべき姿を描き出  
す。したがいまして、農業の世界だけこの基本法  
で特別に地方分権に関して踏み出すというふうに  
具体的にはいきません。今申し上げたような趣旨  
としては入れてある、こういうことでございま  
す。

その前に、これは私の持論でありますけれど  
も、以前にも本委員会において申し上げた経過が  
あるわけありますが、食料・農業・農村、こう  
いう言葉を使っております。いわゆる農村とい  
う名称についてでありますけれども、地元の若い  
方々、さらに私も含めまして、どうしても暗いイ  
メージ、マイナスイメージがつきまとっているの  
ではないか。そういった意味で、余り好きでない  
言葉だというふうに言わざるを得ないわけであり  
ます。

ですから、例えば農業生産地域とか、あるいは  
ほかに適当な言い方に変えてみると、あるいは検討さ  
れてもいいのではないかなどというふうに思うので  
すが、この点についてお伺いをします。

○高木政府委員 農村につきまして、伝統的な生活習慣とか、慣習というのが色濃く残っていて、何となく閉鎖的であるとか暮らしにくいんじやないかとかいうマイナスのイメージがつきまとつてきましたことも一部はあると思います。

しかし、これから農村は、まさに都市住民にも開かれた、豊かな美しい景観の村として生きていかなければいけないというふうにも思います。

やはり自然環境豊かという非常にプラスの面があるのですから、この辺は、子供さん方を初め、都市の方々にも十分PRしていかなければいけないし、また、マイナスのイメージであったトイレなどを初めとする生活環境の整備というものについては引き続き進めていかなければならぬと思います。

まさに、言葉の問題でいえば、田園地域とかいうふうに言つたらどうかというお考えの方もござりますし、今おっしゃるように農業生産地域といふようなこともございますが、私どもは、やはり実態を改善するということがないと、いかにどうやっても、時間がたつと同じことになってしまふのではないか、こういうおそれを持っておりました。したがいまして、やはり一番弱い立場のとこ

とちょっと大きさですが、高齢者の方々と女性の方々が生き生きとしている、こういう生活環境あるいは住環境、こういうものを持つた地域に農村をしていかなければいけないという考え方で臨んでおります。

名称を変えるというところまで議論はまだ煮詰まっているのではないかということで、本法案では從来どおりの農村という言葉を使わせていました。

○今田委員 今ほど言われたのですが、ただ、環境を変えるあるいは生活的なものを実質的に変えなければならないということは十分わかるのです。が、やはりイメージというのも非常に大事だと私は思つのですね。今からの特に若い女性、こういった方が本当に農業に携わってくれる、ある

いは農家に嫁いでくれる、そういう方向の環境づくりというのは、私は、國も地方自治体も非常に重要な時期に来ているのではないかなどというふうに思うのです。

そのことを考えれば、やはりイメージというものは非常に大事な時期に来ているのではないかなどふうに思うのですが、何かうまい回答があつたらお知らせいただきたいのです。

○中川国務大臣 農村といいますと、特に、私の生まれる前でありますけれども、食料不足でいろいろ悲劇があったとか、そういうことを歴史で学ぶわけあります。やはり明るい農村、昔そんなテレビの番組がありましたが、文字どおり、名実ともに明るい地域にしていかなければならぬということであります。

歐米なんかの農村地帯は、花がいっぱい咲き乱れて、非常にきれいな農村景観を維持しているわざでありますし、農村民宿なんかでも非常に内容の濃いものがあるわけでございます。そういう意味で、名前だけでもダメですし、また暗いイメージで実態だけが先行してもダメでありますから、名実ともに明るい、そして都市の人たちも喜んで来る農業生産地域にしようということをございます。

先生のおっしゃっている意味もわかるわけでございます。法律の目的は、先生のおっしゃるようになります。法律の大まかな多面的機能の一つとしても重要な一面があると思います。しかし、法律の名称としては新しい食料・農業・農村基本法という形で全体をくくつていったということをぜひ御理解いただきたいと思います。

○今田委員 今ほど言われたのですが、ただ、環境を変えるあるいは生活的なものを実質的に変えなければならないということは十分わかるのですが、やはりイメージというのも非常に大事だと私は思つのですね。今からの特に若い女性、こういった方が本当に農業に携わってくれる、ある

の不測の要因により国内における需給が相当の期聞者しくひつ迫し、又はひつ迫するおそれがある場合においても、国民生活の安定及び國民経済の確保が図られなければならない。」とありますけれども、國民が最低限度必要とする食料とはどの程度の数量を想定されているのか。国民が最も多く、國民が最低限度必要とする食料とはどの程度の数量を想定され、どのよだん対応を考えるか、お聞きをしたいと思ひます。

○高木政府委員 本法案におきまして、國民が最低限度必要とする食料の供給が確保されるよう、食料の増産、流通の制限などの必要な施策を講じるということにされております。

その意味合いは、最低限必要とする食料というものは國民の生命の維持等が可能な水準、こういうことであろうと思ひますが、それにつきましては農林水産省において一つの試算をいたしました。

それは、現状程度の土地利用状況あるいは生産技術等を踏まえたそういう前提のもとに、熱量効率を最大化した場合に、輸入などが一切ない場合でも国内農業生産でどれだけの熱量の供給が可能かということを試算いたしますと、大体千七百六十キロカロリー、一日当たりですけれども、この水準が供給可能であります。

もちろん、今のは現状を前提としておりまして、そのほか作付可能な土地等を考えますともうちょっと供給量はふえると思ひますけれども、現在の水準程度で最低限供給できるということを考えますと千七百六十キロカロリーです。これがどの程度の時期のことかといいますと、戦後、二十年代前半ぐらいの水準にならうかと思ひます。この辺が一つの目安ではないかというふうに考えております。

それからもう一つ、その後の対応策ということをさせいただきたい、このように思います。

○今田委員 いろいろな方々の考えもあるんだろうと思いますけれども、私なりに思ひば、何か進歩しないなというふうに言わざるを得ないわけであります。これは後ほどまたいろいろな場で議論させていただきます。

○今田委員 いろいろな方々の考えもあるんだろうと思いますけれども、私なりに思ひば、何か進歩しないなというふうに思ひますけれども、私なりに思ひば、何か進歩しないなというふうに思ひます。

次に、食料の安定供給の確保についてでござります。この辺が一つの目安ではないかといふふうに思つておるところであります。

まずけれども、第二条の四項において、「國民が最低限度必要とする食料は、凶作、輸入の途絶等

一時的、短期的な場合あるいは長期にわたる場合、いろいろなケースがありますけれども、一時的な場合ですと、備蓄の取り崩しということで、大体その範囲でとどまるのではないかと思ひます。しかし、長期になりますと備蓄も取り崩されてしまつてなくなつてしまつ、こういうことになりますから、熱量効率の高い穀類とか芋類、こういうものの増産を図るなり、あるいはほかのものを犠牲にしてといいますか、ほかのものから転換をする、こういうことが必要になつてしまります。その転換的確に行うと、いうことが事態に応じて必要になつてくるというふうに考えております。

それから、価格、流通面でも、物が少なくなつてまいりますから、値段が上がるあるいは流通が偏るということのないように、価格、流通の統制といいますか規制制度が、今國民生活二法とか食糧法等に措置がござりますので、それを活用して対応していくことで価格の安定と供給の適正化を図ることにしております。

次に、農業後継者の育成と確保についてお伺いをしたいと思うわけであります。私が地元で田んぼに行っておられる方はほとんど六十歳を過ぎております。そういう状況の中での農業に携わる方の高齢化が急速に進んでいくのではないことは当然起きてくるわけでございます。中山間地域だけではなくて、平たん地域にまでもう既に来ているのではないかというふうに私は思ひます。したがつて、我が國農業の維持あるいは発展のためには、急急に若くて意欲のある人材を確保することが極めて重要な課題ではないのかなといふうに思つておるところであります。

いかにすばらしい、新しい農業基本法をつく

ても、そこでいろいろと協力してくれる農業従事者

者がいなければ、これはやっていけないのは当然

であるわけでありまして、そういったものに対し

ての取り組み、育成について、具体的に今後どのようにお考えなのか。私は、これは本当に急がな

いと間に合わないなというような感じもするわけ

であります。お考えをお聞かせいただきたいと思

います。

○樋口政府委員 普段がございましたように、今後とも我が国農業が持続的な発展を続けていくと

いうためには、農業を引き継いで実施をしていく

であります。お聞かせいただきたいと思

てもらいます新規の就農者、農家の子弟はもちろ

んでございますが、都市で育てられた青年とか、ほ

かの産業から農業に新たに参入してみえる。こう

いう中高年齢者など、多様なルートから幅広く確

保するということは大変重要なことではなかろう

かと考えておるわけでございます。

このようないくつかのルートは、大別して三つほどあるわけ

でございまして、一つが技術の習得、なかなか十分な技術が身についていない場合がある。それから、ある程度の資金が必要でございます。

その場合は、大別して三つほどあるわけ

でございまして、一つが技術の習得、なかなか十分な技術が身についていない場合がある。それから、ある程度の資金が必要でございます。

その場合は、大別して三つほどあるわけ

でございまして、一つが技術の習得、なかなか十分な技術が身についていない場合がある。それから、ある程度の資金が必要でございます。

このようないくつかのルートは、大別して三つほどあるわけ

でございまして、一つが技術の習得、なかなか十分な技術が身についていない場合がある。それから、

ある程度の資金が必要でございます。

その場合は、大別して三つほどあるわけ

でございまして、一つが技術の習得、なかなか十分な技術が身についていない場合がある。それから、

ある程度の資金が必要でございます。

てきているわけでございます。

○樋口政府委員 農村におきます未婚者の割合と

いうものを見てみると、地域の中心になつてい

るいろいろな活動をしていただきます。廿年層、大体三十代、四十年代の男子の方々の未婚の割合がほかの

業界に比べて高いという実態にございまして、私

どもとしては、配偶者の問題は深刻であるという認識は十分持つておるつもりでございます。

ただ、配偶者の問題そのものは、先生まさにわつ

しゃいましたように、プライバシーでございます。

とかいろいろな人生観でござりますとか、かなり微妙な部分がございましたりいたしまして、行政

特に農政の一環としてこういうものに直接かかわるのはなかなかなじみにくい点があるわけ

でございますが、農村で生活を現にしておられるこ

ういう方々について、この問題はどういうふうに

して解決されるか。

ポイントの一つは、農業や農村が若い世代、と

りわけ女性の皆さんにとって、そういうところに

入り込んでいくかるか、暮らしやすいもので

あるかどうかということは大事なことでなかろう

かと思っております。現に、農業就業人口の六割

を我が国では女性に担つてもらつてしまして、男

性と対等なパートナーとして生き生きと活動して

いただく、誇りを持つて農林水産業に従事をして

いただく、そういうような環境整備をするという

ことが結果として配偶者の問題の解決につながる

のではないかと思っております。

このため、農林水産省としましては、まず女性

にとって魅力のあるそういう農業や農村の環境づ

くりを進めるということで、いろいろな生産基盤、生活環境の整備をやっているわけでございま

す。

一、二、御紹介をいたしましたと、例えば、社会

直接対処、対応するのは無理でしょうけれども

参画の促進という面で、農協等々の役員への登用

ができるだけ県なんかと御相談をしながら進める

よろしくお話を聞いておりますので、そういう農場

を新規の就農者にリースをする等々、施策を進め

ています。

それから、やはり女性の方、経済的基盤がある

た家族経営と法人経営、大きいくらいと一つ考えら

ございますので、地元での農産加工、農林漁業関連の、地元の農産物を利用された企業運動、そ

うものへの支援をするとか、それから何より、家族で経営をされる中で、家族の皆さんの役割分担や休日とか、そういう就業条件を明確化すると

いうこともそういうことにつながるのではないか

と思っております。

これらの男女の共同参画社会の形成に向けた

いろいろな施策を推進するということが大切なこと

だと考えていところでございます。

○今田委員 今の問題と若干似通った問題なんですが、それとも、現行農業基本法においては、できる

だけ多くの家族農業経営が自立経営できるよう

育成をする、こういうふうにうたつたわけ

でありますけれども、新しい基本法には、この部

分については明確に定められていないわけであり

まして、このことに大変不安を持っておられる方

がおるわけであります。

また、今ほど申し上げましたように、農業に從事する女性や後継者の就業条件の改善あるいは経営参画の促進等を目的としたいわゆる家族農業経営協定というものを締結して、家族に対する所得の配分とか、あるいは就業時間の取り決めや役割分担等を明確にすることによって新しい家族農業経営

定というものができるのではないかなどといふうにも思つておるわけであります。

こういったケース、国内で既にやっているところもあるやに聞いておりますので、その実態、さら

に、よその国でそういうものを強力に進め、さら

に、女性の地位といいますか、農業にかかわつて

いる女性の地位といいますか、農業にかかわつて

いる女性の地位といいますか、農業にかかわつて

いる女性の地位といいますか、農業にかかわつて

向を見てみると、三十歳以下の方の最近の動向を見ますと、平成二年には四千三百人ほどでございましたのが、それから七年たちまして平成九年には、約倍の九千七百人に達しているとい

うことがございます。この中では、学校を卒業し

てすぐ就農された子弟が若干ふえておりまして、

九年に一千二百人、そのほかヒターンとか農外か

らの新規就農者が相当ふえておりまして、足しまどとお話を申し上げたような数字でござい

ます。

これまでの対応もそうでございますが、これが

らも、お話をございましたように、新規の就農者のための対策を一層充実しなきゃいかぬということ

でございまして、中高齢者やヒターン等の就農ルートがますます多様化をする可能性があると

思っておりますので、就農相談でござりますと

か、それから研修等への支援策を強化する、ある

ことは、先ほど御紹介をしましたようなリース農場

事業でござりますとかそういうものを活用した継承を円滑にやっていくとか、それから、かなり長

い期間に亘り研修等への支援策を強化する、ある

ことは、先ほど御紹介をしましたようなリース農場

事業でござりますとかそういうものを活用した継承を円滑にやっていくとか、それから、かなり長

い期間に亘り研修等への支援策を強化する、ある

ことは、先ほど御紹介をしましたようなリース農場

事業でござりますとかそういうものを活用した継承を円滑にやっていくとか、それから、かなり長

い期間に亘り研修等への支援策を強化する、ある

ことは、先ほど御紹介をしましたように、新規の就農者のための対策を一層充実しなきゃいかぬ

ことがあります。この中では、学校を卒業し

てすぐ就農された子弟が若干ふえておりまして、

九年に一千二百人、そのほかヒターンとか農外か

らの新規就農者が相当ふえておりまして、足しまどとお話を申し上げたような数字でござい

ます。

これまでの対応もそうでございますが、これが

らも、お話をございましたように、新規の就農者のための対策を一層充実しなきゃいかぬ

ことがあります。この中では、学校を卒業し

てすぐ就農された子弟が若干ふえておりまして、

九年に一千二百人、そのほかヒターンとか農外か

らの新規就農者が相当ふえておりまして、足しまどとお話を申し上げたような数字でござい

ます。

これまでの対応もそうでございますが、これが

らも、お話をございましたように、新規の就農者のための対策を一層充実しなきゃいかぬ

ことがあります。この中では、学校を卒業し

てすぐ就農された子弟が若干ふえておりまして、

九年に一千二百人、そのほかヒターンとか農外か

らの新規就農者が相当ふえておりまして、足しまどとお話を申し上げたような数字でござい

ます。

れるわけですけれども、家族経営が現在も九九%を占めるのは事実でありますし、今後とも家族経営が主流になると想います。また、法人経営といつても、家族経営が法人化したものも当然含まれておりますから、そういう意味では、実質的には相当部分、大部分が引き続き家族経営ということに実態としてなるのではないかと思思います。

そういう観点から、家族経営につきましては、二十二条に家族農業経営の活性化を図るなどを明確化して、位置づけておるというのがこの法案の扱いでございます。

それから、統いてお尋ねのありました家族農業経営協定がどうかということをございますが、先ほど來の御質問と関連いたします。

農業におきます女性の地位の向上の明確化ということから、きちんと働いた分だけは受け取ることをはつきりさせ、そういう家族経営の新しい、近代的なあり方を推進するために、家族農業経営協定というものを運動として推奨いたしております。

かつては、親子というような関係で、縦の関係の家族経営協定が多かつたわけですが、最近では、横の関係といいますか、夫婦の間で結ぶといふものがふえてまいりまして、平成十年八月現在で、全国で九千九百四十七件の協定という実績になっております。この中には、先ほど申し上げました、労働報酬だけでなく、休日、労働時間、経営移譲、こういったものが取り決められているということをございます。

それから、諸外国ではどうかといいますと、これはフランスが比較的の進歩していると思います。フランスの場合には、女性の割合は、農業人口では三割ということで、我が国の六割に比べますとかなり低い。むしろ、夫婦が別の仕事についている場合が結構あるというのが実態であるとか思っています。

しかし、フランスの場合には、女性の五三%が自分名義の農地を所有している。これが我が国では六%しかない。それから、自分名義の預貯金

が、フランスの場合にはハーパー、我が国では六七%というようなことで、フランスの場合に比べますと、まだ我が国はおくれておるという実態にござります。

フランスは、そういうことで、一種の夫婦だけの法人形態が認められてるというようなこともありまして、比較的女性の地位がきちんと位置づけられている、そういう国であらうと思います。

○今田委員 表向きは、日本の状態というものはそういうことだろうと思うのですが、実態は、むしろ女性の方が農業に携わっている時間が多いのです。

○今田委員 表向きは、日本の状態というものはそういうことだろうと思うのですが、実態は、むしろ女性の方が農業に携わっている時間が多いのです。

○今田委員 申上げておきたいと思います。

次に、補助金制度のあり方についてお尋ねをしたいと思います。

現行制度では、転作助成金等の例外はありますけれども、農業従事者に対する個人補助は一切認められないわけであります。いわゆる農業団体を通じなければ制度を活用できないということになつておりますけれども、この制度は今後も維持していくのかどうか、お伺いをしたいと思いま

す。

○高木政府委員 補助金につきましては、いわゆる臨調におきまして答申が出てまいりましたが、個人の自立、自助にみだね得るものはできるだけやだねるということで、いわゆる補助から融資へという方針が出されております。

したがって、補助金につきましては、原則として、共同利用施設という、三戸以上が共同して利用するというものにつきまして補助対象としてきたわけでございます。この考え方は、やはり現下の財政事情なり、個人の補助というところについて、國庫負担をするということは、他産業との並びかたを考えても甚だ難しいことではないかと思っております。

ただ、工夫いたしましては、機械とか施設などは、JIAなどの行いますリース事業に助成をな

ど、そこから個人の農家がリースを受けるという形での効率的な利用、こういったものについては工夫を凝らしております。

それから、補助金の具体的な推進の仕方につきまして、できるだけ、用途を絞るということよ

り、統合メニュー化をして、使いやすいようにす

るとか、今お話をありましたように、交付の手続につきましても、農業団体を通さなければだめだ

とかというような縛りでなくて、交付が受けやす

いようなどうかで対処したいと思っております。

○今田委員 時間もございませんので、今件について、私はいつも疑問に思うのです。

私の地元山形では、特に私の地元はサクランボが非常に周りにあります。サクランボはハウスをかける際、農業団体を通さなければ助成は受けられないという仕組みに非常に疑問を感じているのです。そういうハウスの業者、いろいろな業者があるわけです。その業者で取り扱うものについても、ある一定の助成というものができるんだという制度をつくるべきではないのか。そのことによって、コストが非常に安くなるというよう

な地元の意見もあるんですね。そういうことを今後考えているのかいないのか、もう少し詳しくお知らせいただきたいと思います。

○福岡政府委員 今お話をございました点についてですが、聞きました限りでは、三人いるけれども農協を通さないといけない、そういうことによろしくございますか。

だとすれば、私どもが扱つておりますものはそういうふうになつておりますんで、農業者の方が三人お集まりになつた場合には、条件として、例えば農業団体がかわらなければいけないというふうなものになつておられます。

も、それは単に目標数値だけ書くということではなくて、同じ三号に政府が総合的かつ計画的に目標数値を明らかにすることですけれども、それは常に目標数値だけ書くということでは講すべき施策ということをあわせて書きまして、まさに策の裏打ちとともに自給率の目標数値を示す、こういうことになります。

また、同じ三項におきまして、農業者その他関係者が取り組むべき課題とともに明確にして定期的に相まって、先ほど申し上げました、政府が

ます。ありがとうございました。

○木村(太)委員 きょうも、大分長い審議時間になりましたが、御答弁もいたきましたが、ある

面ではさらに具体的にお答えいただきたいというお願いしたいと思います。

私は、本会議場でも質問に立たせていただきま

したので、その際答弁もいたきましたが、ある

大変な法案であります。私も、一時間という与えられた時間、質問してまいりますので、御答弁をお願いしたいと思います。

総合的かつ計画的に講すべき施策ということが明記されておりますので、施策の裏打ちを持ったものとして目標を定めるという点が、単なる見通しと異なる担保であるというふうに考えております。

○木村(太)委員 今言ったように、平成七年に第

六次の長期需給見通しを立てて、そこでも目標値というものはあるたんですね。でも実際は低下した。この第六次のときからきよう現在までも、施策の裏打ちはあつたと思うんですね。毎日、または毎年毎年、農林水産省として施策を展開してきたと思うんですね。

今の答弁も、もちろん私否定しませんけれども、今までやつてきたことには違いないと思うんですね。しかし、新基本法をつくって、そして大きな転換を図ろうとしている中での違いというのは、では何なのかということになります。

○中川国務大臣 今までの基本法に基づく自給率の見通しというのは、農業基本法という名前が象徴しておりますように、農業及び農業従事者がいろいろな面で少しでもいい生産状態、生活状態になれるようにという中での食料生産、それに基づく自給率の見通し、そして結果ということだったわけですが、今度の基本法というのは、あくまでも、国民全体に関係する食料というものを、生産者はもとよりでございますけれども、国民全体がみんなで自給率を上げていくこと、そして安定的に食料を供給することが、現時点、そしてまた将来にわたって非常に大事であるということがポイントでございます。

そういう意味で、過去においては、自然、生き物相手でございましたから、平成五年の大冷害のよなどきもございましたけれども、今回は、今官房長が言いましたように、十五条に基づく基本計画、そしてその根拠としての二条の国内生産を基本とした食料の安定供給というものを前提にして、各種生産者、消費者、その他国民全体、あるいは法律、施策、予算等のいろいろ総合的な推進によって、みんなで自給率を設定していくこ

う。

その場合には、品目ごとに実現可能なものの、予測可能なものをきちっと設定して、その上で最終的にやつていこうということをございますから、単なる見通しではなくて、みんなで実現できると

いう前提に立った目標であり、しかもそれは、現在の自給率を考えますと、大変低いわけをございますから、国内生産を基本とするというその言葉にかなうように、実現可能なかつけるだけ高いものを設定し、そして実現をしていく努力をする。その前提として、基本計画は政府の責任において設定をさせてございますから、政府がその責任を持ちながら、全体で協力をして策定し、実現をしていこうとするものでございます。

○木村(太)委員 今の大臣の答弁を聞きますと、国民全体で総力を挙げてというよう、一言で言えばそういう答弁だと思うんです。

今の答弁の中でも、品目別というような言葉がありました。確認しておきますが、自給率目標設定というのは、具体的にはどのように算出されていくのか。いわゆる計算方法でありますね。これをお答えいただきたいと思います。

○高木政府委員 具体的な算出の仕方でございます。これはまず、品目別に需要がどういうふうに見通されるかということを出します。そして、それに対して国産のものの供給量がどの程度いくかということを出します。

そう言つただけではなかなかわかりにくいかと

思いますので、大豆なりについて申し上げます

と、需要としては、榨油の原料用としての需要があります。それから食用としての需要があります。これが、これまでの趨勢なり見通しから何万トンになるかということをまずはじくわけでございます。それに対して国産の大豆がどれだけそこに食い込めるかということあります。油の原料用の大豆というのは、実は日本は雨がたくさん降るものですから、非常に油の含有率が高い大豆しかできないということで、これはなかなか外國産の油の含有率の高い大豆とは対抗できないのが実

態でございます。

そこで、国産の大豆はどういうところにいけるかということになりますが、煮豆とか納豆とか、こういった食用用途に限定された今の流通実態がございます。その中でも一〇〇%はまだ獲得いたしましたけれども、まだ一〇〇%はいかない。しかし、若干のさらに伸びるとき間もあるうかと思います。そ

れから、納豆になりますと、これはまだ国産の供給の比率が低いわけで、これが納豆製造業者の方にどれだけ受け入れられるだろうかという、供給のめどを立てる、ということが必要になります。それからさらに、豆腐になりますと、形がないものですから、必ずしも国産のもののウエートが高くなり。こういう実態に対しどれだけ食い込めるかということをはじき出すわけです。

例えば、現在は国産の大豆が十四万トン食品メーカーに供給されております。そういうことで、どれくらい食い込んでいけるかということを出してしまして、例えば十万トンぐらいふえるということがありますと、全体の自給率には〇・四%寄与する、こういうことになるわけです。

そういうふうに、物別に需要がどうなるかといふ見通しを立て、それに対する国産のものの供給を現状よりどれだけ伸びせるかという見込みといいますか目標を立て、それそれを全部足し上げて、総合的な自給率の目標にするというプロセスをとるわけでございます。

それから、消費面について申し上げますと、今大体二千六百キロカロリーの供給ということです

が、実はかなりのむだがございます。したがって、二千六百という供給をしなくとも、むだが削減できれば、例えば二千五百五十五といふかもしないし、二千五百といふかもしないといふことになるわけでございます。そうなりますと、分母が小さくなりますから、自給率としては高くな

る、こういうことになるわけでございます。

○木村(太)委員 ということは、品目別にきちっと計算しながら、それを積み重ねていくというふうに私は今の答弁で理解したわけです。

例えば、今までの大臣の答弁にもありましたけれども、最初から実現不可能な目標はいかがなものか、違う言い方をすると、実現可能なできる限り高い目標ということだと思うのですが、そういう認識を示していることを考えれば、例えば、将来的に仮に何%ぐらいという数値を今から持つて、基本計画が十年ごとということになりますか

か。もちろん、その間に五年ごとの見直しもあるわけですねけれども、いわゆる時間的なものでの積み上げ方式みたいなことも考えられるのでしょうか。

○中川国務大臣 今官房長が具体的にかなり細かく申し上げましたが、大体十年ぐらいをめどにし、その間に、例えば天候とか経済状態とかあることは新技術の開発とか、いろいろなこともあるでしょうから、五年ごとに見直しという手法も考えながら、余り長期ということもあれですし、二、三年でというのも、それはプラスになる数字にいたしましても、やはり田んぼや畑でつくるものが中心でございますから、一応、十年を一つのめどとし、そして五年ごとに見直しもあり得るということです。現在、検討会でいろいろと御議論をいただいておる、またこの委員会でもいろいろと御意見をいただいておるという状況です。

○木村(太)委員 もう一つ、素的な考え方になると、最もわかりませんけれども、例えば、最初に御答弁あったのが品目別、それで、私が質問したのは時間的な積み上げ方式というようなことを聞きましてけれども、もう一つ考えられるのが、地域別ということですね。

例えば、四十七都道府県あれば、私の地元、青森県の場合だと自給率的に見た場合にこうだ、それ掛ける各県の四十七の姿を持ち寄つて全国の日

本の姿というような、いわゆる地域別に自給率といふもののとらえることも手法としては考えられるような気がするわけです。もちろん、都道府県という全国的に幾つかのブロックに分けての自給率というのがあるのかとか、あるいは東北地方なら東北地方といったことが示せるのかもわかりませんし、そういう手法としては考えられるのでしょうか。

○高木政府委員 白給率の目標につきまして、例えは県別というようなことは十分考えられますし、また、これは地方自治の問題がありますから、やれというわけではありませんが、やつていたただくことが望ましいし、我々としてはそう働きかけたいと思います。

ただ、技術的な問題だけいいますと、例えは国間ですと、いつ、何が入ってきたかというのをわかるのですけれども、県ですと、当然空から陸から、別に関所がないものですから、本当に物の流入をどれだけきちんとつかまえられるかという問題は技術論としてはあります。ただ、一人当たりどの程度食べるだらうかとかいう検討例は、ごく粗っぽいものであればできるのではないかといふうに思います。現にある県では、もう既にそのようなある種の目標をつくりまして、農政部で発表している県もございます。

そういった事例も参考にしながら、お勧めしたいといふうに考えております。

○木村(太)委員 私も、どういう検討というか、あるいは計算の仕方、方式で目標値を定めたらいいかというのもなかなか判断できませんけれども、ただ、先ほど大臣の答弁にあつたとおり、今後検討しながらということには違いないと思うですね。

ただ、一番最初の御答弁にあつたとおり、今まで、何となく品目別というようなことが結構表面的に出てきている感があつて、それが間違いだとかそういう意味でなくて、検討しながらいろいろな考え方、いろいろな手法というものがそこの議論の中で当然出てくると思うのですが、その

ことをじつくり議論しながら目標値というのを、最初から品目別というようなことが柱にあって、それだけで最初からいくんだというのではなくて、いろいろな考え方を出し合って、どうしたらいいのかということで、柔軟にある面では議論しながら、検討しながら、目標値というものをぜひ明示していただきたいといふうに考えております。

もう一つ、この自給率向上に向けて、先ほどもちょっとありましたけれども、やはり自給率といふことを考えれば、消費が分母となりますし、国内農業生産というものが分子、単純に考えればこういうふうに考えられるわけですが、その場合、この自給率向上に向けての消費というもののあり方、あるいはそれをどう考えて対応していくのか、お聞かせいただきたいと思います。

○中川国務大臣 自給率のときに、先ほどの先生の御質問で、品目ごとに柔軟にというお話をありましたが、やはり生産サイドだけではなくて、消費サイドの役割というのもこの場合に非常に大きいのではないかと考えております。

は、これは消費されなければ自給率ということにはなりません。そういう意味で、国内生産を基本としてというのは、消費者ニーズにこたえることによって、生産・消費・両サイドにとつてプラスになるということになります。

その場合に、消費者側から見ると消費者が求め必要なものが供給されるということ、それから消費者側あるいは流通側においての理解、努力といふものが、例えば十二条で消費者の役割という項目がありますけれども、例えば食べ残しとか廃棄とか、そういうものをできるだけなくしていく。あるいはまた、これはたまたまといいましょうか、幸運なことに、日本型食生活というものが健康面でも非常に世界的にも評価されておるわけございますので、そういう日本型食生活の普及定着というのに努力をしていくとか、あるいはまた、流通段階でもいろいろとむだをなくすと

か、そういうようなさまざまな努力も、ソフト的といいましょうか、意識の問題として、消費者の役割といふものも自給率向上の上で非常に大きい

いふうに認識をしております。

いた後、基本計画を策定するわけでござりますので、その後できるだけ早い時期にやはり設定すべきものといふうに考えております。

○木村(太)委員 次のテーマとしては、所得確保対策のことをちょっとお聞きしたいと思います。

中山間地域等ハンディキャップのある地域に対して直接支払い制度を設けること、これに大変意欲を示しているわけですけれども、確認させていただきますが、その中身をどのように考えているのでしょうか。

○渡辺(好)政府委員 農政改革大綱におきまして、耕作放棄を防止し公益的機能を確保するという観点から中山間地域等への直接支払い制度の実現に向けて検討を開始したわけでございます。

検討項目としては、対象地域、対象者、対象行為、単価、期間、地方公共団体との役割分担、この構組みとしては、特定農山村法などの指定地域の中から、傾斜等によって生産条件が不利で耕作放棄の発生の懸念が大きい農用地区域内の一団の農地等々が考えられるわけござります。

一月二十九日に検討会を設置いたしまして、これまで五回検討を重ねてまいりました。来週早々にも中間取りまとめのための検討会を開催いたしまして、これはまだ議論が多様でございますので中間取りまとめという形で公表し、さらに、この夏に向けて取りまとめのための検討を重ねたいという状況にござります。

○木村(太)委員 中山間地域等といふように表現しているわけですが、その等の前の中山間地域と

ろもあるだろうし、中山間地域といつてもその姿に差があるというふうに私は思うのですが、どう考えますか。

○渡辺(好)政府委員 今回の基本法案の中では、三十五条に中山間地域等ということで、「山間地及びその周辺の地域その他の地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域」という定義をしてあります。

この直接支払いにつきましては、先ほど御説明申し上げましたように、特定農山村法などのいわゆる地域振興立法といいますか、地域振興五法として直接支払い制度を設けること、これに大変意欲を示しているわけですけれども、確認させていただきますが、その中身をどのように考えているのでしょうか。

○木村(太)委員 では、中山間地域等の等について、社会的条件において不利性が中立的かつ客観的な基準として認められるものがございましょうから、そこを現在詰めているところでございます。

条件の一つとして、地理的条件から傾斜というのを入れましたけれども、それ以外にも経済的、社会的条件において不利性が中立的かつ客観的な基準として認められるものがございましょうから、そこを現在詰めているところでございます。

○木村(太)委員 では、中山間地域等の等について、ちょっとと聞きますが、等というのは、今もちょっと答弁がありましたけれども、経済的な社会的ないわゆるハンディキャップがあるところに言うと、いわゆる地理的条件に限らず、地域性というか、例えば私の地元のように豪雪地帯とか、そういうこととしてとらえていいのでしょうか。

○渡辺(好)政府委員 先ほど申し上げておりますけれども、例えで申し上げますと、この検討会の議論の中では、例えば過疎とか半島、離島地域について、指定地域とするのかどうかという御議論がございまして、これらの地域における公益性、公益的機能についての議論がまだ收れんをしていないというふうな状況にござります。

ただ、この直接支払いの導入というのは、国際規律であるWTO農業協定の緑の政策を活用するわけでございます。その中には、中立的・客観的条件からして不利である、それからその支払いの

方法のところに、追加的費用が必要である、あるいは収入が喪失をするというふうな範囲内において単価を算定して支払うということになっております。

今の豪雪地帯につきましての議論を御紹介いたしましたと、北海道、東北、日本海側のほぼ全域が対象となるというふうな事情、それから積雪と作物の単収の関係について言いますと、例えば豪雪地帯の方が米の単収が高いというふうな、農業生産条件の不利性が認められないのではないかといふうな議論が強く出ているところでございました。

○木村(太)委員 議論がまだ收れんされていない段階で、可能性といふか、対象になると思われるようなことの御答弁があつたわけです。

だとすれば、今まだ議論は終わっていませんけれども、検討が続いているわけですから、御答弁があつたようにいろいろなハンディキャップがあると認められるときは、それは平場であつても可能性としてはあり得るというふうに判断していくですか。

○渡辺(好)政府委員 申し上げておりますように、あくまでも、WTO農業協定の中の条件不利地域直接支払いというスキームを活用いたしますので、このスキームとの整合性ということを強く意識しております。

いわゆる純然たる平場が入るかどうかという点につきますれば、それは否定的というふうに申し上げざるを得ません。

○木村(太)委員 わかりました。

ではもう一つ、直接支払いという考え方から聞きますが、自給率目標の設定に向けて、品目別の生産目標ということを先ほど来お答えがあつたのですが、だとすれば、この品目別の所得確保のための経営対策というものも当然視野に入れていく

ことが必要ではないかというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○高木政府委員 品目別の生産努力目標を立てるということになりますれば、その目標の達成のためにさまざまな対策が必要になるということは当然であります。その中では、技術の開発普及なり、品質の向上なり、あるいは生産性の向上なりいうこともございますが、当然、今価格政策の対象になっている品目もかなりの重要度を持つているわけであります。それも価格政策の見直しと一緒に見合つての経営安定対策を講ずるというだけではなくて、その方向で対応したいということございまます。

〔委員長退席、松岡委員長代理着席〕

○木村(太)委員 今お答弁を聞いて、ぜひ具体的に一つ取り上げていただきたいのです。今までこの委員会で何度も取り上げたのですけれども、

この委員会で何度か取り上げたのですけれども、

これは、実は、リンゴ農家の所得の安定につきましては、需給変動や災害対策、これにつきましては計画的な生産、出荷を促進するというよう

な支援体制とか、それから災害がございました場合の減収には既に農業共済制度というのがござい

ます。こういうものの機動的な実施をいたしまし

て、需給・経営の安定を図るということで支援を

しているわけでござります。

○木村(太)委員 提案のようなさらなる策を講ずるということにつきましては、いろいろ越えないといけないハ

ドルが何点かあるわけでござります。最大のところは、災害のための対策を片方で講じて、さらに

で、今のリンゴ産業を取り巻く環境を考え、地

元の県や市町村や農業者団体が既に十一年度から

動いております。こういったことをぜひ前向きに

検討していただきたい。

前に質問をさせてもらったときには、簡単に言

えば、リンゴだけには認めるとはできない。リ

ンゴに認めるにミカンも、先ほどあつたサクラン

ボも、ほかの品目もというふうになるのでとい

うふうにお答えもあつたわけです。

ただ、新農業基本法の一番のメインである自給

率向上ということを考えれば、勝手な理論武装か

もしれませんが、今現在国内で生産されている農

産物、そしてその中の果樹、果物の中でも、今現

在は経営的には苦しいながらも高い自給率的な位

置づけにあるようなもの、その一つがリンゴだと私は思つてゐるわけです。こういったものが、これからも自給率が下がらないためにも、維持を図つていくためにもというような理論なんかを

もつて、私の理論ですけれども、理屈であります。だから、将来的な検討課題というのでもあります。その中では、技術の開発普及なり、品質の向上なり、あるいは生産性の向上なりということもございますが、当然、今価格政策の対象になつてゐる品目もかなりの重要度を持つてゐるわけであります。それも価格政策の見直しと

いうことでプログラムにておりますが、当然、その価格政策を見直すというだけでなく、

それに見合つての経営安定対策を講ずるといふことは、その方向で対応したいということございま

す。

○橋口政府委員 リンゴの件についてございま

すから私からお答え申し上げますが、結論から申

し上げますと、再三同じ答弁で申しわけないので

すが、実は、リンゴ農家の所得の安定につきまし

ては、需給変動や災害対策、これにつきましては、

一つは計画的な生産、出荷を促進するというよう

な支援体制とか、それから災害がございました場

合の減収には既に農業共済制度というのがござい

ます。こういうものの機動的な実施をいたしまし

て、需給・経営の安定を図るということで支援を

しているわけでござります。

○橋口政府委員 重ねてで恐縮でござりますが、

先ほど指摘を申し上げましたような課題、このほ

かにも実は、経営安定対策、例えばリンゴでござ

いますと、講じてござりますもののほかの財源の

扱いをどうするかとか、さまざまございますの

で、私どもとしては、こういうものを、先生おつ

しゃいましたよな意味で、全く放置をしている

わけでは決してございませんで、詰めるべきもの

はどういうものかということは、再三の御指摘でござりますので、きちんと念頭に置きながら対応

をしているというところは御理解をちょうだいし

たいと思います。

○木村(太)委員 先ほどの答弁と今の答弁の違い

は、将来という文字がなくなつたというふうに私は判断しましたので、ぜひお願いしたいと思いま

す。

次に、担い手の確保対策という思いからお聞き

します。

私の住む地域も農村であります、実は私のう

ちも兼業農家といふうになつておられます。専業農家と兼業農家と、また、農村に住んでいますけれども農業に携つてないいわゆる非農家、こ

う三つに分けた場合に、やはり現実に所得の姿で比較すると、兼業が一番高く、次が非農家、そ

厳しい状況になつてゐる、やめるかやめないというふうに考えている人が多いわけですね。

もう一つは、リンゴだけでなくて、他の農産物、他の品目、あるいはまた他の果樹でもあると思いますが、実は、先ほど官房長の答弁にあつたとおり、これまでの新基本法をつくるうとしているわけであります。それも価格政策の見直しと

いうことでプログラムにておりますが、当

然、その価格政策を見直すというだけでなく、

それに見合つての経営安定対策を見直すといふことは、その方向で対応したいということございま

す。

○橋口政府委員 重ねてで恐縮でござりますが、

先ほど指摘を申し上げましたような課題、このほ

かにも実は、経営安定対策、例えばリンゴでござ

いますと、講じてござりますもののほかの財源の

扱いをどうするかとか、さまざまございますの

で、私どもとしては、こういうものを、先生おつ

しゃいましたよな意味で、全く放置をしている

わけでは決してございませんで、詰めるべきもの

はどういうものかということは、再三の御指摘でござりますので、きちんと念頭に置きながら対応

をしているというところは御理解をちょうだいし

たいと思います。

○木村(太)委員 先ほどの答弁と今の答弁の違い

は、将来という文字がなくなつたというふうに私は判断しましたので、ぜひお願いしたいと思いま

す。

次に、担い手の確保対策という思いからお聞き

します。

私の住む地域も農村であります、実は私のう

ちも兼業農家といふうになつておられます。専業農家と兼業農家と、また、農村に住んでいますけれども農業に携つてないいわゆる非農家、こ

う三つに分けた場合に、やはり現実に所得の姿で比較すると、兼業が一番高く、次が非農家、そ

して三番目に専業というふうになっているような感を私は持っております。

そういった中でも、農村というところ、住んでいるならば、例えば集落排水などの農村整備について、これは平等にきちっとやっていくことが

基本にあるべきであろうし、しかしながら、手確保ということを考えた場合に、やはり兼業以上に、専業に対していろいろな思いというか対策を絞つていくことが物の道理からいくと自然な姿だと思うのですが、どう考えているでしょうか。

〔増田委員長代理退席、委員長着席〕

○渡辺(好)政府委員 全く同じ認識でございます。効率的、安定的な農業経営がやはり生産の相当部分を担う、そういう農業構造をつくり上げることが大事でございまして、これまでも、とりわけ認定農業者等に対して、農用地の利用集積であるとかスーパーし資金などの有利な金融等を講じてきましたけれども、やはり施策全体がやや複雑で、体系化されていない、非常に使いたい面があるということも否めないのですから、私ども、今これを再構築すべく勉強しております。

施策の集中と体系化ということで、例えば発展段階、つまり就農の時期、経営改善の時期、安定の時期、そして経営を継承する時期という、発展段階に応じたメニュー、さらにはそのメニューを効率的な経営に必要なメニューあるいは安定化に必要なメニューといつたような形に整理をいたしまして、こうした担当の手に施策を集中していくことを検討しております。

○木村(太)委員 ゼひお願ひしたいと思います。

もう一つ、担い手確保対策ということ等を考えた場合、教育ということからちょっとと考えてみます。例えば学校給食において米飯給食を実施したりとか、教育の分野でも農業のありがたさというものを取り上げながらいろいろ努力をしていると思うのです。教育の分野を通じて、農業の担い手確保の深刻さというものを私が一番感じる場面とい

うのが、例えば農業高校の卒業式に行った場合、こし卒業する生徒の中、そのまま農業に就農する人がどのくらいいるかということを見たときに、その数字の低さに、担い手確保の難しさ、また現実というものを最も感じます。

ちょっとこれも地元の例で恐縮であります、地元の例でちよつと調べてみましたが、去年三月、農業高校を卒業した人の中、新規に就農した人の割合というのが、農業県である私の地元で

あつても五・八%にすぎない。また、就職を選んだ人でも、農業関連の産業に就職している人の割合が高いかというと、決してそうとも思えない。

もちろん、みずから進路というのはみずからが決めるのは当然であります。ただ、農業高校と

か、あるいはまた農業大学校あるいは農業大

学農学部とか、これらの教育における実態を農林水産省としてはどう考えて、また今後どう臨もうとしているのか、お聞かせいただきたいと思いま

す。

○橋口政府委員 まず、農業高校から就職をされ

る、あるいは進学をされる状況でございますが、

私ども、全国の数字を承知いたしておりますが、

先生が御指摘の数字とそろ変わらないオーダーで

はないかと思っております。

私もが農業教育というものを考えました場合

に、農業高校、大学農学部、それから私どもが直

接かかわっておるといいますか、県の農業大学校

というものがございますけれども、こういうものが

それで立場と目的によりまして農業教育を行っ

ておるわけでございまして、学校の中での教育に

つましまして、きょう文部省さんもお見えでござ

いますからそこでお話をいただいた方がいいかも

しませんが、私どもの方からは農業高校あるい

は大学との連携につきまして若干お話をしたいと

思います。

農業高校では専門的知識を身につけていただく

中で、先生もお話しございましたように、やはり就

農に対しても少し強い意欲を醸起してもらつという

ことは大事なことじゃないかと思いまして、今までの

現場をより身近に感じてもらつていうことで、県にござります農業大学校と連携を推進するということにいたしております。ぜひどんどん来て、農業大学で実務の研修をやってくださいということをやつておるわけでございます。

それから、農業高校でいろいろな実習なり講義なりをおやりになる場合に、普及センターができるだけ協力を申し上げましょうということをやつておるわけでございます。

それから、今先生もお話しございましたが、県の農業大学校へ入校される場合に、いろいろな情報を提供するとか御相談に乗るとかということをやつております。

こういうことで就農意欲を高めるということをやつておりますが、なかなか数字が上ががらないのは事実でございますが、全体として新規就農者の数が上向きでございますので、こういう対策も効果があつたのかなと思っております。

次に、大学の農学部等でございますが、大学はもうちょっと高いレベルの目的を持っておられます。その中でもやはり就農を希望される学生さんはおられるわけですが、大学は

して、高度な技術の開発や、これを担う技術者の養成という役割を持つておられるわけでございま

すが、その中でもやはり就農を希望される学生さん

がおられるわけですが、大学は

で、勉強してもらつていうことで、在学中に農家の

中に入つて就農体験をされるというようなこと

で、インターネットを実施しているというよう

で、正直申し上げて、どちらかといえば、こ

れまではそれぞれが別個に動くといえども、意

思の連携が十分でなかつたという感は否めないわ

けでございますが、昨年十一月に文部省さんと合

意がございまして、今後は密接な連携体制を構築

していくということございまして、そういう

ことでそれぞれいろいろな形で支援なり情報交流

をしていきたいなと思っております。

○木村(太)委員 ということは、実態としては、

文部省から見た場合も今の姿が決していい状態だ

とは思っていないわけですね。だから、今までの

文部省との関係も一層緊密にしていくというような答弁も今ありましたけれども、では、文部省、きょう審議官においでいただきましたけれども、文部省としてはどう考えていますか。

○鎌谷説明員 それでは最初に、農業高校の現状から御説明を申し上げます。

現在、全国の農業高校の数は三百九十三校でございまして、学ぶ生徒は約十一万八千人ほどでございます。その進路状況でございますけれども、先ほど先生からも青森の状況の御紹介がございました。その進路状況でございますけれども、

六%ぐらいでござりますけれども、農業と直接関係する分野への就職者が三三・三%ということです。四割程度の卒業生が農業にかかる仕事に従事をしていますということになろうかと思います。

それで、農業高校につきましては、文部省としてもこれまで魅力ある農業高校づくりを進めてまいたわけでござりますけれども、最近で、特に

三點だけお話させていただきますと、一点には、ことしの三月に高校の学習指導要領を改訂いたしました。農業教育につきまして、バイオテクノロジーの発展、あるいは地球環境問題、農村に期待される機能の多様化などに対応した教育内容の改善を図ったところでござります。

それから、先ほどお話をございましたように、文部省と農林水産省が連携をいたしまして、農業高校と農業大学校との統続的なカリキュラムのあり方等について検討を行うとともに、先進農家等のインターネットを推進ということも図つて

いるところでござります。

三点目でござりますけれども、農業経営基盤を

持つ生徒を対象として後継者養成を実施してまいりました自営者養成農業高等学校につきまして、農業

経営基盤がなくとも農業に対する意欲にあふれた生徒も対象とした農業の担い手育成の教育を進め

るために、その名称を農業経営者養成高等学校に改めるなど、その充実を図つたところでございま

す。

引き続き、農業高校における農業の担い手となる人材の育成に努めてまいりたいと思っております。

○木村(太)委員 地元の例で大変恐縮なんですが、私の住む町に実は園芸高校というのがあります。全国に唯一、たった一つしかないリンゴ科というものを持った園芸高校があります。そのほかにも学科はあるんですけれども、実は定員割れが激しくて、つい最近であります。一つの学科の名称を変えまして、もちろん自身も変えたわけですが、そうしたら志願者の数がかなり改善してきました。本当に理屈抜きに、

でも、やはりこれも現実だと思うんですね。学部・学科の名前をちょっと変えただけで少しふえたとかする。

この点やはり、先ほど答弁あったとおり、文部省と農林水産省の連携をもう少し密にして、昨年の秋からということになりますけれども、農林水産省からも、教育に対しても思っていることは文部省に対するいろいろ積極的に主張していただきたいな、私はそう思います。そういうことで、連携を密にしていくということになりますので、それに期待をしたいと思います。

次に、優良農地確保ということをお聞きしたいと思います。

田んぼ、畠の農地価格という観点から見ると下落が続いてきた。ピーク時の昭和五十七年なんかに比べますと、私の地元なんかでは三〇%ぐらい価格が下がっているんですね。ということは、農業は、今現在、農地を買ってまでして営む産業でないというあかしにも映るわけです。そして、遊休地、放棄地がふえてきている。全国的には何と青森県の耕作面積に匹敵する十六万二千ヘクタールというものが、昭和六十年から見た場合に荒れ地化してしまったというふうに、調べてみましたらわかりました。

そこで、私は本会議でも言いましたが、この優

良農地の確保ということを考えれば、今まで以上に規制の強化が必要だし、今まで以上に特典といふ一つの両極端をうまく組み合わせてやっていくことが基本的には必要ではないかなというふうに思つわけです。

この規制の強化と手厚い特典という相対することをどのようにうまく使いこなしながら優良農地確保策に向けていくのか、お聞かせいただきたく思います。

○渡辺(好)政府委員 優良農地の確保のための規制の強化と特典の明示ということをございます。

規制という点では、農業振興地域制度において優良な農地を農用地区域という形で設定をして、農用地区域内における農地転用は認めないと

いう規制を現行に行っています。また、特典といふ点では、圃場整備事業等の農業基盤整備事業につきましては農用地区域において重点的に実施を

して、農用地区域内における農地転用は認めないと

いう規制を現行に行っています。また、特典といふ点では、圃場整備事業等の農業基盤整備事業につきましては農用地区域において重点的に実施を

して、農用地区域内における農地転用は認めないと

いう規制を現行に行っています。また、特典といふ点では、圃場整備事業等の農業基盤整備事業につきましては農用地区域において重点的に実施を

して、農用地区域内における農地転用は認めないと

いう規制を現行に行っています。また、特典といふ点では、圃場整備事業等の農業基盤整備事業につきましては農用地区域において重点的に実施を

して、農用地区域内における農地転用は認めないと

いう規制を現行に行っています。また、特典といふ点では、圃場整備事業等の農業基盤整備事業につきましては農用地区域において重点的に実施を

して、農用地区域内における農地転用は認めないと

いう規制を現行に行っています。また、特典といふ点では、圃場整備事業等の農業基盤整備事業につきましては農用地区域において重点的に実施を

して、農用地区域内における農地転用は認めないと

いう規制を現行に行っています。また、特典といふ点では、圃場整備事業等の農業基盤整備事業につきましては農用地区域において重点的に実施を

農業関連産業について聞きます。

俗に規制緩和という言葉がありますけれども、規制緩和の一つのいいところというかメリットといふのは、例えば携帯電話がいい例であります。一気にいいものがより安く、便利に使えるようになつた、これだけ短期間に普及したというメリットが大きいわけです。

例えば、農家の声として、米の値段もリンゴの値段もなかなか高くならない、しかし、肥料や農薬、農業資材、農機具の値段は毎年少しづつ高くなっているような感じがあるという声をよく聞きます。そうしますと、農家が消費者という立場に立つたときに、いいものはより安く、便利に使えます。そして、優良な農地を農用地区域という形で設定をして、農用地区域内における農地転用は認めないと

いう規制を現行に行っています。また、特典といふ点では、圃場整備事業等の農業基盤整備事業につきましては農用地区域において重点的に実施を

して、農用地区域内における農地転用は認めないと

いう規制を現行に行っています。また、特典といふ点では、圃場整備事業等の農業基盤整備事業につきましては農用地区域において重点的に実施を

「」いう効果が発現されることを私どもは十分期待をしておりますし、私ども自身がいわば音頭取りをしたものですから、できることは十分対応していきたいなと思っておるところでございま

す。○木村(太)委員 やはり新基本法をつくって、自給率という目標もきちっと持って、それに向かっての基本計画というものが定まっていくと思いますれば、たとえば、今言つたようなことも決して私は小さな問題だと思いません。農業関連するけれども、たとえば、今言つたようなことも決して私は小さな問題だと思いません。農業関連する限りは規制緩和の一つのいいところといふメリットといふのは、例えば携帯電話がいい例であります。一気にいいものがより安く、便利に使えるようになつた、これだけ短期間に普及したというメ

リットが大きいわけです。

○中川國務大臣 農業予算の今後につきましては、圃場整備あるいは生活基盤整備については注意深く点検をしながら、引き続きやっていかなければならぬと思っておりますが、今度の新しい基本法の中で、新しい役割といいましょうか、新たな役割を推進するために必要な施策というものも含めて、総合的に食料、農業、農村政策を推進していくなければならぬと思っております。

需要に関しては、国内農業生産を基本とした安

定供給、あるいは消費者の視点も重視した食料政策、あるいは、農業の持続的な発展のために、大胆を中心とした農業構造の確立、価格政策に基づく経営安定施策の実施、自然循環機能、景観等のいわゆる多面的機能、さらには中山間地域対策の中でも議論が出ております条件不利地域に対する直接支払い、これは検討中でございますけれども、来年度の概算要求までに結論を出したいということで今検討をしておる最中でございます。

このようなさまざま二ース、あるいはまた事業の効果も勘案しながら、必要な見直しをして二年度の予算編成に当たりたいというふうに考えております。

○木村(太)委員 今の答弁ですと、制定されたとすれば予算面でも変化が出てくるというふうに素直に私は聞こえました。もう一つ踏み込んで聞きたいのが、基本計画をつくるわけですね。それは十年ごとであって、五年ごとの見直しをしていく。だとすれば、予算的にも、もちろん予算というのは単年度、単年度でやっていくのが当然でありますけれども、しかし、基本計画と同様に十年ごとという時間的なスパンを、今後、実際は一年ごとの単年度予算の国會の承認をいただきながらということになつていて、基本計画をかなくとも意識したことあるのでしょうか。

○中川国務大臣 基本法の基本計画というのは、食料、農業、農村に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために基本計画を推進するわけでございます。

そして基本計画は、十年程度先を展望しながら、必要に応じて五年ごとに見直しをするという形でございますから、個別の施策を、基本法案に盛り込まれた基本理念に即して、大々くにしで総合的、一体的に推進をするという考え方で、一定の時期に必要な施策の効果等を踏まえ必要な見直しを行うということでございます。

したがいまして、十年というものを一つの大きな基本的な考え方の中で、現実单年度主義でござります。

いますけれども、そういう基本方針に基づいて年度ごとの予算編成に取り組んでいきたいというふうに考えております。

○木村(太)委員 わかりました。

もう一つ、がらりとテーマが変わります。農業分野における国際協力、これをちょっとお聞きしますが、法案の中でも国際協力というのをうたっているわけですから、ただもちろんこれからも日本が国際社会の中でさまざまな分野、つ

まりは農業の分野でも協力し合うこと、また世界に対しても貢献していくことは当然だと思います。ただ現実に、例えば、リソウの例で本当に失礼でありますけれども、ふじという品種がありますが、実はこのふじというものは私の住む町で誕生した品種であります。しかし、実際アメリカ産ふじが今輸入解禁されようとしているわけですね。

日本で生まれたものがいつの間にか海外に渡つて、そして海外の農家が一生懸命生産して、そして日本に向けて輸出をして、日本に対して輸入解禁を迫る。そうすると、ますます国内産の農産物と外国産のものが激しく競合する、こういったことも現実には今現在もあるし、これからも国際協力を進めるといった場合、結構そういうことがふえていく可能性が強いと思うのですね。結果的に、国内の生産者の首を絞める形にもなりかねないような感もあるわけですね。

ただもちろん、先ほど言つたように、国際協力というのも私は必要だと思うし、否定しません。しかし、その点難しさがあると思うのですが、この点はどう考えておりますか。

○中川国務大臣 基本法の二十条で国際協力、これはあくまでも、現時点でも八億数千万人いると、いう飢餓人口、それが今後の食料と人口のアンバランスの中ではさらに大きな問題になっていくということで、必要な技術あるいは資金さらには農産物そのものを援助するということが趣旨であるわけでございます。

そこで基本計画は、十年程度先を展望しながら、必要に応じて五年ごとに見直しをするという形でございますから、個別の施策を、基本法案に盛り込まれた基本理念に即して、大々くにしで総合的、一体的に推進をするという考え方で、一定の時期に必要な施策の効果等を踏まえ必要な見直しを行うということでございます。

したがいまして、十年というものを一つの大きな基本的な考え方の中で、現実单年度主義でござります。

先生御指摘のように、いわゆるブーメラン効果的に安く、ふじならふじ、あるいは日本の技術で

つくられたものが日本に入ってくるということにによって国内の生産者が影響を受けるということがあり、その趣旨は違う趣旨ではございますが、この二十条の本実にそういう可能性も今後予想されることはありますし、実施に当たりましては、国内生産に影響を与えないということを十分考えながらいろいろとやつていかなければいけないというふうに考えております。

○木村(太)委員 ゼひそういう点も注視しながら対応を図つていただきたいと思います。時間が来ましたので最後にお聞きしますが、これも本会議で私、全国一律型と言われるこれまでの國の農政の姿があつたというふうによく新聞なんかでも書かれておりますが、言葉的には地域重視型に変えていく必要があると。では、その地域の実態を知っているのはやはり地元の県であり市町村である。だとすれば、地方分権という流れも今出てきて、やはりこういったことも農業の分野においても進める必要がある。よつて、本会議では総理と自治大臣に御答弁に立つてもらいましたが、農林水産大臣のお答えをいただいて、終わります。

○中川国務大臣 地方分権とそして新しい基本法、これは決して矛盾してはならない問題だと思います。

したがいまして、先ほども官房長が別の委員に答弁しておりますように、現基本法とは違う位置づけで、七条、國の役割、八条、地方の役割、そして三十七条で協力をするということで、お互

いの立場、対等な役割、それぞれがやるべき役割、そして協力しなければいけない役割、それぞれを対等の関係の中で推し進めていくことによってこの基本法の趣旨を到達させていきたいというふうに考えております。

○木村(太)委員 終わります。

○總務委員長 次に、一川保夫君。

○一川委員 今回のこの新しい農業基本法というのは、これまでいろいろ質疑の中でも話題が出て

いますけれども、食料・農業・農村基本法というふうに、従来の農業基本法の農業という単独の名前から、食料なり農村、そういう文言が追加されたりいろいろな課題をこの法律で非常に意義のある、今まで大事な法律であるというふうに認識いたしております。

我々も基本理念といったものが非常に大事であるということは從来から主張してまいりましたけれども、特に、この法律の目的とする範囲をこれまで、特に、この法律の中でも今四本柱の理念といふもの整理してございまして、その中の一つに農村の振興ということがうたわれております。そういう意味では、この法律の目的とする範囲を従来の農業基本法に比べて大幅に拡大する中で、国民的な視点で農政そのものを位置づけていくべきでありますけれども、この法律の目的とする範囲を従来の農業基本法に比べて大幅に拡大する中で、国民的な視点で農政そのものを位置づけていくべきであります。

特に、現行の法律は從来、農業の発展はもちろんでございますけれども、農業者の所得を中心にしての地位の向上というのですか、そういう観点を相当重要視した、農業に特化した基本法であつたと思ひますけれども、今日は、先ほど言いましたように、農村という問題なりまた国民的な視点を相当重要視した、農業に特化した基本法であつたと思ひますけれども、今日は、先ほど言いましたように、農村という問題なりまた国民的な視点を相当重要視した、農業に特化した基本法であつたと思ひますけれども、今日は、先ほど言いましたように、農村という問題なりまた国民的な視点を相当重要視した、農業に特化した基本法であつたと思ひますけれども、今日は、先ほど言いましたように、農村という問題なりまた国民的な視点を相当重要視した、農業に特化した基本法であつたと思ひます。

この農村という概念というか定義というものは、あってないようなものでございまして、いろいろなデータでも、何か統一されたものというのではなく、余りないわけでございますが、何となく我々の頭の中には、町の中心部を除いた地域がみんな農村だというふうなイメージがございまして、非DIDというようなデータの統計を見ましても、国土面積の九七%は農村だ、そういう整理のデータ、もござりますし、また、全国の人口の三五%だつたですか、それくらいの人口が農村地域に住んで

いる、そういうデータもございます。そういう面では、農村地域に住んでいた皆さん方というのは当然、農業従事者の方々が從来は中心であったわけがござりますけれども、今日ではもう農業に直接従事している方々の農村地域でのウエートというのはこれまた相当下がってきておるというような感じもいたします。

そういうことからしますと、この基本法というの、単なる農業に従事している方々だけじゃなくて、農村という概念でいえば当然ながら、農業に従事していない方々で農村地域に住まいをしていらっしゃる皆さん方に対して、この法律はしっかりと一つの施策としてカバーしていくという目的を持つておるわけでございます。

まず、そのあたりの議論をしていくために、今農水省の方で、この法律にうたわれているように、農村という言葉をこれから対外的に説明される場合にどういうような概念というか定義づけで説明していかれるのか、そのあたりをまずお聞きしたいと思います。

○高木政府委員 農村という言葉の持つ意味でございましょうが、今お話をありましたように、農村というのは法令上かなり使われております。しかし、その定義といふのは、農村地域工業等導入促進法といふものだけではございません。これは、ある地域に工業が導入されたときに奨励措置を講ずるというものですから、どこが農村地域であるかという線をしっかりと引いておかなければいけないということで線引きがされているわけですけれども、その他の場合には特に定義が使われておりません。

本法におきましても、基本法でありますからもつと定義といふことがないわけでござりますが、今御指摘ありましたように、どういうふうに使うのかということになりますが、申し上げますと、農業的な土地利用が相当の部分を占め、かつ農業生産と生活が一体として営まれており、居住の密度が低く、分散している地域というふうに説明をいたしております。

農村の振興ということですが、先ほどお話をありましたが、農業者だけが暮らしているわけではないわけで、その他の一二次産業、三次産業の方々もともども暮らされております。しかしながら、農林水産委員会議録第十五号

○一川委員 私自身もちょっと調べましたところ、そういう明確な定義づけはないわけですが、それでも、そなうかといって、では農村地域をいろいろな施策でカバーをしながらその地域の振興を図っていくという面では、これは一農林水産省の施策だけではカバーできないというふうに私は思っていますし、当然ながらこの法律の中でも、いろいろな関係機関との協力の中でその振興を図っています。

では、農村という問題をこの法律に入れまして、しっかりとこれから施策の柱として推進していくという以上は、現状の農村というこの空間に對してどういう課題がある、どういう問題意識を持っているのか、現状の課題なりそういうところを農林省としてどういうふうに考えているのか、要点だけでもちょっとお話ししていただきたいと思います。

○高木政府委員 お尋ねのありましたように、農村振興策といふのは、ひととおり農林水産省の施策のみで対応できるわけではございません。地域振興の任務を負います国土庁なり自治省さんなり建設省なり、それぞれの省庁との密接な連携並びに当該省庁の御協力なくしては実効ある推進はあり得ないというふうに考えております。

その趣旨はこの法案でも明確になつておりますので、十五条でいわゆる基本計画を定めるという点にしておりますが、そのうちの農村に関する施策の部分につきましては、国土の総合的な利用、開発、保全に関する国計画との調和が保れたものでなければならないということで、農村に関する施策が国土の総合的な利用にかかわっておるものだという認識がまず前提として持たれております。

農村の振興ということですが、先ほどお話をありましたが、農業者だけが暮らしているわけではないわけで、その他の一二次産業、三次産業も含めてござりますけれども、農業、そのほかの二次産業、三次産業も含めてござりますけれども、

ざいますし、またそれと並行して高齢化現象が進んでおるわけです。逆に、平地部の農村地域へ行くれば、混住化社会といいますか、そういう現象が非常に進んできてるわけです。そういう面では、農林水産省の施策はもちろんその基盤的なものとしては大切なものがあるわけでございますけれども、他の省庁とのいろいろな連携というのが非常に面では非常に大切になつてくると思っております。

そういう中で、先ほどもちょっと話題に出でおりましたけれども、この法律の中でも、地方公共団体の役割をいろいろと期待するような言い回しがありますけれども、地方公共団体をいろいろな面で指導されている自治省としまして、これから的新しい時代に向けての農村というものに対する役割、あるいは現状の問題も含めて、それらに対する何か所見がございましたらお伺いしておきたい、そのように思っております。

○香山政府委員 農村振興に関しての考え方について、お答え申し上げます。

農村は、食料供給という経済、産業活動面の役割だけではございませんで、水資源の涵養あるいは自然環境の保持、国土保全等重要な役割を有しておりますけれども、近年、過疎化、高齢化の進展その他によりまして活力が低下いたしております。農村の有するこれらの機能の低下が大変心配される状況にあるというふうに考えております。

御指摘にもありましたように、農村地域は、土面積に大変大きなウエートを占めておりますから、國土政策としても重要な意味を持っておりまして、地域における総合的な行政主体である地方団体は、農村の有する多面的な機能が確保され、さらには発展するように、これは生産面だけではなくて、生活環境あるいは人材の育成、確保等々幅広い観点から総合的に農村振興に対する事業を推進する必要があるというふうに考えております。

平成十一年五月二十日

自治省といたしましては、地方団体が地域の実情に即して総合的に取り組む農村振興のための施策について、積極的に支援してまいりたいと考えておる次第でございます。

○一川委員 自治省の立場で、農村振興のためには、ぜひひとつよろしくお願ひしたい、そのように思っております。

私自身も、農村地域に住まいをしている人間でございます。中山間にに入るか入らないか微妙なところに居住しておりますけれども、農村地域に今住んでいる皆さん方のいろいろな活動状況を見ておりますと、先ほども言いましたように、職業が非常にバラエティーに富んでいるという現状の中で、それぞれの地域で、恐らく地域の特性を生かしながら地域振興、俗に言う村おこし、町おこし的なものに取り組む運動が最近非常に盛んになりました。それを更新するためには地元負担を要する、いろいろな面でエネルギーが今となりつた時期があるわけですねども、今日そういう施設が老朽化し、傷んでいる状態を放置せざるを得ない。それを更新するためには地元負担を要する、いろいろな面でエネルギーが今となりつた時期があるわけですねども、今日そういう施設が老朽化し、傷んでいる状態を放置せざるを得ない。それは、地域資源、農村資源としては非常に多面的機能を十二分に發揮するという観点からしまして、現状、土地改良区という組織が農村地域に一応大きな平野部を中心にしてあるわけでございませんけれども、土地改良区という組織をもつと今日的な課題に即して見直しをかけながら、そういうノウハウをしっかりと發揮していただくために、土地改良区という組織をしっかりと活用しながら、そういった中山間地域等の農村地域、非常に今エネルギーが衰えつてある、活力が低下しつつある地域のそういう土地改良施設をしっかりと点検し、整備していくということに対する制度をしっかりと構築していただきたいらうふうに私は感ずるわけでござりますけれども、そのあたり、いかがでしょうか。

そういう面では、この基本法の一つの理念なりそういった施策の方向に沿って、これから具体的ないろいろな制度が見直しをかけられていくといふふうに思いますけれども、本当に農村地域に住んでよかつた、住んでいることに非常に誇りが持てるというような状況にせひしてあげていただきたいといふふうに思います。そういう基盤的な制度が整備されれば、そういうものを駆使しながら農村に住んでいる皆さん方にはあるといふふうに思いますが、そういう観点でのこれからいろいろとやつていただける、そういう知恵はもう十分農村に住んでいます。非常に思いますが、私は思いますので、そういう観点でのこれからいろいろに思つております。

そういう面では、この基本法の一つの理念なりそういった施設の方向に沿って、これから具体的ないろいろな制度が見直しをかけられていくといふふうに思いますけれども、本当に農村地域に住んでよかつた、住んでいることに非常に誇りが持てるというような状況にせひしてあげていただきたいといふふうに思つております。

そういう面では、この基本法の一つの理念なりそういった施設の方向に沿って、これから具体的ないろいろな制度が見直しをかけられていくといふふうに思いますけれども、本当に農村地域に住んでよかつた、住んでいることに非常に誇りが持てるといふふうに思つております。

そういう面では、この基本法の一つの理念なりそういった施設の方向に沿って、これから具体的ないろいろな制度が見直しをかけられていくといふふうに思つております。

○渡辺(好)政府委員 今先生から御指摘があつたとおりの状況になつております。

農村地域は、都市化、混住化が相当進んできておりまして、その中で農業水利施設などというのは、言つてみれば農業施設であると共に、下流域の大都市地域の災害防止機能等の国土保全機能、あるいは農村地域での地域住民のための生活環境用水あるいは生活排水の受け入れといった公共的機能を果たしつつあるわけでございまして、その役割が近年特に高まつております。

最近、私ども、統計情報部を通じまして、農村地域の中の非農業者に対しアンケート調査をい

そういう中で、最近ちょっと気がついた中で非常に心配なことは、戦後間もなく、食料増産等々で全国国土の隅々まで食料を生産するという中で、かんがい施設とか排水施設も含めてございますけれども、今で言う中山間よりもむしろ山間地域に、そういう施設が当時いろいろと整備された時期があるわけですねども、今日そういう施設が老朽化し、傷んでいる状態を放置せざるを得ない。それは、地域資源、農村資源としては非常に多面的機能を十二分に發揮するという観点からしまして、現状、土地改良区という組織が農村地域に一応大きな平野部を中心にしてあるわけでございませんけれども、土地改良区という組織をもつと今日的な課題に即して見直しをかけながら、そういうノウハウをしっかりと活用しながら、そういう状況になつております。

一方では、今先生おっしゃられましたように、施設が老朽化をし更新の時期を迎えている、維持管理には金がかかる、土地改良区は小規模零細といたまろの社会経済情勢の変化を踏まえまして、統合整備によって組織体制を強化する、それから、今申し上げた施設管理に係る施策を充実する、これは基本問題調査会の中でも公的支援の強化という形で書いてあります。それから、農村地域に根差した公共団体として地域住民から期待されている役割の発揮という点に重点を置いて、土地改良制度、土地改良法の改正も視野に入れながら、こうした土地改良区の一層の活性化という方向に向けた検討をいたしたいと考えております。

そういうふうに私は感ずるわけでござりますけれども、そのあたり、いかがでしょうか。

○一川委員 私は、今局長の答弁にあつたように、今回のこの基本法というものが制定された場合には、やはり、土地改良法という非常に歴史のある法律はありますけれども、そういう法律を、しっかりと今日的な状況にマッチするよう大きな形で見直しをかけていくことが非常に大切な課題でもござりますので、ぜひその問題に取り組んでいただきたい、そのように思います。

農水大臣に、ちょっと農村振興という面で御見解をお伺いしておきたいと思います。

今までいろいろな話題が出来ました。非常に幅広い地域でござりますし、また、農水省だけでどうこうなるという問題でもないかもしませんけれども、そうかといって、やはり農村地帯ですかね、農業、林業という産業を中心にながら、そ

ういった産業が健全にその地域に定着していくこととは、農村地域の繁栄の基礎をなすということは間違いないというふうに私は思いますので、そういう観点で、大臣の見解をいただきたいと思います。

○中川国務大臣 現在の日本の農村は、過疎化とか高齢化とか、いろいろ大きな課題を抱えているだけではなくて、新たなニーズとしての多面的な機能、国土保全とか景観とか、あるいは教育的な側面とか、いろいろあるわけでござります。そういう意味で、何としてもこの農村地域の持続的な発展というものがこれからますます重要になります。

一方では、農村を計画的に、総合的に振興するため、農業的な土地利用とほかの機能の土地利用との調整を図りながら、地域の所得の確保、そのため、農林業等地域の特性を生かした振興、あるいは地場産業等多様な就業機会の確保、そしてまた、都市住民が来ることも含めた快適で安心な活力のある生活を確保するために、やはり集落排水あるいは道路等まだまだ生活インフラがおくれておりますので、その整備、そして、都市と農村との交流の促進といったことを含めて、いわゆる多面的機能が十分に發揮できるようになります。

○一川委員 農村地域は、この法文等にもうたわな部分もござりますので、関係省庁ともよく相談をしながら、重要な農村の役割の発展に向けて、頑張っていきたいと考えております。

○一川委員 農村地域は、この法文等にもうたわなことも一つの課題になつてきておりますけれども、農村におけるいろいろなそういう文化財的な資産というのはまだまだたくさんあるわけでござります。これまで先人のいろいろ苦労された歴史の遺産でもござりますし、また、農業というのは、やはり、基本的には自然相手の産業でござ

ますので、自然に対する感謝の気持ちなり、また自然に対する恐れといいますか、そういう災害等に対する過去の非常に苦しい経験もあるわけでございりますので、常にそういうものを念頭に置いた農業であり、農村地域でなければならないというふうに思います。

そういう面では、そういうものを象徴的にあらわしている農村文化といったようなものをこれから我々の後世につないでいくこととは非常に大切な課題であろうというふうに思いますが、そういう面についても配慮方をよろしくお願ひしておきたいと思っております。

今大臣もちょっと触れられましたけれども、都市と農村とのいろいろなかかわりのことが書かれましたところが、三十六条だったですか、ございましたとある。俗に都市農業といいますか、今、市街化区域の中でもそういう農業をやっている地域もございましょうけれども、都市近郊、都市の農業、こういったものもある面では非常に消費地が近いと

いうこともござりますし、また、環境保全という観点では非常に評価の高い、そういうエリアでもありますけれども、都市近郊、都市の農業、こう

いたるもの、ある面では非常に消費地が近いと

いうことが必要でございます。農産物の提供につきまして、直売場の整備というようなものを含めまして、より安定的な集出荷体制をつくると

か、それから、食教育あるいは農業体験の促進のために学校教育との連携、これも、先ほども別の方から御指摘もございましたが、そういうたも

うに考えております。

したがいまして、消費者重視という基本的な考え方ではございますが、特に都市農業につきましては、都市住民のニーズに対応した健全な発展と

いうことが必要でございます。農産物の提供につきまして、直売場の整備というようなものを含めまして、より安定的な集出荷体制をつくると

か、それから、食教育あるいは農業体験の促進のために学校教育との連携、これも、先ほども別の方から御指摘もございましたが、そういうたも

うに考えております。

また、体験の場としての市民農園なり観光農園の整備推進ということ、都市の方々に農業を身近に感じていただく貴重な場でございますので、そういう位置づけで推進してまいりたいと思いま

す。

また、体験の場としての市民農園なり観光農園の整備推進ということ、都市の方々に農業を身近に感じていただく貴重な場でございますので、そういう位置づけで推進してまいりたいと思いま

す。

○高木政府委員 新しい基本法案の十一条の自主的的努力を支援するという規定、実は現行法の五

条にも規定がありますと特

に変わるところはないと考えております。

ただ、現実問題としては、これまでの農政が、

とにかく上からの指導といいますか、そういう力が

強くして、地域の方々、農業者、農業団体の自主性というものの対して相対的に力が強かつたのでは

ないかというような運営上の反省も実はあると思

います。

いずれにいたしましても、主人公は農業者であ

り、また国民でありますので、行政は基本的にそ

うした方々の努力に対して支援をするという立場

でこれに取り組むということであろうと思いま

す。個々具体的な施策でそれをどう生かすかとい

うことが、これから新しい基本法のもとでの私どもの責務であろう、というふうに思っておりま

す。

○一川委員 では、最後にちょっと。

先ほど自治省に答弁していただきましたけれども、もう一点お伺いしておきたいと思います。

今ほどのお話を関連するわけでございますけれ

ども、農業というものは、御案内のとおり、当然

ながら自然条件に左右をされ、地形条件にも左右

されるわけです。したがいまして、それぞれの地域の特性に相当影響を受ける、そういう産業であ

ることは間違いないわけです。

そういうことからすれば、その地域の特性を熟知している地方公共団体等がいろいろな面でこれ

あったというふうに思います。

こういう一連の地方公共団体とのいろいろな連携、農業者なりまた農業にかかわる団体の方々の活動なりまた農業体験なりあるいは子供の食教育、こういった面での役割、さらにはレクリエーションの場の提供というのもございます。

それから、緩衝地帯というような意味合いでは、緑や防災空間の提供という面で、都市の過密な地帯との緩衝的な役割も果たしているというふうに考えております。

したがいまして、消費者重視という基本的な考え方ではございますが、特に都市農業につきましては、都市住民のニーズに対応した健全な発展と

いうことが必要でございます。農産物の提供につきまして、直売場の整備というようなものを含めまして、より安定的な集出荷体制をつくると

か、それから、食教育あるいは農業体験の促進のために学校教育との連携、これも、先ほども別の方から御指摘もございましたが、そういうたも

うに考えております。

ただ、現実問題としては、これまでの農政が、

とにかく上からの指導といいますか、そういう力が

強くして、地域の方々、農業者、農業団体の自主性というものの対して相対的に力が強かつたのでは

ないかというような運営上の反省も実はあると思

います。

いずれにいたしましても、主人公は農業者であ

り、また国民でありますので、行政は基本的にそ

うした方々の努力に対して支援をするという立場

でこれに取り組むということであろうと思いま

す。個々具体的な施策でそれをどう生かすかとい

うことが、これから新しい基本法のもとでの私

どもの責務であろう、というふうに思っておりま

す。

○香山政府委員 お答え申し上げます。

新基本法におきまして、地方団体は国との適切な役割分担を踏まえて、地域の諸条件に応じた施

策を実施する責務を有するものとされておりま

す。大きな方向づけは国ということになりますけ

れども、具体的な施策については、実情に即して地

方団体が自主的に実施し得るようになります。

自治省としての見解をお聞かせ願いたいと思

います。

○香山政府委員 お答え申し上げます。

新基本法におきまして、地方団体は国との適切な役割分担を踏まえて、地域の諸条件に応じた施

策を実施する責務を有するものとされておりま

す。大きな方向づけは国ということになりますけ

れども、具体的な施策については、実情に即して地

方団体が自主的に実施し得るようになります。

自治省は、このような観点を踏まえまして、こ

れまで地方分権の推進に努めてまいりましたし、

方団体が自主的に実施し得るようになります。

これが、この法律の十一條等でもうたわ

っていますように、あるいは八条だったですか、

地方法規に対する責務なり、また、いろいろ

な面で国と地方が役割分担をしながら地域の自主

性をしっかりと生かしていくというような条文があ

ったというふうに思います。

○一川委員 以上で終わります。ありがとうございました。

○德穂委員長 次に、中林よし子君。

平成十一年五月二十日

○中林委員 まず初めに、今回の食料・農業・農村基本法案の第十九条、不測時における食料安全保障についてお伺いします。

この規定は、第二条の四項の規定に基づいて、そういう場合にということなんですが、この第二条第四項は、「凶作、輸入の途絶等の不測の要因により国内における需給が相当の期間著しくひつ迫し、又はひつ迫するおそれがある場合において」、こういうふうに規定しているわけですから、この凶作、輸入の途絶等の不測の要因により、その中身には、戦争というものも入るのでしょうか。

○中川国務大臣 二条四項に基づく十九条の不測の事態というのは、食料の安定的な供給に対しても、不測でござりますから、要するに安定的に入らない。つまり、食料安全保障上、大きな問題が発生したことでございますから、いろいろな場合が考えられますけれども、いわゆる戦争といふものについても、周辺であるいはまた局地的な戦争による影響が生じた場合も入るというふうに考えております。

○中林委員 その場合、第十九条で、「食料の増産、流通の制限その他必要な施策を講ずるものとする。」ということになつて、これは農省だけを考えるわけにはいかないんじゃないかというふうに思つて、けれども、防衛庁とも相談されてゐるでしょ。

○中川国務大臣 仮に世界のどこかで戦争が起つたとき、一、三年輸入食料品が入らないという場合に、一体どうするのかということで、これまでも食料・農業・農村基本問題調査会に農省はいろいろなシミュレーションを提示されてゐると思うのですね。

そのシミュレーションによりまして、例えば耕作地が二〇一〇年ぐらにあと百万ヘクタールぐらい減るという状況になつて、そして不要不急の農産物はつくらないで芋類などを増産させて、今まで不測の事態であり、不測の事態とは、文字どおり、過去の例でいろいろとシミュレーションはしておりますけれども、それで全部カバーできることではないわけでありまして、先ほど冒頭、いうふうに思つてますけれども、いろいろなシミュレーションを始めらました。

○中川国務大臣 十九条で規定しておるのはあくまでも不測の事態であり、不測の事態とは、文字どおり、過去の例でいろいろとシミュレーションをしておりますけれども、それで全部カバーできることではないわけでありまして、先ほど冒頭、いうふうに思つてます。

中山間地域が耕地面積全体に占める割合は四二%、それから農家戸数に占める割合も四二%、農業生産額では三七%という非常に大きな位置を占めています。我が国の農業・農村の中でも、この数字から見ても重要な位置を持つて、自給率向上のためにはこの中山間地の振興抜きには考えられないというふうに思います。

中山間地の農民の皆さんには、非常に耕作に不利な地域の中でいろいろな努力をされております。とりわけ高齢化が進んでおりますから、そういう中で六十五歳以上の方々が農業に対してどういう考え方をお持ちなのかということと、農水省が調査をしておられます。一年前の農林水産統計の中になぜ農業をやるのかといふ農業に対する考え方、複数回答でございますけれども、食料を生産する大事な仕事である、この答えが四七%、一番

千四百四十キロカロリー。このカロリーの状況

というのは一体どういうことをいうかというと、アジアの男性の栄養不良境界水準、もうこれ以下はだめですよという境界水準が千七百六十キロカロリーですから、それよりも低いということになると、寝たきりで何にもしないでやっと生命を維持できるぎりぎりのところになるのかそれ以下なのかというところだというふうに思うのですね。だから私は、そういうことではなくて、議論を

議論で、本当に輸入が途絶えたときにどうしてやつておきます。私は、これはいわば裏側から見れば破綻した理論ではないかと思うのですね。

問題のは、やはり食料自給率が余りにも低い。そういうときに、それならば、不測の事態が起きたときに、一、三年輸入食料品が入らないという場合に、一体どうするのかということで、これまでも食料・農業・農村基本問題調査会に農省はいろいろなシミュレーションを提示されてゐると思うのですね。

だからこそ、一〇〇%以上、それぞれの作物の適切組み合わせによってという義務規定は、食料を安定的に国民に供給する、国内生産を基本としてというのが大前提としてあるわけですけれども、私は、これはいわば裏側から見れば破綻した理論ではないかと思うのですね。

だから、そういうことを考えたときに、自給率を引き上げてこそ不測の事態にも対応できるといふふうに思つてますけれども、大臣、いかがであります。

○中川国務大臣 十九条で規定しておるのはあくまでも不測の事態であり、不測の事態とは、文字どおり、過去の例でいろいろとシミュレーションをしておりますけれども、それで全部カバーできることではないわけでありまして、先ほど冒頭、いうふうに思つてます。

中山間地域が耕地面積全体に占める割合は四二%、それから農家戸数に占める割合も四二%、農業生産額では三七%という非常に大きな位置を占めています。我が国の農業・農村の中でも、この数字から見ても重要な位置を持つて、自給率向上のためにはこの中山間地の振興抜きには考えられないというふうに思います。

中山間地の農民の皆さんには、非常に耕作に不利な地域の中でいろいろな努力をされております。とりわけ高齢化が進んでおりますから、そういう中で六十五歳以上の方々が農業に対してどういう考え方をお持ちなのかということと、農水省が調査をしておられます。一年前の農林水産統計の中になぜ農業をやるのかといふ農業に対する考え方、複数回答でございますけれども、食料を生産する大事な仕事である、この答えが四七%、一番

○中林委員 大臣、本当に私ははじめて考える必要があると思います。

もちろん国内でいろいろ不測の事態はあるでしょう。凶作という場合もあるわけです。その場合、緊急に米を輸入しなければならない事態、私どもも経験して本当に大変だったと思うのです。そのときに、もつと備蓄があれば、本当に減反せずにつくつていれば、こういう思いもいたしました。

だからこそ、一〇〇%以上、それぞれの作物の自給率を引き上げていく。全体として自給率を高めておれば、そういう国内の不測の事態に対しても対応ができる。ましてや七千万人分のいわば食料を輸入しているよう、四一%といえばそういうふうに思つてます。

だからこそ、一〇〇%以上、それぞれの作物の自給率を引き上げていく。全体として自給率を高めておれば、そういう国内の不測の事態に対しても対応ができる。ましてや七千万人分のいわば食料を輸入しているよう、四一%といえばそういうふうに思つてます。

○中林委員 大臣、本当に私ははじめて考える必要があると思います。

もちろん国内でいろいろ不測の事態はあるでしょう。凶作という場合もあるわけです。その場合、緊急に米を輸入しなければならない事態、私どもも経験して本当に大変だったと思うのです。そのときに、もつと備蓄があれば、本当に減反せずにつくつていれば、こういう思いもいたしました。

だからこそ、一〇〇%以上、それぞれの作物の自給率を引き上げていく。全体として自給率を高めておれば、そういう国内の不測の事態に対しても対応ができる。ましてや七千万人分のいわば食料を輸入しているよう、四一%といえばそういうふうに思つてます。

だからこそ、一〇〇%以上、それぞれの作物の自給率を引き上げていく。全体として自給率を高めておれば、そういう国内の不測の事態に対しても対応ができる。ましてや七千万人分のいわば食料を輸入しているよう、四一%といえばそういうふうに思つてます。

高いのです。それから、農業は育てる仕事でやり

がいがある、これが三二%の回答です。だから、収入が得られるというよりも、そういう崇高な考えの中で日本の食料や国土が守られているのだと

いうふうに私は思います。

そこで、大臣にお伺いしたいのですけれども、

こういう中山間地の方々の農業に対する御努力に対してもしっかりと役割を果たすような政策をしてこそ、自給率向上も、あるいは食料、農業、農村の発展もあるのではないかと思いませんけれども、基本的な考え方ですので、お答えいただきたいと思

います。

○中川国務大臣 日本の農地の約四割を占めてお

ります中山間地域は極めて重要な役割を果たしていると私も考えております。

農業生産だけではなくて、いわゆる多面的な機能、国土あるいは水源涵養あるいは景観、さらには文化、歴史、さまざまな役割を果たし、そしてまた、下流部の都市住民を始めとする日本の国土特有の地形の中でも中山間地域がしっかりとしている

ことが、日本の国土、日本の国民全体に対して極めて大きな役割を果たしているというふうに考えております。

しかし一方、中山間地域は傾斜地が多く、また、いわゆる一枚の圃場の面積も多くとりにくいというように生産条件が不利であること、あるいはまた、生活といいましょうか、定住条件も不利であるというようなことから、この地域を何としても、生産面でも定住面でも、農業を続けるあるいは定住をしていくという期待にこたえる。あるいはまたその役割を担つていただくべく、いろいろな策を考えいかなければならないと思つております。

そういう意味で、本基本法の三十五条におきま

しても、生産条件の不利を補正するための中山間地域等への直接支払い制度というものを新たに設ける方向で、現在検討を続けております。

中山間地域は条件不利地域であると同時に、できたものが決して悪いということではなくて、中

山間地域でいいものができるというところもある

わけございまして、そういう意味で、この地域での生産活動というものも、先生が先ほどおっしゃられた、私も同じ考え方でありますけれども、

法の一つの基本的な考え方にも合致するところでござりますので、生産基盤の整備等中山間地域に

自給率を少しでも向上していこうというこの基本

ごとに、この法律に基づいて行わっておりますけれども、

この法律に基づいて実績はどうになっていますか。

○遠辺(好)政府委員 特定の資金をメンションさ

れましたけれども、全体情勢を簡単にお話をさせ

ます。

○中林委員 基本的な考えは、私も大臣も一致し

ているというふうに思います。

そこで、改めて、中山間地の持つている値打

ち、それを金額に換算しているいろいろな試算が

あるわけです。公益的機能の問題で、農水省の農業総合研究所の一一番新しい資料、一九九八年の試

算によりますと、公益的機能の経済的評価は三兆

三百十九億円もあるということになっております。

これだけの値打ちがありながら、農家の一戸当

たりの総所得というのは平地の農家の約八割、そ

れから一人当たりの収入では勤労者の六六%、こ

ういうふうに統計上出ております。

私どもは、中山間地というのは、今では国土の

無償の管理者だ、そういうふうに思うのですけれ

ども、いつまでも無償の管理者にしてはならない

と思います。だから、当然、条件不利地域に対し

ての、先ほど大臣もあらゆる施策が必要だとおっ

しゃいますけれども、その施策が必要だと思いま

す。

私どもは、中山間地といいうのは、今では国土の

ソフト事業に取り組むということで、これを支援

する制度を平成六年に創設いたしました。約七

千九十三の市町村が取り組みまして、新規作

物の導入や農業所得の向上にかなりの成果が出

いるところでございます。

これが、中山間地といいうのは、今では国土の

山間地域でいいものができるというところもある

ると思うのですね。

そこで、具体的にお伺いしますけれども、中山

間地域経営改善・安定資金融通促進事業、これが

実績はどうになっていますか。

○遠辺(好)政府委員 特定農山村法で千七百二十の市町村をおきました整備

しましたが、その九割の市町村におきました整備

計画ができ上がっておりました。

同時に、この地域で創意工夫を生かした各種の

ソフツ事業に取り組むということで、これを支援

する制度を平成六年に創設いたしました。約七

千九十三の市町村が取り組みまして、新規作

物の導入や農業所得の向上にかなりの成果が出

いるところでございます。

今お話をございました資金、長期低利資金でこ

ざいますけれども、これは、全体に低金利という

状況の中でのかの資金との差がないということ、

それから、農家の方々が減収を他の既存作物の収

入で補てんしたというふうな状況にございまし

て、実績がございません。

それから、この中山間地域に対しては、先ほど

大臣から総合対策ということでお話し申し上げました

が、特に基盤整備の分野で重点を置いた対策を

行っているところでございます。

○中林委員 政府はこの法律の目的をこのように

実は言つております。「特定農山村地域につい

て、地域における創意工夫を生かしつつ、農林業

その他の事業の活性化のための基盤の整備を促進

するための措置を講ずることにより、地域の特性

に即した農林業その他の事業の振興を図り、もつて豊かで住みよい農山村の育成に寄与すること」

三十五条にそれを、基本法の中に書いてあるの

だ、こういうふうに大臣が述べられましたけれ

ども、その第一項、これがいわばその基本を書いて

いるものだと思うのですね。この第一項の基礎

ら一番目に、中山間地域の農業者が望んでいる所

得補償をせずに、農民に借金を負わせる融資事業に終始して、ほとんど実効性のない法律だという

指摘をしました。

先ほど、計画は立っているんだとおっしゃった

のですね。計画は立ったと。融資事業がないので

したとおりになっているじゃないですか。これで

本当に、この目的にある、豊かで住みよい山村の育成に寄与したと胸を張ってあなた方は言えますか。

○遠辺(好)政府委員 重ねての答弁で恐縮なんですが、この資金だけで特定農山村法の全体を運用していくこうということではございません。

今申し上げましたように、資金につきましては、金利情勢それから農家のビヘービア、そういうことでたまたまこういう状況になりましたけれども、それ以外に、今申し上げましたように、この中山間地域活性化推進事業でかなりの優良事例が出ているわけでございます。平成十一年から

は、特定農山村に対しまして、特に地域の活性化を推進するような事業も次々に打ってしております

が、私は、この法律の精神は依然としてやはり時代に即したものだというふうに考えております。

○遠辺(好)政府委員 重ねての答弁で恐縮なんですが、この資金だけで特定農山村法の全体を運用していくこうということではございません。

今申し上げましたように、資金につきましては、金利情勢それから農家のビヘービア、そういう

ことでたまたまこういう状況になりましたけれども、それ以外に、今申し上げましたように、この中山間地域活性化推進事業でかなりの優良事例

が出ているわけでございます。平成十一年から

は、特定農山村に対しまして、特に地域の活性化

を推進するような事業も次々に打ってしております

が、私は、この法律の精神は依然としてやはり時代に即したものだというふうに考えております。

○中林委員 当時の法律制定の時期にさまざま

融資制度があるなどということはわかつておりま

す。にもかかわらず、こういう融資制度もつくっ

た。それによってバラ色の絵を描いて、市町村に

は計画をちゃんと立てることで、いわば市

町村は計画は立てたけれども、それは計画を立て

る負担だけが残って、それに基づく実効性は伴つ

ていない。融資ゼロですよ。一円でも二円でもあ

れば、まあ一円、二円という単位はないわけです

けれども、一ヵ所でも二ヵ所でもそれが借りて

いれば少しあらしいのでしょうかけれども、ゼロとい

うこととは、いかにこの法律が有効に働くなかつた

かということを物語っている何よりの証拠だと私は思っています。

日本共産党はこの法律に反対をいたしました。その理由に、一つは、中山間地域の乱開発を推進し、また、開発のめどのない山間過疎地域の市町

村にとっては計画策定の負担だけが残る。それから

具体的に言いましょう。

それならば、この法律によつて過疎が食いとめられたのか、人口減少が減ったのか、農業従事者がふえていったのかということを調べてみます。

余りいい統計はありませんでしたけれども、九年から九年、ちょうどこれは九三年にできているのですけれども、農業センサスによれば、中山間地における農家戸数は、九〇年には百六十二万六千四百二十戸あつたのが、五年たつた九五年には百四十五万九千七百三十戸となつて、実に十六万六千六百九十戸減っています。それから人口も、実にこの間、四十四万二千六百六十四人減っているのですよ。何よりもこれが有効に働かなかったという証拠ではないかと思います。

だから、失敗した政策をそのまま基本法の、しかも第一項に位置づけるということは、やはり有效地に働かないのじゃないか、私はこのように思うのですけれども、これについてのお考えはありますか。

○渡辺(好)政府委員　再度の答弁で申しわけないのでありますけれども、大臣からも御説明申し上げましたように、この基本法の三十五条一項もそうですけれども、この特定農山村法という法律それから特定農山村法と、この法律もそうですけれども、この特定農山村法という法律それから特定農山村法の誕生に伴つて実施をしてきた施策だけでは中山間地域を振興するということは制度的にも実態的にも無理なことでござります。全体として、中山間地域を総合的に振興する対策、大臣からは、所得、機会、定住の促進そして公益的機能の発揮というふうなお話をいたしましたが、そういうものが両々相まって振興が図られるわけでございます。三十五条一項は、それを具現化すべく条文化をしたわけでございます。

それから、特定農山村法の推進状況一つとつてみましても、私の手元にありますデータでいえば、対象作物の栽培面積が一定の期間内に「割ふえた」、「割ふえた」、「割ふえた」、「これを実施している農家も三割ふえた」、「一戸当たりの所得は三割ふえた」というふうな実績も上がつております。そして、その分野における限りこの特定農山村法

の意義はあるものと私どもは認識をいたしております。

○中林委員　毎日生活して、農業生産に励んでいる人たちはこの法律だけでやつているわけじやないというのは私もわかります。さまざまな条件の中でやつてているわけです。

たまたま今い条件のところだけおっしゃいます。したけれども、あの法律のときに、所得補償はやらなかつた、融資に変えられたといひきさつがあるのですよ。だから、今回の三十五条の第二項、これが非常に期待されていると思います。この二項の、不利を補正するための支援を行うということの意味合いというのが、今、農家の人たち、とりわけ中山間地では大変大きな期待を持つて受けとめられております。

私は広島県神石郡豊松村というところ生まれました。人口二千人のところです。まさに山間部です。そこで、つい先ごろ、農家の皆さんのお實態を聞いてまいりました。そこでは、高原野菜としてトマトのブランドをつくつて、かなりの実績を上げております。そういうところで、実は日本共産党の村会議員は一人もおりません。いわば保守系無所属とおっしゃる方が十人いらっしゃるわけです、定数十のところです。

そこで、そういう村会議員の方が集まつてくださいました。農協の組合長さんもいらっしゃいました。役場の助役さんもいらっしゃいました。そこでは、どういった所得補償の問題で、今回この条件不利地域に対する所得補償の問題で、我が十分な施策をしてくるのであれば、高齢化が進んでも農業、農地を守つていくことはできるんだ、そうやれば自分たちも農業を続けられるという非常に強い要求を出されました。

そこで、具体的にお伺いします。現在、この条件不利に対する所得補償をどうするかということが中山間地域等直接支払制度検討会で検討され実施して、間もなく中間とりまとめがされようとしているわけですが、この検討会だけじゃなくて、まず基本的に農水省の考え方を聞きたいのです

ね。それは、まず、対象地域をどうするのか、そ

れから対象行為はどうなるのか、対象者はどうす

るのか、それから単価はどうするのか、地方自治のかかわり方、これはどうなっていくのか、この五点について、わかるように簡単に説明してください。

○渡辺(好)政府委員　今御指摘がありました点につきましては、既に昨年十一月の農政改革大綱におきまして基本的に枠組みを示したところをございます。

具体的に申し上げますと、「対象地域は、特定農山村法等の指定地域のうち、傾斜等により生産条件が不利で、耕作放棄地の発生の懸念の大きい農用地区域の一団の農地とし、指定は、国が示す基準に基づき市町村長が行う。」この中に、等といふ言葉が幾つか入っております。この点につきましては、できるだけ地方公共団体との役割分担につきましては、できるだけ地方公共団体の自由度を増してほしいという意見がある一方で、その財政負担については国が全額行うべきだという御議論と、いやいや、これは地元の市町村も応分の負担をすべき、また、その負担については地財措置で調整すべきだというふうな御議論がかなり幅広く出ておりまして、中間取りまとめはその幅広い状態で多分行われると思いつますので、その後さらに集約に向かた努力をいたしたいと考えております。

○中林委員　まだ検討する項目が余りにも多いと云つてみれば、例示として出しておりますので当選確実。それ以外に地域振興立法、あわせまして五法ござりますので、離島とか半島とか、そういうたるもののが入るのか知らないのか。特にこれらにつきましては、その公益的機能の意義がどうかといふことを議論していただいております。また、そこの地域の中で、水田と畑、それに草地の扱いをどうするのかということにつきましてもそれぞれ具体的な検討を行つていただきたいと思います。

それから、対象行為としては、生産の継続行為のほかに、水路とか道とか、のり面、あぜ、こういったものの管理、ここまで含めたらどうだろうかというふうなところまでてきております。ただ、どちらも農業を続けられるという非常に強い要求を出されました。

そこで、具体的にお伺いします。現在、この条件不利に対する所得補償をどうするかということが中山間地域等直接支払制度検討会で検討されて、間もなく中間とりまとめがされようとしているわけですが、この検討会だけじゃなくて、まず基本的に農水省の考え方を聞きたいのです。そこで、具体的にお伺いします。現在、この条件不利に対する所得補償をどうするかということが、中間とりまとめがされようとしているわけですが、この検討会だけじゃなくて、まず基本的に農水省の考え方を聞きたいのです。

単価につきましては、WTOの農業協定の枠組みの中でやるわけでございますので、追加の費用もしくは収入の喪失という点に着目をいたしまして、いわばコスト差の範囲内で行うわけございませんけれども、それとも、全額やるのか、それとも今後の努力に期待して一定の割合とするのか

といふふうなところに議論がまだ分かれております。期間は一応五年。

それから、地方公団体との役割分担につきましては、できるだけ地方公団体と公団体の自由度を増してほしいという意見がある一方で、その財政負担については国が全額行うべきだという御議論と、いやいや、これは地元の市町村も応分の負担をすべき、また、その負担については地財措置で調整すべきだというふうな御議論がかなり幅広く出ておりまして、中間取りまとめはその幅広い状態で多分行われると思いつますので、その後さらに集約に向かた努力をいたしたいと考えております。

○中林委員　まだ検討する項目が余りにも多いと云つてみれば、例示として出しておりますので当選確実。それ以外に地域振興立法、あわせまして五法ござりますので、離島とか半島とか、そういうたるもののが入るのか知らないのか。特にこれらにつきましては、その公益的機能の意義がどうかといふことを議論していただけております。また、そこの地域の中で、水田と畑、それに草地の扱いをどうするのかということにつきましてもそれぞれ具体的な検討を行つていただきたいと思います。

それから、対象行為としては、生産の継続行為のほかに、水路とか道とか、のり面、あぜ、こういったものの管理、ここまで含めたらどうだろうかというふうなところまできております。ただ、どちらも農業を続けられるという非常に強い要求を出されました。

そこで、具体的にお伺いします。現在、この条件不利に対する所得補償をどうするかということが、中間とりまとめがされようとしているわけですが、この検討会だけじゃなくて、まず基本的に農水省の考え方を聞きたいのです。

それから、対象者につきましても、土地の所有者ではなくて実際に活動を行う方、それも農家に実施している農家も三割ふえた、「一戸当たりの所得は三割ふえた」というふうな実績も上がつております。そして、その分野における限りこの特定農山村法とどうまらず、農業者にとどまらず、第三セクターとかそういうところも対象に含めてはどうかと、いう議論が出ております。

であるという御意見と、戸数の少ない集落もあり、下限の設定は妥当でないという意見に分かれています。

それから、先ほど傾斜というお話をいたしましたけれども、それ以外に、例えば谷地田のような、区画が不整形で非常に小さい、そういう小区画の水田から成る農地も対象としてはどうかといふ御意見も出ている状況でございまして、まだそのところはもう少し幅広い御意見を集約するプロセスが必要かなと思つております。

○中林委員 さらに、対象農家の問題なんですけれども、これは集落協定というものを結ぶんだと思つのですけれども、その集落協定を結ぶという対象農家はどういうものを考えていらっしゃいますか。

○渡辺(好)政府委員 集落協定の意義は、中山間地域等は起伏が多い地形でありまして、水路、農道等も含めて農地の管理を個々の農業者が行うのは非常に難しいわけでございますので、集落、集団という形でいろいろなものを取り込んでいく必要があるかと思いますので、できれば相手の方方が、農地の所有者とそれから実行する方に入っていただいて、集団的対応をしていただくというふうなことを期待しております。この協定では、集落の農業者が農業生産活動あるいは管理活動を行いまして、共同して耕作放棄を防止するというふうな目的で仕組んでいらっしゃるかということであります。

ですから、対象地域の範囲をどうするか、構成員の役割分担をどうするか、対象行為として取り込むべき事項をどうするか、つまり、だれが、どこで、何をどうするというふうなことができるだけ簡単な形で協定にしていただければなというのが私どもの感じでございます。

○中林委員 耕作放棄地をその集団で取り込んで

れども、この集落協定を結んで、それ以外の、例えれば、新規参入をどうするかということがないと私はいけないとと思うのですね。そうしないと、もう現状維持のままいくしかないんじゃないかというように思うのです。新規参入者がこの集落協定というものに入れるのかどうなのか、そこもちょっととあわせて答えてください。

○渡辺(好)政府委員 冒頭大臣からもお話し申し上げたのですけれども、耕作放棄地を再農地化して復活をするというところを目指すわけではなくて、これ以上の耕作放棄が出ては公益的機能に支障があるので、それを防ぎたいということで

す。もちろん、耕作放棄地を例えば限界地であれば林地化するとか、そういうことについては妨げるものではありませんけれども、主たる目的は、これまで以上耕作放棄が出ないようにということです。これ以上耕作放棄が出ないようにということです。

それから、集落協定に集落に後から入ってきた方々を認めるのか認めないかということでございましたけれども、これは先生から貴重な御意見をいわれますけれども、これは先生から貴重な御意見をいわれましたので、協定の一部変更というふうな形で、例えば、新規参入者が実際にそこで生産活動なりあるいは水路等の維持管理に参加をして活動を行うというふうなものは取り込む余地があるのです。

今、検討会で検討している問題で、例えば下限を設けるべきだ、設けない方がいい、この二つの方々を認めるのか認めないかということでございましたけれども、これが今ここに提示されても、私は、それならばこの検討会にこの委員会は白紙委任するのか、国民党は白紙委任するのか、農水省としての考えはないのか、こう思つてます。だから、私ども日本共産党は、対象地域などとか対象者を限定すべきではないというふうに思つたのです。

ついで所得補償することになつてゐるわけですね。

だから、その所得補償を受けられた、しかもそれが条件に合った認定農家のたちは大変喜んでいますよ。だから、そういう人たちも一生懸命農業をやっているのだけれども、この京都府の条件不利施設にはマッチしないということで、こういう方々からは大変不満の声が出てる施設なんですか。

○中川国務大臣 まず自給率につきましては、実現可能なだけ高い数値を基本計画の中で明示をしたいと思っております。これについても、検討会でいろいろと、また審議会での御意見を聞きながら策定をしていきたいと思います。

また、中山間地域につきましては、これは農業、林業、水産一般に言えることですけれども、自然相手また地形相手の仕事ですから、全国十四万集落それぞれが、一人ずつの顔が違うように、条件が違う。特に中山間地帯においては、生産条件が不利だという共通点があり、その上でいろいろな地形等々条件が違うわけございますから、それだけに、その地域に住む人々の、ある意味では結びつきというものがより強いものでなければ、そこで定住なり生産というものは維持していくのだということが、さらに中山間地域においては求められるわけでございます。

そういう意味で、先ほど構造改善局長から、大綱、そしてまた農林省で現在基本的な部分についてはお示しをいたしましたけれども、さらに細かい議論、これは予算措置を伴う問題でござりますから、国民的な理解というのも大前提として必要なわけでございます。そういう前提の中で、できるだけいいものを初めて導入しようということではございませんから、予算要求の時期までになるたけいいものを検討会で示したい、これが政府、農林水産省の考え方でございます。

したがいまして、先生からも先ほど集落協定についての御意見があつた場合どうするのかということについて、構造改善局長は、そういう御意見もあつておられますから、早速検討会に諮つてみましょうというふうに、率直にお答えをしておられるところでござりますから、それはそれとて、貴重な御意見として素直に我々は受け取つて、そして、この委員会の場を通じ、検討会の場でできるだけいい形で直接支払いの方式がスタートできるようにしていきたいということを、まさに先生の御指導によつて一つお示しができたのではないかというふうに考えております。

○中林委員 それならば、素直に聞いていただきたいと思います。

多くの中山間地の農家のたちは、要するに条件をつけてほしくない。

今大臣おっしゃったように、傾斜も違う、作物も違う。そんなことは百も承知ですよ。しかし、EUでやられているこの条件不利地域に対する補償の問題は、例えば標高何メートル以上だといろいろなことはありますけれども、そこで農業をやっている人は条件がついていないのです。そういうことをちゃんと考えていただきたいのです。

もちろん、作物ことだとか、牛を飼っていれば牛の頭数に対してとか、それもあるでしょう。あるんだけれども、問題は、基本的な性格ですよ。いろいろな条件があるからということで、もう初めから何か限定するようなことを言わないで、対象地域や対象者を限定しないで、しかも、手続は簡素に、そして、自治体への負担を少なくしていくというようなことを、素直に聞いていただけですか。

○中川国務大臣 条件のつかない中山間地域という考え方ではないと思います。

○中林委員 本当に素直でないと思いますよ。

だから、傾斜地が、それは角度が幾らというところではあるでしょう。ただし、例えば何アール以上つくっていいと決めだとか、一定の要素を満たしていないものは全部足切りするよといふようなことではなくして、地域は、そういう法律に基づいて、ここは中山間地だと言われれば、それに応じて農業をやっているたちは何らかの所得補償があるんだということを言われる必要がある。それでこそ、この三十五条の二項は生きてくるのじゃないか。それこそ、今後の二十一世紀の日本の農業基本法じゃないですか。そのぐらいのことはちゃんとやってください。

そこで、大臣、二十一世紀の日本の食料や農業が決まろうかという大切なこの論議に、本当に、言葉のひっかかりにひっかかるで、私は真剣

に論議したいと思うのですね。

予算の問題だというふうにおっしゃいましたので、予算問題をお伺いしたいと思います。

食料・農業・農村問題調査会の答申を見ますと、行政手法のあり方というのがあります。

その前に、予算ということになると、この基本法に基づく農林水産予算全体枠、これがまずは問題だらうと思うのですね。この基本法に基づいての予算是、今までの予算よりもふえるのですか、減るのですか。

○中川国務大臣 従来から、予算については、それをの項目ごとにチェックをし、不要なものについてはやめたり、また重点的なものについてはやってまいりました。そういう意味で、新しい基本法のもとで、やるべきことについては積極的にやっていき、そしてまた厳しいチェックのもので、不必要なものについてはなくしていくということです。直接的にこの法律に必要な予算措置は十分あるということはお答えできますけれども、前

に比べてふえたかどうかということは、全体の枠組みの関係もありまして、直接的には関係のない話だと思います。

○中林委員 食料自給率を上げ、さまざまな国民に対する施策をやろうと思えば、予算がふえなければ本当にそれは実現できないだろうというふうに私は思います。

そこで、今申し上げましたこの答申のことと聞きますけれども、財政措置の効率的、重点的運用を明記しているわけです。「厳しい財政事情の下で限られた国家予算を最大限有効に活用」するためと。今大臣が答弁されましたけれども、「これに基づいて中山間地の直接支払いもやられるんです」とおっしゃいました。大変大きな条件がついて

ら、この中に、いかなる予算であれ入るというふうに思っております。

○中林委員 例えば、EUは地域とか対象の条件をつけていないということを私申し上げましたけれども、EU並みに実施したらどの程度の予算が必要になるかということを試算されたことがあります。

その前に、予算だらうと思うのですね。この基本法に基づく農林水産予算全体枠、これがまずは問題だらうと思うのですね。この基本法に基づいての予算是、今までの予算よりもふえるのですか、

けですけれども、これを見ますと、EU各国における給付状況、これは一九九五年版なんですね。でも、フランス一戸当たり三十万、イギリス二十九万、ドイツ二十七万というふうになっているわ

けですね。これを日本の農家に適用したらどうなるか。いろいろな条件はあるんでしようけれども、私は単純に計算してみました。中山間地の農

家戸数は百四十六万戸ですから、例えばフランス並みにした場合、四千三百八十億円あれば実現できるということになるわけですね。これは農林水産予算全体から見れば非常に少ないものである、やろうと思えばできるというふうに思うんですね。

先ほども、代替法による中山間地が持つ公益的な金額というのは三兆三百十九億円に上っている

ということを申し上げましたけれども、中山間地の果たしている役割、そのほかにも大気浄化などいろいろな役割があるからもっと膨れ上がると思うんですね。代替法でいえば三兆円以上。農水省が試算している三兆円ということです。フランス並みに、単純に当てはめて計算した四千三百八十億円というのは、この持っている値打ちのいわば

一五%程度でできるということですね。

だから、このくらいやつたってだからも又句を言われる筋合いはないんじやないか、政府が本当にやろうと思えばできるんじやないかと私は思ふんですけれども、いかがでしょうか。

○渡辺好政府委員 幾つかお答え申し上げなきゃいけないんですけど、EUではほとんど条件がついていないというのは、実はそうではな

ります。例えば、小麦、リンゴ、ナシ、桃等は対象から除外するとか、それから単価については上限、下限がついているというふうなことなどもございます。日本の農地の賦存状況が、當農形態がと言つてもいいと思うんですけども、中山間地域では水田と畑が半々ですね、百万と百万ですから。そういう状況を考えますと、このEUの支払い額算出手法で日本の試算をするというのは、これは私は、無理だし、非現実的なことではないかなというふうに思つております。

それから、もう一点ちょっと申し上げたいんですけども、今先生四千数百万というお話を、百四十六万戸の掛け算をしていらっしゃるわけですけれども、EUの場合にも、地域のカバレッジは五三%。その五三%の中の三〇%の農家だけが支払い対象になつてているという実態がございますので、中山間地域全体がそのままこの交付対象にならざるという論理にはならないのではないかというふうに私も思つております。

いずれにしても、単価が決まり、面積が決まりますと総額が出てまいりますので、その予算の確保に全力を挙げたいと考えております。

○中林委員 話話を聞いていると、いかに限定していくのか、いかに予算も少なくしていこうかと、そっちの方向にしかどうも答弁が聞こえないんですよ。本当に中山間地の農家の方々の実情、実際に適用できるようなことをやろうと思えば、あらゆる試算があつてしかるべき。だから、全体の枠が決まらなければそういうこともできませんなんて言わないので、こういう条件のときはこのぐらいのお金がかかるとか、ちゃんと国会に示さなければ、私たちとは一体これでどのくらい条件不利地域に対する補償になるのかという判断のしょがないじゃないですか。一番大切なところを、今後の検討、今後の検討といふことで白紙委任をさせるようなことがあってはならないということ

を私は指摘しておきたいと思います。  
そこで、一点だけちょっと大臣にお伺いしておきたいんですけども、今地方自治体は本当に大

変ですよね。大臣として、今回の条件不利地域に対する所得補償、自治体負担をどう考えておられますか。

○中川國務大臣 これはまさに、さっき構造改善局長がお答えしたとおり、自治体の受け方、あるいは出し方も含めて、まさにこちもポイントの一つですから、自治体の財政状況が厳しいことも重々承知しておりますし、国の財政状況も厳しいわけでございますが、そこも議論の一つでござります。

○中林委員 だから、素直に意見を取り入れたいと言わても、論議しようがないような、こっちに行くのかわからぬ。私は本当にここに本当に取り入れられない。私は本当にここにも、具体的なものが示されないで論議しないとなどとおっしゃるんだけれども、都合の悪いことなどとおっしゃるんだけれども、都合の悪いことは本当に取り入れられない。私は本当にここに言わせて、論議しようがないような、こっちに行くのかわからぬ。私は本当にここに

海の中にありますけれども、これを再開するのに五百億円以上の追加投資が必要であると農水省の試算でわかったという報道なんですか、農水省、どうですか。

○渡辺(好)政府委員 新聞報道は承知をいたしております。

本庄工区については、もう御承知のとおり、今まで二年間の調査に基づいた検討を行うこととしておりまして、きょう第二回の会合を開催しているところでございます。本庄工区の利用のあり方につきましては、この委員会に調査結果等を提示いたしまして、私どもとしては、さまざま検討を進めていただくということにいたしております。

農林水産省の試算という点については、思ひ当たりません。

○中林委員 それにも、この報道は、極めて詳しく具体的に農水省の試算だと言われている中身を報道しております。「工事を再開した場合、工期は八年間」と見込まれ、千拓予定地から水を抜いて干し上げ、約千三百ヘクタールの農地と道路かかるとしている。また、隣接する島の地下水を保全する水路をつくると、さらに六十億円かかるという。これは、農水省の試算が漏れない限り、や軒水池を造成する基盤整備などに約五百十億円かかるとしている。また、隣接する島の地下水を保全する水路をつくると、さらに六十億円かかるかもわからない、公表はまだかもわからない、しかし試算はしているんだと思うんですね。

今、本庄工区検討委員会というところで、二年

間の調査の結果に基づいて、この本庄工区千三百ヘクタールを農地として利用するのか、それとも中海として漁業振興の方向でやっていくのかといふことを検討委員会で検討してもらって、最終的には結論を出すということは私は知っているんですけどね。

○中海千拓工事 再開五百億円必要 農水省試算事業費一倍に膨張 ついで聞きます。

五月十八日付の朝日新聞、これによりますと、この本庄工区というところが、まだ中海の中にありますけれども、これを再開するのに五千億円以上の追加投資が必要であると農水省の試算でわかったという報道なんですか、農水省、どうですか。

○渡辺(好)政府委員 委員会の運営につきましては、当然のことながら委員会がお決めになることございます。学識経験者十一名をもつて構成されています。三月十五日に開催されましたけれども、委員会においては原則公開で行うこととされます。具体的には、マスコミ関係者及び一般傍聴者を認める一般傍聴者につきましては、席の数等もございません。

○中林委員 それにも、この報道は、極めて詳しく具体的に農水省の試算だと言われている中

身を報道しております。「工事を再開した場合、工期は八年間」と見込まれ、千拓予定地から水を抜いて干し上げ、約千三百ヘクタールの農地と道路

かかるとしている。また、隣接する島の地下水を保全する水路をつくると、さらに六十億円かかる

という。これは、農水省の試算が漏れない限り、や軒水池を造成する基盤整備などに約五百十億円かかるとしている。また、隣接する島の地下水を保全する水路をつくると、さらに六十億円かかる

かもわからない、公表はまだかもわからない、しかし試算はしているんだと思うんですね。

だから、私は確かにプレスリリースはしていません。それから、諫早千拓事業、木曽岬千拓事業、一方で減るいは中海千拓事業、木曽岬千拓事業、一方で減

ほかの方々もいらっしゃいますので、そういうふうにあります。そして、御希望があれば委員会の議事要旨等ができた段階でこれも閲覧することができますし、次回の委員会では当然のことながら前回の議事概要が配られるということになります。

○中林委員 この中海国営千拓事業は、昭和四〇年から始まっているわけですが、工事は四十三年から始まっているわけですが、こらといふことで今日まで来ているわけですが、この五百億円追加ということかもしれない真実ならば、一千億円をはるかに超える事業になります。

この間の島根県の減反などによる農地の減少は、実に千三百ヘクタールの二十倍に達しております。昨年の減反面積はこの約十倍の減反面積になっております。だから、それが考えてみてもやはりむだだ。それよりも、既存の農地、中山間地の不利益なところに所得補償をしつかりやって、そして本当にそこで生き生きと農業が営めるようになります。

予算の比重を公共事業に重きを置くんじゃなくて、例えばEUなどですけれども、イギリスは、全体の予算の中で価格と所得補償関係が約七割を占めています。フランスでは六三%、ドイツでも五一・六%というふうに半分以上をそういう価格や所得補償で占めて、農業を本当に頑張れと言つておるわけですよ。

だから、大臣、本当に農業をしっかりやって、そして食料を、安全なものを日本の国土で生産していくだくという観点で今度の基本法をつくってくださいました。それで、農業を本当に頑張れと言つております。

○中川國務大臣 基本法に基づく施策、特に新しい施策は、予算措定も含めて、ほかの法律面も含め、一体的に施策を講じていかなければならぬいくならば、当然そういう予算の流れも変えるべきではありませんか。

○中林委員 では、委員会すべてが終わってから公表するということですか。

○渡辺(好)政府委員 もう少し端的に申し上げますと、委員会の傍聴はマスコミはオーケー。それから、資料もその時点で入った方には配られますが、資料もその時点でおくれておるわけありますか

平成十一年五月二十日

ら、必要なものについては、公共事業だから何でもかんでも要らないというわけにはいかないとうふうに考えております。

○中林委員 時間が参りましたので終わりますけれども、公共事業が全部必要でないとは言つていません。余りにもゆがみ過ぎているんじゃないか、國民が望んでいないようなものをさらに引き続いてやろうなどという愚策はやめるべきだ、こういうことを申し上げているわけです。そのことを重ねて申し上げまして、私の質問を終わります。

○穂積委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時八分散会



平成十一年六月三日印刷

平成十一年六月四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局